

第八十四回国会 大蔵委員会 議 録 第九号

(三三〇)

昭和五十三年三月一日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君 野田 毅君

理事 保岡 興治君 綿貫 民輔君

理事 佐藤 親樹君 塚田 庄平君

理事 坂口 力君 永末 英一君

理事 愛知 和男君 池田 行彦君

理事 宇野 宗佑君 小淵 惠三君

理事 大石 千八君 後藤田正晴君

理事 佐野 嘉吉君 坂本三十次君

理事 林 大幹君 原田 憲君

理事 本名 武君 三原 朝雄君

理事 村上 茂利君 山崎武三郎君

理事 山中 貞則君 伊藤 茂君

理事 大島 弘君 川口 大助君

理事 沢田 広君 只松 祐治君

理事 平林 剛君 山田 耻目君

理事 富地 正介君 高橋 高望君

理事 荒木 宏君 永原 稔君

出席國務大臣 大蔵大臣 村山 達雄君

出席政府委員 経済企画庁調整 澤野 潤君

局審議官 大蔵政務次官 稲村 利幸君

大蔵大臣官房審 米里 恕君

議官 大蔵省主計局次 山口 光秀君

長 大蔵省証券局長 山内 宏君

大蔵省銀行局長 徳田 博美君

国税庁次長 谷口 昇君

国税庁直税部長 水口 昭君

委員外の出席者

科学技術庁原子 田中 久泰君
力局核燃料課長
法務省民事局参 元木 伸君
事官
大蔵大臣官房調 大竹 宏繁君
査企画課長
通商産業省産 南学 政明君
業局企業行動 課長
資源エネルギー 藤咲 浩二君
庁公益事業部開 発課長
郵政省貯金局第 森本 哲夫君
一業務課長
労働省労働基準 小粥 義朗君
局監督課長
大蔵委員会調査 葉林 勇樹君
室長

委員の異動

三月一日

辞任

池端 清一君

小平 忠君

同日

辞任

岡田 利春君

高橋 高望君

同日

補欠選任

池端 清一君

小平 忠君

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
有価証券取引税法の一部を改正する法律案内閣提出第四号
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○大村委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、有価証券取引税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。荒木宏君。

○荒木委員 早速お尋ねをいたします。
公社債の取引に係る取引税の問題でございまして、昭和三十一年以来税率が据え置きになってきております。

先般来の同僚委員の質疑で、公社債市場の育成、それから個人の取得、取引の増加を図る、こういったような理由で据え置きたというふうに向つておつたのでありますが、日本証券業協会が昨年の六月から、それぞれ投資家別に売買状況を調査しております。これを見ますと、たとえば十二月を見ますと、個人は、売却が三・二%、それから買入れが一・一%、これは現先を除いた数字です。から、これを入れますと、売りで約八・〇%、買入れを合計いたしますと、売りで約八・〇%、買入れは七・二%、つまり、二十年來こうした万分の一あるいは万分の三という税率で据え置かれてきたにもかかわらず、依然として、いま若干例を申し上げましたが、そういう状態が続いている。

私はむしろ個人のこういった取引を進めていく道、あるいはそれが十分進まない原因というののもっとほかにあると思ひます。もっと基本的に申しますと、国債の大量発行、そうした道が果たして望ましいかどうかという基本論議があると思ひますけれども、それはさておいて、技術的な点に限りまして、市場整備の問題は多々論ぜられるべき点があると思ひます。むしろこの際は、やはり一種、二種、あるいは甲、乙を見まして、十八対一とかあるいは十五対一でございまして、こうした状態を保持することは、歳入の危機を解決

していくという上からも好ましいことではないんじゃないか。したがって、今回の改正の理由は伺つたのでありますが、この点について将来十分検討されるべしと思うのでありますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○米里政府委員 御承知のように、今回の改正案では、公社債の税率は据え置くということにいたしましたわけで、その結果、余りにこの格差が開き過ぎるのではないかと、株式と公社債の税率が余りに違い過ぎるのではないかと御指摘でございまして、この株式と公社債の税率のバランスが何対何がよいのかということは、確定的にはなかなかしかるべき比率で申し上げられないのではないかとと思ひます。

ただ、今回の改正に当たりましては、先ほどもお話のございました、一つは、投資証券としての性格がかなり公社債と株式と違うということ、あるいはさらにまた、御指摘のございました流通市場、公社債市場の育成という観点がいまや一層重要な時期に差しかかってまいつておるというふう

に私も考へております。特に、最近の国債、地方債その他の公共債の増加に伴ひまして、公社債市場の育成ということ、証取審議会初め当局においても多方面からの措置が講ぜられておるところでございまして、もちろん税制はそのわずかな政策の方向に沿つて、公社債市場の育成ということ、これを現在の時点においてな一層図つてまいらなければならぬ。こういう時期におきまして、公社債関係の税率の引き上げということをいたすのは、どうにも適當ではないんじゃないかというふうにも私は考へたわけでございまして、もちろん、現在の公社債に対する税率がいつまでも絶対的にそのままでいいかどうかということ、これは今後におきます証券市場あるいは公

社債市場、あるいはそのときの財政事情、税体系というふうな面から、その水準自体は絶えず適正なものであるように検討を続けていかねければならないと思いますけれども、少なくとも現在のところ、公社債関係の税率を引き上げることは適当でないというふうに私は判断いたします。特に御指摘ございましたように、二十八年にこの税ができてから、株式と公社債の性格の相違ということを中心にして、この税の引上げの背後に担税力を認めるというふうな流通税の性格から見まして、絶えず格差を設けてまいったわけでございます。そういった観点から見まして、この公社債の税率の水準自体については、今後とも適正であるように、そのときそのとき検討してまいりたいことになろうかと思ひますけれども、株式と公社債に格差があつてしかるべきであるというふうな基本的な考え方は、私どもは現在正しいのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○荒木委員 ポイントをしばって要点をお答えいただきますと思うのですが、制度が始まって間もないのにならぬ別なんです。二十年やっていてのようです。それで率が一・一%、これは審議官どう思いますか。個人の保有を少しふやして、流通市場を活性化して、こう、こうおっしゃるのですが、二十年たつて、現先を含めれば一%にもならない。三年か五年たてば、見直しとか整備とか再検討とか点検とかなさるのでしよう。もう少し結果を謙虚に見直して、そうして皆さんが二十年の方やつてこれ、いまだに一%にもならないという事態について——これだけの格差をむしろ逆に広げているわけですね。縮小するのではなくて、逆に広げている。広げてなおかつ比率はこういう状態ではないかどうか、このことを言っているわけですよ。

ですから、一番もとの論議はともあれ、こういった状態で、大証証券会社とかそれから金融機関とか、その取引上で、いまの段階ではかかるメリットを受けることが果たして国民の納得を得られる

であらうかどうか。国民は一%もないのですからね。そういう点で、将来このままでいかどうかという点は、若干の御答弁もあつたように思ひますので、ひとつ十分御検討いただきたいと思ひます。一言、大臣から伺つておきたいと思ひます。

○村山國務大臣 いま荒木委員のおっしゃつたこともわからぬわけではございませんが、一つは、やはり公社債というものは確定利付であるという点、これに取引税をかけるということとはどんなインパクトを与えるであらうか、この点が一つ問題だと思つてございます。

それから将来、これは私、多分に個人的な考え方かもしれませんが、日本の企業は自己資本が非常に少ないわけでございますが、とりわけ他人資本でも間接金融が非常に多い状況でございます。今後は恐らく、自己資本の比率を高めるといふよりも、まず直接金融の方の比重を高めていくといふのが必然の傾向ではないであらうか。そうだとすると、長期安定的な資金という意味で、やはり公社債というものに投資が行われてくる。日本は公社債市場がほかの国に比べて非常に狭隘であるということはお承知のとおりでございます。

そういった面から考えますと、やはりもう少し育成すべきではないであらうか。それと、確定利付だということがどんなインパクトを与えてくるか。実はその利回りではほとんど動いていない状況でございますので、今度は慎重な態度をとつたのではなからうか、そんな気がするわけでございますが、しかし、荒木委員の御指摘の点もございまして、今後はやはり推移を見て、財政事情等を勘案して適当な負担を求める時期もあるのじやなからうか、こんな感じがしているわけでございます。

○荒木委員 大臣の御所見は私は、大臣の立場からしますとおっしゃる意味がよく理解ができるのであります。ただ、直接金融、間接金融の問題は、全体の経済構造にかかると思ひますし、直接金融に依する国民の気持ちあるいは関心の度合いといひますのも、本当に安心して投資の方に目を向け

ていくことができるかどうかという、これは福祉の面あるいは経済成長の面その他経済運営万般にかかわってくる大きな問題だと思ひます。ですから、そういった点で、単に金融の面だけで直接金融をふやしていくという方策がすべて首尾相整うわけのものでもなからうと思ひます。

また一方、確かに確定利率で取引されておるものには違ひないのですけれども、これだけ余資がふえてまいりますと、資金運用、資産運用という点から、債券売買による利益というものもまた現実に発生をいたしております。また、現先というふうな運用もこれあり、そういう点から、登録制度でなくて、売買のときに課税するというふうな仕組を変えられたのも、やはり公社債の現実の動きが、必ずしもその利率だけで、いわゆる堅実ということだけで動いているものでもなからう、そろばん片手ということでありまからう。そういう意味で、将来に向けての基本的な考えを伺ひましたので、あわせて申し添えて御要望しておきたいと思ひます。

なお、そのことに関連しまして、市場主体といひますか、証券会社の営業姿勢といひますか、この点で「一、お尋ねをしておきたいと思ひますが、一言で言ひますと、過当競争ということが従来間々言われてまいりました。これは手数料収入の目標を設定して、そして銘柄を個別に割り当てをいたしまして、各部店別に叱咤激励をして必ず到達をするように」という、こういう方式であります。私も従来からときどきこの委員会でも質疑をいたしておりました。それぞれの資料は若干そろえてはございませうけれども、時間の関係で割愛をさせていただきますが、こういうことがずっと重なつてまいりますと、全体としてどういふ問題が起るか。

それぞれ一つずつ取り上げますと、これはそれなりに現段階では容認できる面がないではない。目標の設定といひ、あるいは割り当て努力目標といひ、さらにはそのための経営努力といひ、これはそれなりに納得できる面があるのですけれども

も、ただし、そのことが総合的に進められますと、一つは、証券会社の外交員の人々が脱税の片棒をかつているのではないかとこのように疑念が生ずる。現に昨年「税のしるべ」で取り上げられましたけれども、五十回、二十万株未満であればキャピタルゲインの課税にならないといふこととで、その適用を受けるためにさまざまな名義の分散、こういったことが外交員の指導で行われている事例があるといふことが報道されております。「郵便局もあるよ」と呼ぶ者あり。いま郵便局の事例があるといふお話もありまからうけれども、ここは大蔵委員会でありまからう証券会社の件を取り上げたのですけれども、こういう点が一つございまして、もちろん徴税当局の方の対策ということになりますけれども、しかし、証券市場にかかわる証券業の営業姿勢ということも、ひとつ証券当局からそれに対する指導ということを伺つておきたい。

それから二つ目には、信用取引ということがあります。これは個人の扱つておるのが約四割から五割というふうな聞いておりました。その返済状況は大体が反対売買で決済をされる、期間は三カ月ぐらいということに相なりますと、短期の利ざやかせぎというのを仮に投機だといふふうに考えますと、信用取引が投機目的で使われているといふことが全体の姿として言える側面があるのではなからうか、全部がそうだと決して言ひませんよ。

そういうことに相なりますと、先ほどの目標設定、そして個別割り当て、それの必達といふところから、片や脱税の補助と見られるような事例がインパクトとして起こつてくる、片や投機要素を持った信用取引の回数をふやしていく、手数料をずっと上げていく、そういうふうなことが懸念をされておるわけでありまからう、これについての政府当局の見解と指導、対策を伺ひたいと思ひます。

○山内政府委員 まず信用取引の方から申し上げますが、委員御承知のとおり、終戦直後は株式取

引は現金取引のみから発足をいたしたわけでございますが、これだけでは必ずしも需給の円滑な統合が図れないというふうなことがございまして、価格形成を容易に行うという観点も含めまして、ある限度を置きました上での需給の統合という形をとった信用取引というものが創設をされたわけでございます。御指摘にもございまして、仮需給の導入といえますのは、その裏面にはいずれにいたしまして、やや投機的な性格のものを含んでくるというおそれがございまして、制度としてそういう性格がございまして、

したがって以後、信用取引の指導といたしましては、現実の利用の仕方の中に投機性の強いものが紛れ込みますことをできるだけ排除をするというふうな形で指導を続けてまいりました。従来から信用取引が過度に投機的に利用されることのないようにいろいろな措置を講じながら、いわゆる薄資投資家、つまり資本が比較的小さい投資家、こういったものに不測の損害を与えることのないように証券会社の営業姿勢の監督を続けてまいりました。

また他方、取引所におきましても、個別のものにつきまして価格が乱高下するようなどときには、これに対してしかるべき規制を行うとか、あるいは市場全般がある程度ヒートいたしましたときには、これに対してやはり全般的な規制をいたしますとか、そういった形を講じてまいっておるわけでありまして、そういった信用取引が過度に投機的に働かないようなことのための制御装置というのは、昭和二十六年以降かなりわれわれとしても意を払って努力してまいって充実をしておるものというふうなことでございまして、今後はこれが機を失せず適当な装置を働かせるということ、それからそれに対応いたしまして、引き続き証券会社の営業姿勢の適正化に、役所の方ももちろんでありまされども、主体でありますところの証券会社の努力を期待するというふうな形をやってまいるといふことに相なろうかと思っております。

そういう意味合いからいたしまして、当然、たとえば信用取引を特定のお客をつかまえて過度に回転をさせて、それによって当該顧客に迷惑をかけるというふうなことにしましては、これは先ほど申しましたようなものからの従来の規制にかんがみまして、いろいろな意味での制約があるわけでございますが、その結果課税の対象になるかならないかということにつきましては、税務官署の判断にお任せする、あるいは税務官署の判断以前に当然その投資家としての納税義務に従って所定の手続をとるといふふうなことであらうかと思っております。

○荒木委員 いま信用取引の關係で伺ったのですが、現実の問題として、あるいは個別のことになるかもしれませんが、こういう営業姿勢が、いま問題になっております永大の株式の証券市場における動き、こういうことにも決して無関係ではないのじゃないか。私がある証券会社の資料を調べましたところ、五十年の九月、これは大手であります、株式部の資料として、今後浮上する株式だとして建材関連で永大産業、こういう経営方針がある。これから上昇していくのだというところ、足取り推移を見ますと、大体四十八年、四十九年それぞれ六十億余りの利益を上げております。その前には時価発行もやり、四十八年一月には当該の証券会社が幹事会社になりまして公募をいたしまして、それから外債の調達もやり、五割配当までやっている。ところが、浮上する株だという指摘をし経営戦略を決めたときには、純損益は一年間一億のマイナスになっております。次の年は百九十億のマイナスになっておる。その次の年は百四十億のマイナスになっておる。ことしはとうとう会社更生法の適用を受けているんですね。

私は、推奨株というふうなことが問題になり、それが注目株というふうな扱いになり、もちろん大衆投資家保護のためにいろいろなことがされておりますけれども、本来が取引が信用取引という投機に結びつくことを前提にした市場であり、株式の時価、市場価格といえますものは日々動いて

おるわけでございます。そういうのを投資家自身で判断をしてそこに関与していくわけでありまして、こういうふうなことが一方であり、そして他方では、昨年の六月に生命保険会社が二百万株売り逃げた。様子がわかつている人は先に逃げるわけですね。一方、もとのオーナーでありました人は、これまた自己の保有している株は先に処分して、危険はもうすでにほかに転嫁をした。ところが大衆の方は、大手証券と言われるところの経営戦略に、ある程度信用するといふか依拠するといふか、そのことをうのみにするといふか、乗っついていく。もう年間六十億、五割配当の、外債を何とかかんとか言っておるときからさま変わりになりつつある、もう翌年からは百数十億もどどん低下をしていく、これは後からそう言うのだという話になるかもしれないが、客観的にそうなっておる時点で、これは浮上株だと言っている。一方、生保や機関投資家の方は、これは全部じやないでしようけれども売り逃げをしている。他方は紙切れを持たされる。ちよつと極端な申し上げようをしていいますけれども、これについてひとつどういう実態把握をされているか、どういう対策をお考えになるか、これは将来の証券市場、大衆の保護といふことからも伺っておきたい。これが一点でございます。

それから、時間が余りございせんので兼ねてもう一問申し上げますが、同時に、こういう経営姿勢が職場の中では残業、長時間労働、そして健康破壊という事態を招いておるといふことでございまして。この点は、本年の一月に大和証券の従業員組合が出しました資料の中にございまして、命令を受けて日曜出勤したというのが、本部で八二%、営業で六八%。それから年休をどのようにご利用したか、病気のために使ったというのが六三%、年休を取りたいという場合に思うように取れないというのが営業で八二%あります。年休を一年間のどのくらい取ったか、一日から三日というのが六四%であります。ほかにずいぶんいろいろな資料が出ております。

これは特定の職場だけではなくて、五十一年のこれは日興証券であります、こどもも、主任以下の残業時間はある月七十三・三時間、たまたま二週間をとってみますと、午後九時十分に出社をして十時に帰宅というのが二週間続いた。これが平均だということです。

つまり、一番大もたら出てるそういう目標を設定して、個別銘柄を割り当てて、それをやらなければ処分をする、こういう体制ですね。これはある証券会社の全国部店長会議の社長さんの訓示であります、絶対に目標に到達しないといふことは許されぬ、できてもできなくてもいふかりそめにもそんな姿勢で臨む人があれば厳しい指導を受けるだろう、こういうふうなことを言っておるわけですね。

私が先ほど申し上げた永大を事例とするという問題、それから職場にあらわれておるこういう点、これについての御意見を伺っておきたいと思っております。

なお、そういうのは中小証券の職場、市場としては地方取引所に一番あらわれてくるわけでありまして、すでに地方取引所問題は当事者間で協議を重ねられております。また、京都では京都証券の問題が起つておることは御承知のとおりです。また、先般大蔵省から担当の方がヨーロッパを視察されて、そこで、オランダ型、イギリス型、集中して取引をやるやり方、フランスのように分散して地方も大事にしていくというやり方もあるということが報告されておりますけれども、そういったことも含めて、全体として資金調達を、企業の経営が堅実になるように、同時に国民が納得できるように、大衆が被害を受けないように、職場の従業員が安心して働けるように、こういう点についての問題を三にわたって申し上げたわけでございます。時間があれてございましてけれども、要点をとらえて御答弁をいただきたいと思います。

○山内政府委員 多方面にわたってお話ございましたが、まず最初に、五十年九月の永大株に關

する問題でございます。

御指摘のように五十年九月と申しますのは、永大の実態がもうすでにかなり悪くなつておる時期でございます。五十年の十二月期では、同期純利益がマイナス百七十五億という状態でございますから、そのときにいま御趣旨のような話が出ておりますといはしますならば、これは状況判断としてむしろやおかしい。営業姿勢とか何とか申します前に、当該証券会社の経営分析についてかなり問題があるのじやなからうか、むしろその辺のところは私も心配を持つてございませう。

それから、たとえば旧株主でありますとかあるいは保険会社が売り抜けたという問題でございますが、これは昨日の当委員会においても御説明を申し上げましたように、そういった意味でインサイダー・トレーディングの疑いがあるかどうかということは、現に調査に着手いたしております。これは、まずは取引所にございます資料から調査の手がかりを得たいということで、目下計画を立てて進捗中でございます。

それから労働問題、特にいまの残業の問題、あるいはこれに関連をしていわざるを得ないようなものでしりをひっぱたいておるのではないかと、御質問でございますが、この点につきましては、昨年の当委員会での前任の局長が荒木委員から御質問を受け、いろいろその後事情調査をいたしました結果の御報告を一応差し上げておると思ひますが、ああいう形で今後も引き続き、私どももいたしましてそういった無理な営業姿勢によつて顧客に迷惑を及ぼしてはならないという観点から、諸種の監督を行つてまいりたいと思ひます。ただ、基本的には、やはり何らかの形で全般的な会社の経営方針あるいは経営の目的なりというのを設定をして、そちらに向かつて努力をさせようという形で企業を引っ張つていくというのは、これは一つの経営者の経営姿勢の問題でございます。つまり外部に対して、あるいは投資家に対して迷

惑を及ぼすという限度に達しない範囲内においてこれを行うということについては、私どもとしてはやむを得ないというふうな考へるわけでございませう。

なお、最後に地方取引所の問題の御指摘がございました。これはいづれもそういった証券会社の経営姿勢といひますよりは、すぐれて地方経済の基盤の変動に対して経営そのものが追いついておるのかどうかという問題としてわれわれは受け取つております。

○小堀説明員 証券業の労働時間は、全国的には全産業平均よりも少々短い時間の時間になっておりますので、特に基準法の施行の面から問題業種というところからは従来いたしておりませんけれども、それぞれの地域で、たとえば企業による自主点検方式といった形で基準法のいろんな点を洗ひますと、やはり労働時間、特に残業時間、さらには女子の残業時間の制限違反といったような点が二割ぐらいの事業所で認められるという形がございませうので、そういった点の是正については今後監督機関としてもさらに力を入れていきたいと思ひます。

○荒木委員 終わります。

○大村委員長 永原稔君。

○永原委員 最初に、佐藤委員の最初に質問されたことと関連がございませうけれども、利子配当課税の分離課税が総合課税に移行するという点について、大臣もこの前も確認なさいましたように、五十六年度以降何となく総合課税に移行していきないうちにお気持を述べられました。大倉主税局長が、五十三年度の夏ごろまでに態勢をつくるようなお考えを述べられましたけれども、この態勢といふのは一体どういふことなのか。検討の陣容でも整えるという意味なのか、方法論を具体的に論議し合ひながら税調にかけるといふ意味なのか、そこら辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○米里政府委員 過日、大倉局長が申し上げました、夏ごろまでに行いたいと思ひました意味は、現在、この利子配当の総合課税につきまして各方

面でいろいろ検討をいたしております。私どももいたしましては、部内におきましては国税庁も含めて勉強しておりますし、非公式ではございませうけれども、全国銀行協会にも検討を依頼しておる次第でございます。そういったような部内における準備作業といふもののある程度めどがつきました段階で、金融機関、先ほど申し上げました全国銀行協会の部内での検討とあわせて、両者をドッキングして意見交換をしたい、そこで両者の執行体制その他につきましての調整を行いたいというようなことを考えておまして、その意見交換、検討というものを夏ごろまでに済ませたい、こういう意味で申し上げたかと思ひます。

○永原委員 考え方の中にたゞば背番号制のようなことは考慮していらつしやるのでしょうか。

○米里政府委員 執行体制、把握体制の整備という中には、大きな問題といたしまして、本人をどうやって確認するかという問題と名寄せの問題が主な柱のものにならうかと思ひます。そういったような観点から、お話のございました背番号制というような問題もこれに関連いたしますので、そういったようなことも含めまして検討いたしたいと考えておるわけでございませう。

○永原委員 それで問題は、所得税法の株式売買の非課税の問題に移るわけですが、この前のお話で、キャピタルゲインがよくつかめないから、かわるものとして流通税を考えた、しかし、流通税とキャピタルゲインとは内容が違ふので、総合課税になつても流通税は廃止しないのだということを大倉主税局長はおっしゃいました。理由はよくわかるのですけれども、キャピタルゲインを見逃しているというのとは否定できないと思ひます。やはりロスが多いというような問題はあります。これはもう、こういうキャピタルゲインをつかまえるその方法として、利子配当の総合課税が方法論として確立するならば、これについても同じようにいくのではないかとと思ひますけれども、そういう点はどうでしょうか。

○米里政府委員 お話の利子配当総合課税がなされた場合にキャピタルゲイン課税が可能になるのではないかとお話をございませうが、これは両者は、オーバーラップしておる部分もございませう。しかし、全く違う部門もございまして、有価証券譲渡益に対する課税ということ、あくまでも行われまして売買の結果だけ譲渡益が発生したかということでございますから、これは流れをとらえまして、その場合に一体どれだけ買われてどれだけ売られたのかということを確認する必要がございませう。そういったような観点から、両者必ずしも同一に、一方ができれば一方ができるというような性格のものとも考えておりませう。ただ御指摘のように、どっちかができればどっちかがやりやすくなるという点はあるかと思ひます。

○永原委員 所得の算定方法については、それは差があるかもしれませんが、確定する方法については同じようなものだと思いますが、どうでしょうか。

○米里政府委員 何分にも非常に大量の取引が行われておまして、その取引に対して正確な把握をしなければならぬ、単に利子配当がどなたに帰属するかという問題とはまた違つた面がおのずからあらうかと思ひます。御承知のように、現在申告納税制度ということでございませうので、キャピタルゲイン課税につきましては、特に総合課税になりました場合に申告が一体どういふことになるだらうかという問題がございまして、そういったような意味合いから、皆さんが正しい申告をしていただける、また、税務当局でもそれが正しいものだといふ確認をするシステムをつくつていくといふことは、なかなか一挙にはむずかしいのじやないかというふうなことから、利子配当総合課税の問題とは一応切り離しまして、現在のキャピタルゲイン課税に対しては、さらにこれにより広い対象を取り入れることはできないものだらうかという線で検討しておるわけでございませう。

○永原委員 二種と比べて一種が低いということ

についていろいろ御説明がありました。しかし、証券会社の有する有価証券が商品的な性格を持っているという場合と、一般の法人あるいは個人が財産とか投資の目的で保持している、または譲渡する場合とは相違するから差があるのだとは思いますが、これはきのうでしかたかおとといで、昨日、米里審議官のお話にもありましたように、株式については経営参加、利潤追求という意識があるのだというところからして、二種の方にはある程度の所得概念といえますか、担税力の評価というものがなされているような気がしますが、その点はどうでしょうか。

○米里政府委員 御承知のように、一種、二種の問題と甲、乙、公社債と株式の問題と両方あるわけですが、昨日、公社債、株式の問題につきましては、昨日、本日という御質問がございましたところで、私どもの考え方いろいろ御説明したわけですが、これはあくまでも投資する側の考え方、株式の売買によって利益を得ようというふうな考えられるのか、あるいはまた、公社債の確定利付というものに着目して公社債の消化をなされるのか、その辺の相対的な違いということがその裏にひそむ担税力の差となつて出ているというふうな考えでおります。

それから、一種、二種の問題でございますが、御承知のように、一種は、証券会社が持つておられる有価証券を売買によって譲渡した場合、二種は、一般の方が譲渡した場合とことごとございしますが、第一種の方は、商品的な性格を持つもので、流通過程における一段階にすぎないのだ、第二種の方が財産または投資として持つておられる有価証券を譲渡する場合とはおのずから性格が違うのじゃないかというようなことで、差を設けているわけでございます。

○永原委員 差があるのは理解できるのですけれども、これは定率法ですから、取り扱い額が大きくなれば税額もふえるという理屈もわかります。しかし、裏にある担税力というのを考えた場合には、一般大衆の投資と大きな投資との間に差が

あるわけですね。そういうものを考えた場合に、一律の定率法だけではないで、段階を設けていっていいのではないかと気がするのですけれども、段階税率については何かお考えはないでしょうか。

○米里政府委員 この有価証券取引税は、流通税として非常に大量のものを対象にいたします。そういう意味で、有価証券の流通をできるだけ阻害しないような形で、広く浅く機械的に課税しようという流通税の性格だというふうな私どもは考えております。そういったような意味合いから、制度はなるべく単純、機械的なものの方が望ましいのだという考え方から、個別にその担税力というものの差その他に着目しまして、税の仕組みあるいは手続というものを余り複雑にすることは、どうも流通税の性格にそぐわないのじゃないかというふうな私どもは考えておるところでございます。

○永原委員 細分しますと確かにそうなるのですけれども、いろいろな検討の中で、一千万円以上の者は高額所得者じゃないかという論議がよくなされます。そういう中で、中小企業の法人税の關係でよく言われるのですけれども、七百万の限度額に対して二八％、これを一千万ないし一千万五百万ぐらいに上げたかどうかというお話です。すると、一千万とか一千万五百万というのは、中小企業者にとっても大きな所得ではないかというふうなお話が出てきて、高額所得の一分類のようにお考えになつていく気持が伝えられるわけですが、けれども、こういう一千万五百万の大きな金を動かすという人と、わずか五万、十万という金を動かす人とが本当に同一の定率でいいのだからかと、若干疑問を持つわけですね。段階をたくさん細かく分けましても、いま審議官お話しのように、流通を非常に阻害するということもありましようけれども、段階を区切つて、もっと簡素化して段階を設けていけば可能ではないかという気がするのですが、そういう点についてはどうでしょうか。

○米里政府委員 一つは、御指摘のございました定率課税ということで、おのずから金額が大きくなればその分だけ納めていただく税も多くなるといふ問題もございします。この制度自体、その担税力と申す意味でございしますが、これは非常に細かく申しますと、売り手それぞれによって、同じ金額あるいは違った量売った場合にそれぞれ担税力が違うということになります。本来は、その方の所得なり、法人であれば収益なり、そういったようなものに対して直接税で考えるべき考え方ではないかと、流通税としては、ただ単に有価証券が流れておるといふことについての機械的な税である、こういう性格のものではなからうかと私は考えております。

○永原委員 直接税と間接税、流通税の關係については承知しておりますけれども、概念としてとらえた場合に、直接税のときには一千万五百万が非常に高額所得だということに言われ、一方、流通過程においては、一千万五百万は大して大きな額だというふうな印象で扱われるとすれば、何か統一されてない見解だという気がしてしょうがないのです。それで御聞きしたのですが、そういう点はどうでしょうか。

○米里政府委員 担税力という意味から理屈だけで申しますと、すべてなるべく直接税中心の総合課税方式というものが負担の公平という意味から一番望ましいのではなからうか。しかし、直接税一本ということになりますと、これは把握の問題もございしますし、その他の補完しなければならぬ面も出てまいります。そういったようなことから、いろいろな税が組み合わされて税体系全体ができ上がつておるといふ中で流通税というものがつきましても、くどいようでございますが、私どもは、こういう形で機械的にやらせていただくというのが一番いいのじゃないかと考えておるわけでございます。

○永原委員 キャピタルゲイン課税が確立したときには、第一種の流通税というのは税率に変更は来されるでしょうか。

○米里政府委員 キャピタルゲイン課税を今後段

階的に強化してまいりました場合に、やはりその性格が違いますので、依然として有価証券取引税は存在するだろうということを、過日主税局長が申し上げたわけですが、キャピタルゲイン課税と有価証券取引税の税率につきましては、考え方としては直接關係がない、別のものである。有価証券取引税は、ロスがあつても機械的にかけられるのだということがございしますし、現在法人につきましては、有価証券取引税もかかりましますし、結果的にキャピタルゲイン課税もされておるといふ形になつておりますので、現在の段階では、キャピタルゲイン課税ができたために有価証券取引税の税率が下がるだろうという考え方は私どもは持っておりません。

○永原委員 税率変更はないということでは理解してよろしいでしょうか。

公社債市場のことについて、先ほど荒木委員からお話が出ましたので、ダブらないようにしたいと思いますが、先ほど大臣は答への中で、まだ日本の公社債市場は非常に狭隘である、こういうふうにおっしゃいましたけれども、日本の国民経済規模からして、どのくらいの規模だったならば適当な、狭隘でないという取り扱ひ量になるのでしょうか。いま公社債市場の流通は百数十兆になつていくのじゃないかというように記憶いたしますけれども、そういうのもまだ実際は狭隘と言えらるのでしょうか。

○村山国務大臣 年間の売買取引量ではあるといふのはどんなものだろうかという感じがするわけでございます。むしろ直接金融と間接金融の比率がどの程度いかに。いろいろな功罪がありましようけれども、経営基盤が長期にわたつて安定するといふ面から申しますと、どちらかと言へば直接金融の方が経営基盤あるいは資金繰りが安定するのじゃないか。しかし、これは貯蓄者の方の選択によつて結果的に出てくる問題であることは当然でございます。いま家計部門がほとんど金融機関に預ける、こういうことでございします。しかし、その点は徐々に動いていくのじゃないかろう

か。日本は特殊の事情がございますけれども、特に戦争中の影響が今日まで大きく影響してきていますのでございませうけれども、行く末を考えますと、直接投資、したがって調達する側から言くと直接金融という方向に徐々に向かいつつあるのではないかと。そういう芽を摘まないという意味で申し上げているわけでございます。と、それだけに、なつたら適正かというような問題はまさにそちらの方の、逆の側の推移によるのではなからうか、少なくともその芽を伸ばしてやる、そういう意味で申し上げているわけでございます。

○永原委員 公社債市場において金利が問題だということも承知しております。○何%の争いになるだろうということも言っていますけれども、諸外国の公社債に対する流通税はどのくらいの税率になっているのでしょうか。

○米里政府委員 諸外国の有価証券取引税に相当いたします税率でございますが、まずアメリカは州の取引税でございます。一例を挙げましてニューヨーク州の場合を申し上げます。上げたきと、売買によります場合に、金額によつて波を打っておりますが、最低〇・二%強から最高〇・六%強ぐらいのところを波を打っております。それから、イギリスは原則二%という税率になつております。西ドイツは原則として〇・二五%、これも種類によりまして多少違いますが、原則として〇・二五%ぐらい。フランスは売却額に對しまして〇・一五%ないし〇・三%ぐらい、こういうことでございます。

ちなみに、OECD租税委員会が各国の有価証券取引税の問題が検討されたことがございまして、一九七一年六月に中間報告が出ておりますが、これは諸外国が、資本の自由移動というような情勢になりました。この際、ある程度国際的に有価証券取引税の税率を議論しようというやうなことでなされた議論であつたかと思ひますが、その際は〇・五%程度とすることが適當ではないかというやうな中間的な報告が出ております。

○永原委員 それは株式ですか、公社債ですか。

○米里政府委員 株式と債券でいろいろございませうが、いま申し上げましたのは主として株式の場合でございます。

○永原委員 公社債については、やはり日本よりはるかに税率が高いのじやないでしょうか。

○米里政府委員 公社債につきましては、国によつていろいろのパターンがございませう。たとえばアメリカのように、債券類は一切課税しないというやうな国もございませう。それから、たとえば公共債は特別の低率にするというやうな国もございませう。株式と公社債の税率にかなりの差を設けている国もございませう。一方、株式も公社債も全く同じ税率だというやうな国もございませう。国によりましていろいろのパターンがございませう。

○永原委員 所得税はほかの国と比べて非常に低い。よく諸国の例をおとりにいたしますけれども、こういう流通を阻害しないようにというお気持ちばかりでございますけれども、こういう点についてはなお検討を要するのではないかとと思ひますけれども、大臣、どうですか。

○村山国務大臣 恐らく租税体系全般に通ずる問題としてこの取引税をどの辺に位置づけるか、租税体系全体の問題じやなからうかと思つておるわけでございます。

御承知のように、直間比率で言いますと、日本は直接税率が二番目に高い。いま七〇%ぐらいだろうと思ひますが、そういう体系がいいのかどうか、大体それぐらい。われわれが言つておるものは、租税負担が余りにも軽過ぎるじやないかというのを申し上げているのであつて、直間比率なり税率を申し上げて、日本が特に直接税率が高いということを言つてゐるわけではないのでございませう。そういう意味で、いま永原委員のおっしゃつたことも頭に置きますけれども、やはり全体の租税体系としてどう位置づけるか、そういう問題として検討してまいりたいと思つております。

○永原委員 円建て外債が大分ふえてきておりますけれども、こういうものに対する流通税もやはり

り国債と同じだと思ひますが、ほかの国が、利率の点で日本が有利であるという見方から円建て外債をしてゐるのでしょうか、一般的に言つてどのくらいの差があるのか、このことを教えていただきたいと思ひます。

○米里政府委員 ちよつと所管が違ひまして、すぐにはわかりかねますので、申しわけございませう。

○永原委員 それから、相対取引というのですか、直取引というのですか、このことも佐藤委員がお話しになりました。有価証券取引税法十二条によつて有価証券取引書をつくらなければならぬ、こういうことが規定されておる、また罰則も、これは五十万とか三年以下というやうな厳しい罰則が科されてゐるに思ひましたけれども、

こういうものについて本当に、これは納税者の納税証明書みたいなものだということであればそれまでですけれども、こういうものまでおつくりになり、つくらなければ罰則を科するというやうな非常に厳しい態度で臨んでいらつしやうながら、この前のお話のように実効は上がつていない、実態はつかぬ、こういうようによいお答えがあつたのですが、こういうやうなものでは本当に空文として意味がないのじやないかという気がいたしますけれども、何か届け出制にするというやうなお考えはありませうでしょうか。

○米里政府委員 相対取引、直取引の場合の課税方法についての問題でございますが、現在御承知のように、相対取引について印紙納付の方法で自主的に納税していただく、その際に取引書をつくつていただく、一年間保管していただく、こういうことになつておるわけでありませうが、これはひとえにできるだけ納税者の方の負担を省きたい、取引の障害にならないようにしたい、日々数多く取引されておるもので、そういうことで自主的に納税していただくというやうなことを考えておるわけでございます。本来、自由な流通が最も必要である取引でございますので、そういうやうな意味での現行制度ができておるわけでは

ございまして、これを一々、もしおつしやるようにことし届け出制というやうなことにいたしますと、非常に手数がかかるといふやうなことではなかつたと思ひます。

○永原委員 この前の佐藤委員の質問に対しては、あのときは、結局市場を通さない取引が多くなれば市場価格を乱すのじやないかというやうな意味のお話もあつたと思ひますけれども、いまのお答えでかなり多くのものがこの相対取引でなされてゐるやうな印象を受けましたけれども、実際はどうなんでしょうか。

○谷口(昇)政府委員 相対取引の課税の実態でございますけれども、証券会社を通さないいわゆる相対取引では、有価証券を譲渡した場合に、譲渡者は有価証券取引書を作成をいたしまして、これに有価証券取引税相当額の印紙を張つて消印をして納付するという、御承知のとおり印紙納付の方法によることとなつております。したがひまして、印紙収入として国庫に入つてまいりますので、その件数とかあるいは納付額が幾らであるかは私どもでは不明でございます。

なお、有価証券の取引に關しまして、昨日も員沼委員から御質問がありましたけれども、私ども有価証券の譲渡については、それぞれその態様にによりまして、譲渡所得あるいは事業所得あるいは雑所得と分類はしておりますが、それぞれ所得別の統計は持つておりますが、その中で有価証券の譲渡あるいは相対取引の譲渡というもののついて統計は現在持つておりません。

以上です。

○永原委員 所得税法における五十回とかあるいは二十万というやうな数字、これが実際に本当に守られていないとか、それから実態がつかぬ、あるいはこういう印紙による納税、こういうものも非常に実態がつかぬ、有名無実のやうな感じがしてゐるやうな感じがいたします。特に罰則まで設けて厳しくやつてゐますけれども、実効の上がらないものやうな感じがしますが、これは何か改善の方法はないんでしょうか。

○谷口(昇)政府委員 ただいまの御質問でござい
ますが、私どもは、統計的な数字はもちろん把
握をしていないと先ほど申したとおりでございま
すが、実際には有価証券の相対取引につきまして
は、法人税とかあるいは所得税の調査の際に、そ
の課税がどういふふうになっておるか、あるいは
課税を更正をするなら更正をするということがあ
りますれば、それは更正をするということである
は現実に調査を通じて承知はしておりますが、統
計として全国でどういふ数字があるかというこ
とを持っておらない、こういうことでございま
す。

○水原委員 違反の件数というのは現実にあるん
ですか。

○谷口(昇)政府委員 私どもの手元には数字は
ございません。

○水原委員 これで終わります。

○大村委員 只松祐治君。

○只松委員 きょうはしんがり承りまして、時
間がありませんので、問題点を述べます。ま
た、時間の足りないところは資料要求だけにど
めますので、後日また本格的な討議を行いたい
と思います。

証券問題というのは、資本主義社会における中
心課題、証券市場というのはメッカと言つても
いわけでございします。昨年度取引所なんかを調査
見学に参りました。あの内容を見まして、これ
が一事が万事、旧態依然たるものがあることは御
承知のとおりでございします。したがって、これが
売買形態あるいは外務員を使つての販売形態、こ
ういふものまで全部ひくるめますと、まだ非常
に封建的といひますか、昔のままのしきたりがた
くさん残つております。こういう面では私は、証
券行政というものは、近代社会に対応してもつと
近代化をするし、民主化をしてまいらなければな
らない、こういうふうには存じますが、大臣なり当
該局長あたりはいかなる努力をなさつておられ、
今後なさる予定であるか、お聞かせをいただきた
い。

○山内政府委員 その点につきましては、当委員
会においても再三にわたりまして御指摘をいた
しておりましたし、それに応じまして行政のサイ
ドにおきまして、各種の手段を講じてまいつたこ
ろでございします。

けさの御質問にもお答えいたしましたように、
その問題は主として現物取引よりも信用取引の問
題において集約をされて世の中にあられてまい
る事柄でございしますので、そういう意味合いで、
過去三十年ほどにわたりまして相当いろいろな信
用取引に対する過剰な抑制策といふものを講
じてまいりました。水準をいたしましては、現
在のそういった諸手段といふのはかなり充実を
したものだと思つておりますので、今後の
問題といたしましては、そういったかなり充実を
いたしました諸手段をタイミングよく必要な時期
に発動するといふこと、それからその裏づけと
いたしまして、証券会社がいま御指摘のような形
で、公共的な使命に応じた経営形態を今後とも進
めてまいるといふことが肝要であらうかと思
います。

○只松委員 そういふものの一つの手当として、
四月からですか、上場のいろいろな新規基準
といふものがつくられるわけでございしますが、こ
の結果、一部で三社、二部で十九社ぐらゐあると
いふように言われておりますが、いわゆる新規基
準に適合しないで洗われておる会社、ここで即座
にわかればお答えをいたしたいし、まだ推測の
段階だ、いろいろな問題がある——新聞等にはす
でに固有の会社の名前が発表されております。わ
かれればひとつ、わからなければ後日資料を提出し
ていただきたい、こういうふうには思ひます。

○山内政府委員 御指摘のとおり、現在の証券取
引所に対する上場基準がやや強化をされまして、
その関係でこの三月以降、基準の改正に伴う上場
廃止といふ会社が出てまいる可能性がございま
す。
いろいろ基準を強化をいたしておりますが、た
とえば資本金基準でございしますと、四月一日現在

の資本金で判定をするということになっておりま
す。それからまた、無配ないし債務超過基準につ
きましては、これは本年の六月以降出てまいりま
す有価証券報告書に基づいて判断をするというこ
とになっております。

そういうふうな関係で、現在の時点ではまだそ
ういった期限が参つておりませんので、確定的に
云々といふことは明確ではないわけでございしま
すけれども、ただ、会社によりましては、すでに現
在の段階で先を見通して上場廃止を決定をしたと
いふ表明をしておる会社がございます。そういう
た会社につきましては、現在二十二社ございしま
す。会社みずからそういう申し出をなさつたところ
が二十二社ございします。この二十二社につきま
しては、そういう申し出がありまして都度、あるい
は公表のありました都度証券会社に通知をするこ
とにも、取引所の日報に掲載をするといふふうな
手段を講じてございします。今後もそういう申し
出がございします場合には、その都度そういう形で
公にしていきたいといふふうに思ひます。

○只松委員 こういう会社は恐らく店頭売買が何
かならうかと思ひますけれども、多かれ少なか
れ被害が出てくる可能性はある。こういうことに
関して、これはずっと前から質問がありまして永
大の場合なんか顕著に出てきておりますね。永大
が四十四年、四十六年、四十八年、三千四百万株
の時価発行をやつて約二百億円、百九十六億二千
万円の利益を得ておるわけです。これがポスト入
りしてしまふ、こういうことになってしまひます
と、私どももこれは民主化と言つておりますよう
に、必ずしも大会社であるいは大金持ちだけが株
を持つておるのではなくて、一労働者も株を所有
している人がおる。こういうことに関しましては何
らの対策がなされておらない。会社の更生だとかあ
るいは関連会社の救済といふようなことはいろ
ろなされておりますけれども、いまの基準取り消
しになる会社、あるいは具体的に出来ておるた
とえば永大とか、こういう問題の株主に対するい
ろいろな施策といふものは、余り論じられたこと

も聞かないし、金持ちがどうせ買つてゐるんだか
ら大したことはないだろうと言へばそれまでだけ
れども、必ずしも私は金持ちだけが買つておると
は思ひません。こういうことに対して何らかの具体
策をとられたりお考えになったことがありますかど
うか。

○山内政府委員 まず、上場廃止基準に該当いた
しまして上場廃止になりますものの扱いにつきま
しては、これは原則といたしまして、上場廃止を
決定いたしました後三カ月間、整理ポストと言
つておりますが、取引所の中で引き続き取引をいた
します。この三カ月経過後、これまた原則といた
しまして、いま委員御指摘のとおり、店頭証券の
扱いになります。それがこれまた原則として三カ
月程度店頭で取引をいたしました後、本当に公認
された取引がなくなる、相場がなくなるというこ
とでございします。

それから第二番目の、株主に対する対策いかん
という御質問でございしますが、非常に基本的に申
しますならば、やはりわれわれとしては、いわゆ
るディスクロージャーの制度、企業内容開示制度
によりまして、投資をしようとする人に対して企
業の内容を十分公示をして、その判断のもとに株
を買つていただく、あるいは株を売るといふふう
なことをやつていただくのが最もメーンのルート
であらうかと思ひます。

ただ、わが国の場合、これは只松委員も非常に
御熱心でございまして、現在、企業内容開示制度
は諸外国に比べて非常に進んでいると思ひますけ
れども、しかしながら、いかにせん、その制度そ
のものが、いわば事後的に世の中にあられてく
る、つまり決算が終わつた後、あるいは半期決算
の後、半年前なり一年前なりの経営状態が世の中
にあらわれるという、やや時期のずれがございま
す。
それから先、つまりむしろもっとそれよりも早
いタイミングでのディスクロージャーをどうする
かというのが御指摘の重点だろうと思ひますのであ
りますけれども、その辺になりますと、実はそこま

この問題といたしましては、要するにいわゆる特殊株主と申しますか、総会屋もこれは株主であるということでございます、株主の権利をいわずば拡張することになりますと、同時に総会屋も権利と申しますか力を得てしまうということがございますので、総会屋を抑えながらしかも株主の力を強めていくにはどうしたらいいかというのは、非常に技術的な問題でございます、これが今後検討の中心になるかと思ひます。

○只松委員 時間がありませんので、銀行局に資料要求だけをきようはいたしておきたいと思ひます。

私の手元にもこのくらいいろいろな資料が来ております。西日本相互銀行の問題についてでございます。労働基準局が何回か立ち入り検査をし、あるいは残業の未払い金を支払わされたような問題がある。公取も多分調査に入つたと思ひます。それから、不良債権が永大建材に十億円、永大産業に二億円、新日本造船に五億円、佐世保造船に五億円、ほかに瀬戸内海の来島ドックに百八十億というように、二百億を超す不良債権があるとも聞いております。また、この合併に関しまして、いろいろ汚職問題等があるというふうにするに取られたをされております。私のところへ内部告発の文書もたくさん来ております。

したがってそういう問題について、本当はどのくらい銀行法違反があるか、論議をしたいのですが、きようはもう時間がありませんから、西日本相互の問題に関連して討議する機会等を得たいと思ひますので、資料を銀行当局に要求をいたしまして、私の質問を終わります。

○徳田政府委員 何分金融機関の個別の問題でございますので、どの程度御要望に添えるかどうか、検討したいと思ひます。

○只松委員 検討の度合いは別でございます。それから、公表して、委員会の席上で発表するかどうかは別でございますが、以上要求したことは具体的な問題でございますから、私のところにどういふふうにご告知するかは別にして、報告だけはし

てもらいたい、こういうことを要求しておきます。

○徳田政府委員 いま申し上げましたように、個別の問題でございますので、どの程度のことを申し上げられるか検討したいと思ひますが、いずれにしても、結果につきましては御報告いたしたいと思ひます。

○大村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時に再開することとし、この際休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時三十分開議

○大村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。村山大蔵大臣。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○村山國務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における財政事情と社会経済情勢の推移に顧み、今次の税制改正の一環として、税負担の公平確保の見地から引き続き租税特別措置の整理合理化を推進する一方、住宅建設及び民間設備投資の促進に資するための諸措置及び中小企業対策のため必要な措置を講ずるほか、外国子会社等を通じる租税回避に対処するための税制を導

入する等租税特別措置について所要の改正を行うとともに、歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日とすることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申し上げます。

第一は、既存の特別措置の整理合理化であります。

すなわち、企業関係の特例制度について、公害防止準備金、違約損失補償準備金等十一の項目を廃止することといたしております。

また、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について工業所有権等の控除率を収入金額の五％から三五％に引き下げることにし、特別償却制度について航空機の特別償却割合を五分の一から六分の一に引き下げる等の措置を講ずるほか、準備金制度について価格変動準備金の通常のたな卸し資産に係る積立率を二・四％から二％に引き下げ、海外投資等損失準備金の新開発地域投資に係る積立率を三〇％から一五％に引き下げる等の縮減合理化を行うことといたしております。さらに、登録免許税の減免措置につきましても、電源開発株式会社等の増資登記に対する軽減税率を引き上げる等の縮減合理化を行うことといたしております。

第二は、住宅、土地対策に資するための措置であります。

すなわち、住宅取得控除について民間の金融機関等から償還期間十年以上の融資等を受けて新築住宅を取得した場合に、年間償還額のうち三十万円を超える部分の五％相当額を三万円を限度として現行の控除額に加えて控除することを認めることといたしております。また、土地譲渡益重課制度について優良宅地を供給する場合の適用除外要件のうち適正利益要件を適正価格要件に改める等所要の措置を講ずることといたしております。

第三は、民間設備投資の促進に資するための措置であります。

すなわち、昭和五十三年四月一日以後一年以内に取得する省エネルギー、公害防止関連設備等及び中小企業者等の取得する機械を取得後一年以内に事業の用に供する場合に、特別償却の適用にかえてその取得価額の一〇％相当額を当期の税額の二〇％相当額を限度として、税額控除することと認めることといたしております。

第四は、中小企業対策のための措置であります。

すなわち、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく認定を受けた中小企業者に対して欠損金の繰り戻しによる還付について特別措置を講ずるとともに、中小企業倒産防止共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入を認めることとするほか、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例、中小企業の貸倒引当金の特例等の適用期限を延長する等所要の措置を講ずることといたしております。

第五は、外国子会社等を通じる租税回避に対処するための税制の導入であります。

すなわち、租税負担の著しく低い国または地域に所在し、かつ、内国法人等によりその発行済み株式の総数または出資金額の五〇％超を直接及び間接に保有されている特定の外国子会社等の留保所得のうち、その外国子会社等の一〇％以上の株式または出資を直接及び間接に保有する内国法人等の当該持分に対応する部分を、その内国法人等の所得に合算して課税する制度を創設することといたしております。

以上のほか、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例等期限の到来する租税特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の改正を行うことといたしております。

次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正について申し上げます。

昭和五十三年度の税収の伸び悩みを補い、財源の確保を図るとともに、地方財政対策等にも資するため、毎年度の歳入に組み入れるべき国税収納

金等の受け入れ期間の末日を一カ月間延長して翌年度の五月末日に改めることとし、これにより同月中に収納される国税収金等のうち当該年度内に納税義務が成立しているものを当該年度の歳入として組み入れることとしたしております。

以上、租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○大村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川口大助君。

○川口委員 私は、主に既存の特別措置の整理統合、この点についてお尋ねをするわけであります。その前に、一応常識論として大臣に二、三お伺いをしたいと思つてあります。

私は、経済成長というのは、短期的には日本のGNP、つまりパイの大きさをどういうふうにするか、ということだというふうに考えておるのです。いかがですか。

○村山國務大臣 需要項目をこらんにありますと大体おわかりになるわけでございますが、一年間のその国の経済の活動の規模を大体あらわしておるものでございますから、その限りにおきましては大体一年間のものである、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○川口委員 私の質問にちよつと合っておりませんが、そのGNPの大きさ、それは日本の経済でありますから、仮に経済成長七%にするというところの場合、そのパイの大きさを七%大きくする、こういうことだというふうに思うのですが、そういう見解は間違ひじゃありませんか。

○村山國務大臣 そういうことでございます。

○川口委員 と言いますと、いま大臣からお話がありましたとおり、いろいろ構成要素、これは細かく決めますとあるわけでありますが、国の方では相当細かな主要経済指数というものを抽出してあるわけですが、私も常識的には大体構成要素といふのは、つまり個人消費、輸出、民間投資、それに財政投資、この四つぐらいに大別するといふふうにしておるのですが、大体それで間違ひでないでしょうか。

○村山國務大臣 何といつても一番大きい要素は個人消費、ウエートで言いますとそれが一番大きくございまして、続いて政府消費がその次ぐらいだと思つております。これは政府資本、それから財貨サービス入れますと、普通はそんなものでございまして、それから設備投資、住宅投資、それから在庫投資はかなり小さいと思つております。それからいわゆる経常余剰の關係、輸出入あるいは貿易外収支の關係でございまして、それは年によつて非常に變動のあるものである、このような理解をしていくわけでございまして。

○川口委員 と申しますことは、全体を七%大きくするということ、いま大臣がおっしゃったそれぞれの項目に対して、それぞれの刺激的なものを与えるというふうなことになるのですが、この点についてはどうですか。

○村山國務大臣 一定の政策を遂行することによりましてそれぞれが変化することによりまして、前年に対してどれぐらい伸びるかということ、それを総合デフレーターで換算いたしまして実質どれぐらい伸びるか、こういう計算をするわけでございまして。

○川口委員 そこで、今回の予算では、その構成があるわけですが、どの部門にどれほどの刺激を与えたかということ簡単に答えてください。

○大竹説明員 先生御指摘のとおり、国民総支出の構成要素はいろいろあるわけでございましてけれども、五十三年度の政府の経済運営の基本といたしましては、公共事業を中心といたします政府の公共投資を中心に積極的な予算の拡大を図つてお

ります。これによりまして、国民総支出の項目の中では、政府の固定資本形成の伸びが非常に高まる、それが波及効果を伴ひまして、各需要項目に需要刺激の効果を与えるという過程を経まして、経済全体が拡大をするということになるわけでございまして。もちろん政府支出以外の民間の需要につきましても、たとえば民間住宅につきましても、住宅ローンを拡大するとか、あるいは税からの住宅取得控除の拡大をするといったようなことを講ずるとか、あるいは民間設備投資につきましても、電源立地の促進であるとか投資税額控除といったような施策を講ずるといったように、さまざま民間刺激のための措置も同時に講ずることにしておるわけでございまして。

○川口委員 一応きのうの本会議における総理のお話を聞いておりまして、輸出はさっぱり期待ができません、民間投資も期待できないんだ、個人消費も余り期待できないんだ、であるから、公共事業にたかさんの金をかけておるんだというふうなお話だと承つておるわけです。確かにこの主要経済指数から見ますと、その構成比率といひますか、そういうものは、個人消費におきまして私どもの計算では五・八%、民間投資二・一%、輸出が六・八%、これは大変少なく見ておるんですが、それに財政投資が一・六%、二%ぐらいじゃないかという計算をしておるわけ

です。ところが、私も常識的には、GNPにおける構成比率というのは、簡単に言つて個人消費は大体五五%だ、それから民間投資一五%、輸出一五%、それに財政投資一五%、これが常識だというふうに承知をしておるわけであります。

そういうふうに考えますと、算術計算をしますと、結局百分の百七になるためには、財政投資の一五%を仮に公共投資三四%、あるいは一般で言いますと二〇%何%か掛けまして、百分の百七にはならぬのです。ですから、どうも説明を聞きますと、公共投資の波及効果があるんだ、こう言ひましても、結局今回で見ますと、全体の構成比における一六・二〇%のある財政投資をやつて

も、二百十兆円という——こういう総額に結果的になつておるわけですから、そうでしょう、波及効果からいって、すでにこの二百十兆円の中にはその波及効果を見ての二百十兆円になつておるわけですから、私がそれをいろいろつまびらかに逆算的に数字を見ますと、どうしてもこの七%という数は算術計算では出てこないのです。この点はどうですか。

○大竹説明員 ただいまお述べになりました数字でございまして、おっしゃいますように、GNPの構成比で見ますと、たとえば個人消費支出は五・九%というふうなふうに計算をされます。その他民間設備投資は一・二%何%と云々とか、政府支出が二・二%といったような構成比が計算をされるわけでございまして。

それから、七%といひますのはGNPの前年に對する伸び率でございまして、その伸び率のうち何%がそれでは消費であり、何%が政府支出であるかというのはいわゆる寄与度の計算は、政府の経済見通しによつて計算をいたしますと、名目が一・二%でございまして、まず個人消費から申しますと、個人消費が六・八%程度でござい

ます。それから民間住宅投資が一%程度、それから民間の設備投資が一・二%程度、それから在庫投資が〇・四%程度、政府支出が三・二%程度、経常余剰がマイナスの〇・六%で、これらを合計いたしますと一二%と、こうなるわけでござい

ます。七%と申しますと実質の方の計算でござい

ますので、それにつきましては、経済企画庁の方からお答えを申し上げることにさせていただきますと思ひます。

○川口委員 私は、いまここで経済論争をするつもりはないのです。ただ、財政運営をする大臣の考え方として、この計算をどう思つておるかというところを実はお聞きしたかったわけであり

とは一五%ずつよりないのだ。特に今回は財政主
導というのですか、財政誘導で手をかけたのは予
算的には一五%の分をふやしただけじゃないかと
いうことなんです。ですから、百分の十五のこ
ろを仮に公共事業を三四%ふやしたとしても、百
分の百以上にはならぬじゃないかということ
を言っているわけですよ。その点を大蔵大臣として
はどういうふうにお考えなのかということをお願い
しているわけですよ。

○村山國務大臣 成長率というのは、前年の総支
出に対して今年度総支出が幾ら伸びる予定で
すか、その差額が前年に対してどれくらいになっ
ているかというものを、名目で計算した場合と、そ
れを総合デフレーターで割った場合の話であるわ
けでございませう。したがって、直接には構成
比とは関係がないわけでございます。ただ何か、
もちろん今度はいまの状況を考えまして、財政で
最も効率的に手を打つとすれば公共投資以外には
ない。したがって公共投資を伸ばしているわけ
でございます。表を分析しまして、その公共投資
の実額の伸びが自身でございませう。それは成
長率から申しますと、構成比とは違って寄与率と
しては、それ自身かなり高いものになるわけでご
ざいませう。そのほかいろいろな波及効果もござ
いませう。それが個人消費にもある程度波及効果
をもたらすでしょうし、それから設備投資にも波
及をもたらす。そこは何かをやたら一番波及効果
が多いか、そういう見込みの違いになるわけでご
ざいませう。したがって、いま川口さんがおっしゃ
たように構成比とは直接関係がないのでございま
す。

○川口委員 ですから、私は先に、パイの大きさを、
いわゆる短期的にはパイの大きさが経済の伸び
じゃないかということをお尋ねしたわけ
ですよ。パイだと言うから、パイだとそのパイの構
成は何かということ、いま言ったように大別して四
つに分けられるわけですよ。ですから、GNPの総
体を大きくするためには、この要素であるそれぞ
れの構成のものに刺激を与えていかないと、パイ

全体が大きくならぬじゃないかという話をいま大
臣とやったわけですよ。その限りにおいて、その
構成に対する刺激の与え方が単に財政投資だけで
は、百分の百以上にならぬじゃないかというこ
とを言っているわけですよ。——私の言っている
意味がわからぬですか。つまり、もう一回申し上
げますと、GNPそのものを一〇〇とするわけ
ですよ。パイを大きくするということは、その一〇
〇をどれほど大きくするのですかというお尋ねを
先にしているわけですよ。一〇〇を大きくするた
めには、その一〇〇が何によってできておるか
という、個人消費が五五、その他は一五%ずつで
一〇〇になつておる、こういうことを言っている
わけですよ。ですから、その一〇〇を七%ふくら
す、名目にするならば一二%にふくらますとい
うことになれば、それぞれの構成に対してそれぞ
れ刺激、逆に言うとなんか掛けないと、一二
%の名目成長も出てこないじゃないかというこ
とを聞いているわけですよ。大臣はどうですかと
言っているわけですよ。

○村山國務大臣 的確にお答えできるのかどうか
あれでございませうが、パイの大きさという問題と
——それはその限りにおいてパイの大きさなん
です。問題は、成長率という問題と、パイの大き
さとは、成長率とどういふ関係があるわけござい
ませう。パイの大きさがどのように前年に比べて
大きくなったか、こういう話であるわけございま
す。名目で申しますと、五十二年の見通しが大体
百八十八兆だ、こういうわけですね。今度二百
六千億でございませう。その差をとって見ますと、
一二%大きくございませう。これがいわゆる名
目成長率であるわけでございます。それを総合デ
フレーターで割りますと七%になります。つまり
七%大きくございませう、こういうことですね。
しかし、それはいま川口委員がおっしゃいまし
たように、一体その部分七%に対して何が、その
各需要項目別にどれほど寄与しているかとい
う問題と、それから構成比がどうなっているか
という問題は、もちろん因果関係はありますけれ
ども、直接には別な概念であるわけでございます。

だから、構成比で申し上げますと、政府の見てい
るところでは、大きい項目を申し上げますと、五十
三年度個人消費支出は五六・九でございませう。し
かし寄与度で見ますと、いまの一二%伸びている
ところで、百分率の方が私はわかりやすいと思
うのですが、五六・九でありませうが、一二%伸
ぶのだけれど、寄与をされているか、一〇〇で
計算しますと、これは五六・二でございませう。
つまり構成比よりはちよつと落ちておる、こういう
計算になるわけですね。それから最も典型的な例
を挙げますと、政府の資本支出でございませうが、
伸び率が二〇%で構成比は一〇・三です。しかし
寄与率は一六・六、こういうことになっておる
わけですね。しかしそのほかに、いま申し上げた
けれども、その資本支出をやることによりまして、
実は各需要項目に波及効果を与えている結果がこ
こにずつと出ておるわけでございます。波及効果
が一体どのくらいそれらの需要項目にあるかと
いうことは、経済企画庁の方ですつと計算してい
るわけでございます。過去の例もやり、いろいろ
なことから積み上げ計算をいたしまして、それ
で波及効果が出たところで全部答えを出している
わけでございます。

そういう意味で申しますと、おっしゃるように
GNPというものは、それは単年度の経済の大き
さをあらわし、成長率はパイがどのくらい大き
くなったかということをお尋ねし、それからその成
長の原因となつておるものは何であるかとい
ふ、結果的にはそれぞれ寄与率であらわされるわ
けでございますけれども、実はその中に波及効果
を見ておる、こういうことなのでございませう。
○川口委員 そのとおりなんです。構成比は確
かに結果なんです。二百兆兆円の内訳を見ると、
どういう構成になつておるかという結果なんです。
しかし、その結果が生じた原因はどこから
来ているかという、どの項目にどれほどの刺激
を与えたかということによって結果が出るわけ
ですよ。その刺激の与え方は、大蔵大臣、予算的に

は公共投資以外にないのでしょうか。それを私は聞
いておるのですよ。

○村山國務大臣 いや、わかりました。実は公共
投資が主であることは間違いないございませう。し
かしおっしゃるような、設備投資につきましても、
ここで設備投資減税をやるとあるいは電源立地
交付金をやるとか、さらにまた通産大臣の話は聞
きますれば、いわば電力等について繰り上げ建設
をお願いしておるか、そういうこともあつたの
とがあるわけでございます。もう一つ、また住宅の伸
びに対しまして、住宅減税、土地税制もや
つておられますし、そのほか予算的には住宅金融公庫の
大幅な拡大をやつておるわけでございます。ま
た、民間金融機関に対してもそのような金融措置
をお願いして、新しい住宅ローンの形をお願いし
ているとか、いろいろなことがあるわけですよ。そ
のほか、たとえば住宅不況業種、それが足を引
張るわけでございます。それから、それに對しまし
ては、不況業種の法律を出すとともに、その財
源手当てもいたしておるわけでございますし、あ
るいは中小企業、円高によって困つておる人、こ
れも社会問題であり、経済問題であると同時に、
そのいかんは国民経済の伸びに大きく影響する
わけでございます。それから、それと特殊な立法を持
ち、その財政的の手当てであるいは金融の手当て、
それぞれいたしているわけでございます。公共
投資一本やりと言つたのは言葉が少し、ここに一
番重点があるのだということを言う意味でござい
まして、実は細かいいろいろなことをやっている
ことはもう御案内のとおり、それらの総合的な結
果として一二%あるいは七%が達成できるのでは
ないか、こう申し上げておるわけでありませう。

○川口委員 しかし、私もいろいろ検討しま
すと、そうはいいますものの、公共投資は確かに
そういうことではあります。民間投資に至つては、
総理も本会議場で、やはり先々不安で余り
伸びない、輸出も伸びない、こう言っているわけ
ですよ。個人消費も特にこれに対する刺激は何も
ないのですよ。減税もやっていない結果、昨年度

と同じ所得の人はことは税金が高いのですよ。それだけ消費は詰まるわけです。

ですから、確かに算術的には、主要経済指数の中にも出ておりますが、よく内容を見ると、民間設備投資であつても、たとえば電力なんかの投資も三兆円が本当なのか五兆円が本当なのかこれもはっきりしない。住宅にしても、永大産業は倒れてしまつておるわけですよ。ちょうどいま国が昨年の暮れから、九月の補正予算の際にも一番力を入れた住宅が倒れてしまつておるわけですよ。ある人は魚が水の中におぼれた、こう言つてゐるわけですよ。そういう状態で果たして民間設備投資もあるいは個人消費も伸びないだろう、こういうことで、わが党では今回、予算の修正を求めて減税、あるいはまた貯蓄が多いというの、低所得者に対する将来の不安をなくするために年金額を高めたらどうか、こういうふうな要求を出してゐるわけですが、この野党の要求に対しては大臣、いかがお考えですか。

○村山国務大臣 政府の方で経済見通しを立てておりますように、一二%あるいは七%という、公共投資以外について決して無理な見積もりをやつてゐるわけではございませんということは、もうすでに数字にあらわれてゐるわけでございます。いろいろな施策を講じておりますけれども、結果としてそんなに大きく期待してないということは、しばしば経済企画庁から述べたとおりでございます。

減税の問題にお触れになりましたけれども、同じ財源を使つて一体どつちが効果があるだろうかという問題に最後は帰着するわけでございまして、私たちが言つておりますように、いろいろの数字があることはよく存じております。かつてのSP、高度成長時代のように波及効果が高くないようだというのもよく存じてゐるわけでございしますが、それにしても、新しく開発されたSP18というので計算いたしましたも、初年度クォータはかなり開いておるとことを考えますと、同じ財源を使つたときには、やはり景気浮揚という

のが主要な命題である限り、一番効率的な使い方ではなからうか。それに考えたかと思つてみますと、一方、それは国民の共通資産としてのおくれておる社会資本の充実に資するという一面面がございします。

一方、減税の方で申しますと、確かに個人の負担は楽になるわけでございますけれども、考へてみますと、国際的に見て日本の租税負担率は極端に低い。財政収支試算で示しましたように、来年度以降一般的な租税負担の増加は避けられないといふときにいかになるものであろうか。こういう相対的の関係として私たちは公共投資の方を選んだ、こういうことをしばしば申し上げておるわけでございます。

○川口委員 いや、私の言つてゐるのは、選択を言つてゐるのじゃないですよ。つまり公共投資もこの際必要であらう、しかし、それだけでは経済の成長はむずかしいじゃないか、だからプラス減税も考へたらどうか、プラス年金も考へたらどうか、こういうことを言つてゐるわけですよ。時間の関係もありまして、端的な説明をしていただかないと困りますから、どうかひとつ端的に、私どもの考へ方はどうだと……。

○村山国務大臣 財源がありまして、後で後始末をやらなくても大丈夫だといふんなら多々ますます并ずでございまして、あらゆることをやりたいわけでございます。

○川口委員 そこでお尋ねをしますが、財源がないといふことは一体どういふことなんでしょうか。

○村山国務大臣 これはもちろん国全体を考へるものでございまして、もしこれ以上公債を増発するといふことになりましたら、恐らく資金需給が非常に窮屈になりまして、必要とする民間資金にも事によればびびがいくかもしれない。そのためにもまた金融操作をやるということになれば、実勢に反し、やはり過剰流動性の問題を起すであらうといふわけでございまして、印刷機械を回せばいいといふわけではございませんで、全体の貯蓄の資金をどのように使うかということにな

るだろうと思つてございします。

○川口委員 いかにもごもつものような説明であります。納得できないのです。というのは、昨年度何と言つたか。公債は三〇%以上は発行いたしません、それ以上発行すると国は大変なことになる、こう言つたのじやありませんか。ことしはどうですか。三三%、実質三七%もふやしてゐる。これは一体どういふことなんでしょうか。いまのお話との関係をひとつ説明していただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 これもしばしば御説明申し上げましたけれども、三〇%というのは経験的に申し上げたけれども、三〇%というのは経験的に申し上げたけれども、三〇%というのを三〇%というのをこの前申し上げたわけでございますが、いまの状態を見ておられますと、このままいけば、ちびちびやつておつたのでは民間経済の盛り上がりがついにだめになつてしまふのじやないか。だから、確かに三〇%は超えたくないのでございますけれども、そんな対症療法だけやつておつたのではいかぬから、思い切つて切開手術をやらざるを得ないといふ認識に立つておるわけでございます。そのことによりまして民間経済を早く回復の緒につけて、やがてその経済の高まりの中から自然に財政の回復の道を選んでいく、こういうことでございまして、願いとするとこれは、最後は財政の健全化も同時にねらつておるわけでございますが、まず経済の正常化を先決させようといふことであえて三〇%ということをは断念して思ひ切つてやつてきた、こういうことでございします。

○川口委員 いまの説明は政策の説明ですよ。財源がないという説明ではないでしよう。だから、私は財源とは何ぞやといふことを聞いてゐるわけですよ。政策の説明でしよう。ですから、必要な政策があれば、必要な事業があれば国の場合は財源が出るということじやないですか。

○村山国務大臣 そうでございせんので、全体の資金計画を立てまして、そしてぎりぎりい

い、民間ではおおよそこれくらい、公共債の発行はこれくらいいづつても大丈夫であるといふ、ぎりぎりいづつての財政計画を組んだわけではございません。したがつて、そこにはおのずから限度がある、その結果において実質三七%になつた、こういうことでございします。

○川口委員 自治体の場合は歳入というのは非常に厳格なんです。税金と、あと財政収入額と需要額との差の交付税、こういうものを一つの基礎にして予算を組むのです。足りなくともこれで組まなければいけないのです。場合によつてうっかり多く組みますと、再建団体の指定を受ける。そして鉛筆一本買うにも、資金一つやるにも、自治省の御承諾がなければ動けないといふかつかうになつて財政運営をやつてゐるのです。しかし国の場合は、いまもつともらしく言つてゐるけれども、権力があるのです。勝手に法律もつくれば政令もできるのです。ですから今回も、たとえば来年の分をこしに回してみたりいろいろやつてゐるじやないですか。

それはなぜかといふと、必要な政策を遂行するためにやつてゐるわけでしょう。その限りにおいては、財源がないという表現は私は当たらないのじやないかと思ふのです。つまり、ことしの枠はどれほどにするか、枠の中で事業の選択なり緊急度なりによつて予算の編成をするのだ。ですから本来的には、三十四兆円であればそれは三十四兆円の枠でやる、昨年二十八兆円であれば二十八兆円の枠でやる。そしてもしも緊急な問題があれば、従来の組んだ予算の中で洗い直しをするかあるいは見直しをするか、つまりそれによつて予算の組み替えをするか、もしもどうしても組み替えがで

きなければ、そこで一体何を考へるかといふと、国の場合は法律でも政令でも何でもできるわけですよ。そういうふうな常識的にわれわれは思ふのですが、こう私も考へてゐることは、いままでのやり方から見ても無理ですか。

○村山国務大臣 国の財政といへども、やはりお

のずから限度があるわけでございまして、いまちようど地方財政のお話を出しましたからそれに即して申し上げますと、普通歳入があるわけでございまして、それから建設公債があるわけでございまして、しかし、建設公債といえどもおのずから貯蓄の限度に縛られるわけでございまして、特例債を出すということは財政法としては異例の措置でございまして、残念ながら五十年以来出しているわけでございまして、今度異例の措置を講じてやりましたのはもう申し上げました。しかし、おのずから限度があるわけでございまして、やはり国民の貯蓄の中でそれを賄うということでございまして、

それは財政的には非常に悪化することはもう十分わかるわけでございまして、しかし、そのためにいまの資金需要からいって、あるいは貯蓄の状況からいって、これだけ出すと大変なことになるというようなことはなくて、いま仕事がなく弱っている、そして資金が余っているわけでございまして、それを有効に二〇〇%使いたい。その意味で総理が施政方針演説で「国家資金を総動員し」という少し激しい言葉でおっしゃられましたけれども、気持ちはそのにあるわけでござい

ます。

○川口委員 私質問の趣旨は、ほとんど勝手に金を使えという意味で言っているのじゃないのです。私は、一刻も早く国の財政も健全化しなければならぬと思います。健全化するということはどういうことかという、弾力財源をいかに多く持てるかということになるわけです。そうして見ると、ただ新しい事業がふえたからといってどん

どん 私、先ほど財源がないとはどういうことかとお聞きしましたけれども、いまのところでは極端に言うと、既存の事業には全然手をかけないで、新しい事業だけ新たな歳入を見出してきて、財政をふくらませていっている、そして弾力財源をなくして窮屈な全く硬直した財政にしておるといふのが、いまの国家財政の現状ではないかと私は思うのです。

でありますから、財源がないということは逆に

言う、財源があればやるのかということになるのです。そうすると、われわれは生きている限り仕事はあるのです。その限りにおいて、財源がないから財源がないからということ、あれば全部やるのかということ、そういうことは常識で考えられないでしよう。ことしの枠はどのまでするかというわけですから、ことしの枠でやるためには事業の選択をより的確にしなければならぬ、こういうふうに思うのです。これから私、項目的な租税特別関係の問題に入ります、どうも財政の扱い方が安易過ぎると私は思うのです。大臣、そういうことじゃありませんか。

○村山国務大臣 公共事業を拡大する反面におきまして、いわゆる経常経費につきましては極力圧縮したことはすでにしばしば申し述べておるとおりでございます。

たとえて一、二例を申し上げますと、庁費等につきましても前年横ばいであるとか、行政改革の線に従いまして新増設は一切認めないとか、特殊法人の新設は認めないとか、定員は予定どおり膨張しそうでございまして、国家公務員に関する限りは着実に計画的に縮減をしておるとか、あるいは補助金整理でこれは千四百億縮減しておるとか、いろいろなところで経費を圧縮に圧縮を重ねまして、しかし他面において、至上命令であります景気の回復、それに最も大きな波及効果があると思われる公共投資を中心とする施設に重点を置いたということでございまして、財政を安易に扱っているわけではないつもりでございます。その意味で、財政収支試算をお示ししたというところは、ことしはこんなことをやりますを得ないのだが、来年から大変なことになる、すなわちことしをお示ししておりますのは、実は財政はいまみんなかぶっているわけでござい

ます。

地方財政の問題にいたしましたが、地方から申しますと、なほ不足だと申し上げる方もおられませんが、少なくとも地方は去年に引き続き特例債を出さずに済む、いろいろな財源手当て

をいたしているわけでございまして、国が挙げたいわば臨時異例の赤字国債をかぶっている。これもいまの時点としてやむを得ない。しかし、やがて財政問題としては非常に苦しいときが来ることはわかっておるわけでございまして、いわばいま民間企業を中心として、そこが伸びない限り、今後ベースアップの問題にいたしても何の問題にしても、やはり現行の経済制度でございまして、民間企業がますます体力を回復すること、それから、それによっていろいろな設備投資意欲は、急には出てこないにいたしても、減速経済なりに正常な形で出てくることをわれわれは期待しているわけでございまして、ことしはそのきっかけをつくるための異例の財政措置である、そして、しかしそれはやはり全部の貯蓄の中で賄っていかねばならぬ、こういう考えでやっているわけでござい

ます。

○川口委員 この問題だけでやっておいても時間が来ますから申し上げますが、経常経費の節約と申すも、旅費を節約したとか事務費を節約したなんて言っても、これは経常経費の節約にならぬですよ。本当に経常経費を節約するというのであれば、やはり制度や仕組みにメスを入れないと経常経費の節約にならぬです。でありますから、当然現在の支出の経費を洗い直すべきである。そうして場合によっては、行政組織の簡素化なり補助金の整理というものを断行すべきである。そうしていまおっしゃるとおり、中期の経済方針をはっきり策定する。公債等については、公債発行のルールあるいはまた歯どめというものを明確に示して、それを厳守するという姿勢がなければならぬじゃないか。

○川口委員 法律をつくりますが、法律はいわば大きな約束事なんです。この約束事を、窮屈になれば破る。その破るために新しい法律をつくる。窮屈になれば窮屈にしておくのが法律なんです。その窮屈なものを、新しい法律をもって窮屈でなくして、財政を放漫にするような形が、この赤字公債発行をどんどん多くしたということ

にもなると思ひますので、きょうはここでやめますが、大臣、この前、ちようど赤字会社の管財人になったようなものだ、そのつもりでお願いするというお話をしておるわけでありますから、いずれまた機会を改めて意見を聞かせたいと思ひます。

そこで、ただいま提案になりました租税特別措置について伺ひするわけでありますが、これは言葉じりをとらえるわけじゃないのですが、今回の説明によると「財政事情と社会経済情勢の推移に順み」こうあるわけです。私どもは、いまの租税特別措置法は大変不公平であると言っているわけですから、これは社会情勢がどうあるうとも、あるいは経済事情がどうあるうとも正しき姿に直せ、こう言っているわけですよ。言葉じりをとらえるわけではないけれども、財政事情や社会経済情勢の推移がなかったならば、これには手をつける意思がなかったのかどうかということを開きたいわけです。

○米屋政府委員 租税特別措置につきましては、御案内のとおり本来の考え方は、国の一定の政策目的がある、その政策目的に即した方向で税の面から刺激効果を与えていく、いわば誘引的機能を利用しよう、こういったようなことから設けられておるものでございまして、したがって、一般の税の原則、たとえば負担の公平という原則から考えますと、やや異なった次元でつくられておるものだと申すことが申せられるかと思ひます。

そこで、この政策目的とそれから課税の負担公平という二つの問題でございまして、その調和をどう図ってまいるかという問題であらうかと思ひます。

五十一年度以降におきまして、五十三年度、いまお願いしております改正案に至りますまで、現在の国民的な御要請、あるいは今後、いまお話しのように財政が非常に苦しい、場合によっては、将来一般的増税もお願いしなければならぬという情勢だというふうには私も考えておるわけで

ございますが、そういった情勢のもとにおきまして、いままでのこの調和の中で、どちらかという政策目的よりは課税の負担の公平という方により重点を置いて考えるべきではないかというのが基本的な現在の考え方でございます。

具体的に申し上げますと、特に五十三年度、いまお願いしております改正案におきましては、まず考え方は、企業関係の特別措置を中心に考えまして、期限が到来いたしますものを中心に整理合理化を図っていく。しかし、期限が到来しないものでも、必要大であると認められるものにつきましては、経過的な時期ではございますけれども、縮減合理化を図っていくという考え方のもとに、かなり大幅な縮減合理化を今回の案ではお諮りしたいというふうに私も考えております。

○川口委員 ですから私は、これも言葉じりをとらえるわけではないけれども、合理化を図るということとは、いまだ不合理なことをやっておったのかということなんです。

○米里政府委員 政策目的はその時期によりまして、次第に変化してまいるというようなことがあろうかと思ひます。かつては輸出振興ということが非常に重要な政策目的であつたという時代もあつたかと思ひますが、その今日の意味はかつてのものとはかなり変わつてまいつたというやうなことがあろうかと思ひます。そういった時代の要請、先ほど社会情勢というお言葉がございましたが、そういったものも踏まえましての政策目的の変転というものに現時点的に合わせてまいるといふやうなことでの合理化という意味にならうかと思ひます。

○川口委員 それでは具体的にに入りまして、価格変動準備金についてお伺いするわけであります。

これは何年から実施しておつたのですか。

○米里政府委員 二十七年からでございます。

○米里政府委員 御指摘の価格変動準備金でございますが、御承知のように、たな卸し資産の価格の変動による損失に備えるというための準備金でございます。したがって、企業に対する影響と申しますと、価格の激変によります企業経理への悪影響を緩和する、企業経営自体が安定的かつ計画的に遂行できるようにするための制度でございます。従来までの企業経営、わが国経済の発展の過程においての企業活動というものの対して、それなりの効果を与えてまいつたというふうに申せるかと思ひます。

○川口委員 そのそれなりの効果を伺っているわけですよ。前段の説明なんか要らぬです。時間がないからの確に答えてください。それなりの効果というのはどういう効果があつたのですか。

○米里政府委員 これは複合的に出てまいりますので、どの数字でどれだけの効果があつたと申し上げることはなかなか困難かと思ひますが、企業経営が申し上げましたように安定的に遂行できるという意味での効果ということだと思ひます。数字的に申し上げることはちよつとむずかしいかと思ひます。

○川口委員 しかし、自分たちのやつてゐる政策、事業がどういふ効果を及ぼしたかもわからないで、財政に影響あるようなものを大蔵省はおめめとやつてゐるのですか。貴重な財源でしよう。

その貴重な財源の効果測定もできないような事業を二十七年からだらだらやつておつて、聞かれてみると、そんなことはいまさらややくしく述べられないという態度で大蔵省の財政運営が務まるかというのを私は言ひたいのです。

○米里政府委員 この価格変動準備金につきましては、そのあり方についていろいろ御意見、御議論がございまして、一つは、価格変動準備金の対象になつております価格の動向というものでございまして、これはなかなか予測しがたい、したがつて、必ずしも常に低落するという必然性がな

いふことは申せるかと思ひます。そういったやうな意味で、結果的に性格が利益留保の面があるのじやないかというやうな御指摘もあるわけでございまして、そういったやうな価格変動準備金の制度につきまして、従来しばしば見直し、改正を行つてまいりまして、逐次積み立て率の縮減を図つてまいつたわけですが、何分にも企業に対する影響ということもございまして、余り一度にドラスチックなことはできない。一方、景気情勢の影響も考えなければなりません。そういったやうな意味合いもございまして、漸進的にいままで積み立て率の縮減を図つてまいつたわけでございまして、五十三年度においても私も私どもとしてはかなりの縮減をしたというふうに考えております。

○川口委員 大体、たな卸しの在庫なんというのは経営者の責任ですよ。特に、高度成長時代のようにどんどんインフレが重なるような場合は、ストックを多くして利益を多くしようとするのですよ。買ひだめをするやうなことがあるのですよ。そういう場合であつてもこれを適用しながら保護を与えてきたわけでしょう。結局たな卸しの現在に對してかけるわけですから、こういうものは、問題があつたら直ちに全部やめちやつたらどうですか。問題があるというのを御承知なんですよ。また、そういうふうな理解をしておるのではありませんか。だとやめちやつたらどうですか。これはどうですか。

○米里政府委員 先ほど申し上げましたように、性格的にやや利益留保的な面があるということとは私も考えておるわけでございまして、したがって私どもも積み立て率につきまして相当の縮減を図つてまいつております。たとえて申しますと、たな卸し資産の普通一般のものでございまして、昭和二十七年創設のときには一〇%という積み立て率でございまして、今度の五十三年度改正案では二・〇%というふうに一〇から二に下げておる、この二十六年の間にそこまで下げてきておるというところでございまして、激減緩和という考え

方、しかも現在企業経営が非常に景気情勢によつてむずかしいという事態になつておりますので、ここで一気に全廃するということは私どもは適当でないと思ひます。どうか次第でございまして。

○川口委員 何かいまの話を聞くと、いままでは必要なかったけれども、これから必要になつたというやうな説明に聞こえるわけですが、そういったことじやないのでしょうか。いままでは物の値下がりと申すものは余りなかったのですよ。不況になつてこれから物の値下がり起きるから、むしろたな卸しの危険負担はこれから起きるのじやないかというふうなことをさへ言う人も實際はおるのですよ。その点についてはどうなんですか。

○米里政府委員 ちよつと御説明が悪かつたかもしれませんが、縮減していくという方向は私どもは考えておるわけですよ。したがって、五十三年度改正においても縮減の案でお願いしておるわけでございまして。その縮減の度合いが、余りにドラスチックに、たとへば一挙にゼロにしてしまふということとは、現下の経済情勢あるいは企業経営の現状から見てもいかになものかと思ひましたので、お出ししておるやうな案の改正案を出したということをお願いいたします。

○川口委員 まあいろいろ言つておりますが、この説明書にもありますが、法人税の税率引き上げに見合つてこれは恩恵を与えたわけでしょう。ですから、もう二十七年のころ法人税が上がつたその見返りにたな卸しのところでひとつ税の免除を考へてやろうなんという考え方は、とくに私は捨てていいと思ひます。ひとつぜひ考慮いただきたいと思ひます。

次に、海外投資等の損失準備金についてお尋ねをするわけですが、海外投資と言つてもいろいろあると思ひます。特に(イ)の新開発、つまり発展途上国における投資の積み立て、こう言ひましても、極端に言うとかパレオもありまふしトルコぶるもあるわけですよ。こういったものまで税によつて保護していくなんという考え方はどうも私には理解ができないわけですよ。

そこで、ここに書いてありますが、「対象業種の縮減を行う」というふうになっておりますが、発展途上国と言いましても、その後、当時から世界の情勢も大分変わってまいりましたので、これは若干の変更が必要だと思っております。対象業種だけでなく、対象地域の検討もする必要がありますのではないかと思います。いかがでしょうか。

○米里政府委員 海外投資等損失準備金につきましては、海外投資、特に発展途上国向けの投資のリスクを避けるというような意味合いで認められておる、その他にも目的がございますが、それが一つの目的になりまして認められておる準備金でございます。

御案内のとおり、わが国の海外投資というものが急速に進んでまいりまして、この辺で租税特別措置の整理合理化の一環として見直してみようというところで今回検討いたしました結果、業種及び対象地域について何がしかの縛りを行いたいというふうに考えております。これは政令の段階で縛りを行いたいと考えておるわけでございます。

○川口委員 次に、積み立ての対象に使用済み核燃料の再処理の海外委託の債権ですか、この問題がありますが、ちよつと時間がないのでここで余り聞かれません、使用済み核燃料の再処理についてどういふふうな現況か、また将来の方向をどう考えておられるか、これは科学技術庁ですか、御答弁を願います。

○田中説明員 お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、使用済み核燃料の再処理につきましては、わが国で原子力発電を今後進めていく上に必要不可欠なものと考えておるわけでございます。そのために国の金を導入いたしました。動力炉・核燃料開発事業団が東海村に再処理施設を建設いたしました。種々の試験を重ねた末、昨年いよいよ実際の使用済み燃料を使って再処理を始めたわけでございますが、その再処理を始めに当たりました、アメリカとの間でいろいろ交渉があった経過は御案内のとおりでございます。

この交渉の結果は、基本的には日本の主張が貫かれました。ほぼ当初の計画どおり、今後二年間にわたって運転をするということが日米双方で合意されました。現在余り大きなトラブルもなく試験運転が行われております。しかしながら、この施設は何と言っても小規模なものでございまして、将来の日本の再処理の需要はとうてい満たせないの、本格的な再処理工場、いわゆる第二工場と言っておりますが、これを民間の手で建設する、こういう基本的な方針が決まっております。この方針に沿いまして、電力事業者において種々の準備を進めております。政府としまして、この再処理を民間化するためには、その前提として原子炉等規制法の改正をする必要がございます。すので、民営に道を開くと同時に、規制の強化も図るために、今国会にその一部改正案を提出して審議をお願いしているところでございます。

しかしながら、第二再処理工場が運転を開始するのは相当先になる見通しでございまして、いまから準備を始めると、恐らく昭和六十五年ころにならないと運転開始できない、こういう見通しでございまして、それまでのつなぎの措置として、一部の使用済み燃料は海外に持っていくとして、これは主として英仏でございまして、再処理業者に委託して再処理する、こういう計画でございまして、すでに契約もできております。一部これからまた契約を結ぼうとしておるものもございまして、それらができると、運転を開始する昭和六十五年ころまでの再処理需要はほぼ満たせる、このように考えております。

○川口委員 そうすると、六十五年ころになりますと、海外への委託といえますか、海外への依存はやめるということですか。

○田中説明員 そのとおりでございます。

○川口委員 次に、電子計算機買戻準備金のことに付いてお伺いするわけであります。どうもこの扱い方が私は理解できないのです。というのは、いま自由主義経済の中で、買い戻しするものに対し減免措置があるというそのシステムがどううしても理解できないのです。電子計算機に限っ

てこういう措置があるというのはどういうわけなんでしょうか。

○米里政府委員 電子計算機買戻準備金でございますが、これは、電子計算機の普及を図り、すために、電子計算機がわが国に入ってきた初期の段階におきまして、メーカーに対して販売金額を基準といたしまして一定の準備金、買い戻し損失に備えましての準備金を認めるというふうな考え方でございます。

今回、二〇％を五％に法定積立率を引き下げるということをお願いしておるわけでございます。これは、電子計算機自体もかなりわが国に普及してまいりましたし、また、電子計算機を使うことによつて企業経営というものが非常に合理化されるということで、それ自体でメリットもあるということ、現段階においては逐次この優遇措置を縮減してまいらうという考え方でございます。

○川口委員 電子計算機を普及するというわけでしょう。その場合に、使い捨てになったのか使い捨てにならぬのかわからぬけれども、とにかく返されたものを買い取るためのものに対して減免措置をやるといふわけでしょう。それをなぜ電子計算機だけにやつかということなんです。そういうものはたくさんあると思うのです。たとえば家具屋さんにもあるだろうし、いろいろなところにある。そうすると、住宅建設を進めておるわけですから、家具屋さんに対しては優遇措置があつてもいいし、いろいろこれに類似したような品物があると思うのです。電子計算機に限ってそれをやつた理由がいまの説明ではちよつと理解できませんので、いま一度お願いします。

○米里政府委員 電子計算機の普及に伴いまして、電子計算機の場合には、メーカーが販売したままして、ユーザーの方でチェックした結果、もしそれがユーザーの需要に十分こたえたものでないということになりますと、メーカーは簿価で引き取らなければならないという特殊なシステムがございまして、買い戻しの可能性がかなり多

いということでありまして。そういう特殊な事情もございまして、電子計算機の普及ということと関連いたしまして、こういった特別の優遇措置を当時考へた、こういうことでございます。

○川口委員 そのシステムというのはだれが決めたのですか。業界限りでしょうか。政府が決めたんじゃないでしょうか。

○米里政府委員 電子計算機がまだわが国に定着しておりませんでしたので、そういった段階で、メーカーが特に使用者との間で、普及させるためにとりあえず売って、チェックした結果適当でなければ、ユーザーの需要に合わなければ簿価で引き取るという契約を結んだということでございます。

○川口委員 ですから、その契約に対してどうして政府が減免の措置をやらなければならなかったかということをお願いいたします。

○米里政府委員 繰り返しになりますが、ございまして、そういった新たな電子計算機というもの、わが国で普及させるために、そういった業界の慣行もございまして、そういった買い戻しのための特別の準備金を認めた、こういうことでございまして。

○川口委員 時間がないのでやりますが、ともかくいまや電子計算機は町にはらんしてあります。こういうふうなものを、ちびりちびりやなして、全廃するといふふうなかつこうになつていいのじゃないかと思ひますので、要望だけ申し上げまして、若干時間をオーバーしたのでやめます。また機会を改めていろいろお伺いしたいと思います。

○大村委員長 池田行彦君。

○池田(行)委員 今回の租税特別措置法の改正案を見てまいりますと、五十二年度あるいはその前の五十一年度の改正に比しまして、きわめて特徴的な点があると思ひます。つまり、昨年、一昨年の改正におきましては、いわゆる政策目的を達したいろいろな特別措置というものを徹底的に洗い出しまして、縮減合理化を図つ

ていく、こういう面が非常に強く出ておったと思うのでございます。この五十三年度の改正案におきまして、もとより縮減合理化という努力もなされていくわけでございますが、それと同時に、一方において、あるいは土地、住宅税制の手直し、あるいはいわゆる投資促進税制というものが盛り込まれております。

これは現下のわが国の経済運営と申しましようか、政治運営の至上命題というのが、何と云つても景気の浮揚にあるという情勢にかんがみまして、妥当な措置であると思つたのでございます。

この景気浮揚のために御承知のとおり、五十三年度において極力高い成長率を実現しなくてはならぬ。それが七%になり得るかどうか、あるいは七%成長を実現するために現在政府で提案していろいろな政策というものが十分であるかどうか、そういった点については、当委員会においてもいろいろ論議がございましたし、また、いわゆる予算修正の問題をめぐりまして非常に活発な与野党間の論議があつたところでございます。しかしながら、ともかく不況の脱却、雇用の安定ということが至上の命題という点においては、国内に本當にコンセンサスがあると思つた。またこの問題は、国内だけでなく、国際経済の関連においても至上の命題であるといふかと思つたのであります。

実は私、一月ほど前に、院のお許しも得まして、各党の同僚議員の皆様方と御一緒に米國を訪問しました。その際、議會筋、あるいは行政府はもとよりでございますが、言論界、労働界、経済界と非常に多方面にわたつて、いろいろ意見の交換をする場を持たしていただいたのでございますが、もとより米國側においても、見解あるいは意見にバラエティーがございました。しかし、その中で一致しておりました点、まず第一点は、先般の牛場國務大臣とストラス大使との間の取り決めに、共同声明でございまして、これを非常に評価している。七%の成長に向かつて最大の努力を払うと強調した点、そして國際収支の面では經常収

支の黒字幅を六十億ドルに縮減していこうという努力の意圖表明、これは非常に高く評価されておつたと思つたのでございます。

しかし第二に、その意圖表明はありがたいのだが、果たしてこれが達成されるのであらうか、実現するのであらうか、この点について疑念と申しましようか、危惧の念と申しましようか、そういうものがあつたらうから表明されました。さらに申せば、仮にこれが達成されない場合には、日米間の摩擦、あつれきといったものが再びエスカレートするのではないかと、こういった危惧の念があつたところで表明されたわけでございます。

こういったことは、ひとり米國との間だけではなくて、EC諸國あるいはアジア諸國、あつたらうとの關係で今後問題になり得るかと思つたのでございます。また、そういったいわばプレッシャーといひましようか、外圧だけではなくて、わが國独自の立場からしましても、今日の國際經濟におけるわが國の地位、そしてあのオイルショック後まだ新しい秩序と安定的な路線といふものを見出し得ないこの國際經濟社會のために、わが國として本當に積極的な役割を担つていかなくてはならぬと思つたので、どうしてもこの景氣浮揚策といふのは何とか実効あるものにしていかなくては行けない。もうこの政策の成否に内外の期待と関心が集中しておると言つていいと思つたのでございます。そういった観点から、今回の特別措置法の改正の中で投資促進税制あるいは住宅税制の手直しが必要であるといふことは、妥当な措置だと私は考へております。

その中で、特に投資促進税制について若干お伺ひいたしたものでございます。まず、五十三年度の經濟見通しでは、先ほど來の論議にもございましたが、民間設備投資九・九%の伸びを期待しておられます。ところが、果たしてこれが可能なかどうか。現在需給ギャップは二十数兆円に上ると言われておりますし、稼働率も極端に低い数字になっておる。さらに、將來に向かつて日本の經濟がどう動くのかという見

通しが非常に不透明なものでございますから、企業経営者の中にも非常な不安感がある。こういった情勢の中で本當に九・九%の設備投資が可能かという疑問があつたらうから出されておると思います。けさあたりは、若干設備投資にも動意が見えてきたぞといったような報道もなされておるようでございますが、しかし、まだまだ基調は変わつたとは言えないと思つたのでございます。

今回の予算における大型の公共投資、あるいはこの投資促進税制というものをもちましてしましても、企業の重い腰を上げさせるのは容易ならざるものがあると思つた。たとえば好況業種と言われておる自動車にしてもあるいはカメラにしても、円高、そしてまた諸外國において輸入制限とまでは言わないまでも、輸入を抑制していこう、チェックしていこうという動きは、今後だんだんふえてくるのではないかと思つたのでございます。そういった情勢下では、輸出の先行き不安から、好況業種でも必ずしもそんなに設備投資意欲が盛り上がり上がつてくるとは思えない、こういったふうには考へるのでございますが、一体政府とされましては、こういった經濟情勢の中で、設備投資の現状と將來の見通しをどういふふうにお考えになつておられるのだろうか、とりわけどういった部門でその設備投資の増加を期待しておられるのだろうか、その点についてまずお伺ひしたいと思つた。

○大竹説明員 現在、いろいろなアンケート調査、あるいは企業の設備投資についての見方等、新聞紙上などでもときどき出ておるわけでございますけれども、確かに製造業の中で特に構造的な不況業種と言われているようなところは、設備投資についてかなり慎重であり、いわゆる設備投資マイナズがまだ冷えておるといふ状況はあると思つた。しかし、五十三年度の景氣の速やかな回復に向かつて現在努力を傾注しておるところでございますので、全体としての企業の稼働率も向上が見込まれますし、需要の拡大に伴つて企業収益にも明るい面が期待できるわけでございます。したが

ております。その結果として投資意欲も次第に出てくるというふうな期待をしておるわけでございます。

それから、業種的に見ましても、確かに製造業の伸びというものはそれほど大きなものは期待はむずかしいかと思つたが、非製造業、特に電力に対する設備投資の期待というものは相当大きいわけでございますし、それなりの努力を電力業界もしておるところでございます。政策的にも電源立地のための促進措置も講じておるわけでございます。そのほか先ほど來の投資促進税制といったようなものもございまして、非製造業を中心といたしまして、かなりの伸びが見込まれると思つたわけでございます。それから、個人あるいは中小企業といった面では、大企業よりもむしろ景氣の回復に伴つて設備投資の回復が早目に出てくるということが、過去の経験から言えるわけでございます。その面から、大企業の設備投資の意欲だけで全体をはかるのは、必ずしも実態を的確に判断するものではないといふふうには考へておりますので、全体としてこの政府見通しの九・九%は達成できるものと考えておるわけでございます。

○池田(行)委員 確かに非製造業の中でも、特に電力あたりについて相当大きな期待を持っておられる。これは相応の理由もあるかと思つたのでございますが、しかし全般的には、特に長期的な見通しなどという点から、企業者心理といふものは設備投資に向かうというふうになかなかいきにくいのではないかと感じました。そういった観点から、今回の投資促進税制につきましても、規模がこれだけのいかどうかという話、あるいは今回は五十三年度限りの制度とされておるわけでございますが、こうなりまして、いわゆる長期の投資を要します大規模なものはないかこれがインセンティブとして働かないかといふような声もいろいろあるようでございます。そういった観点から見まして、今回の投資減税といふものも、規模の点においても、あるいは仕組みの

面におきましても、もう少し思い切ったものにするべきではなかったのではないかと、こういった声も経済界にいろいろ聞かれるわけでございますが、その点についての御所見をひとつ伺いたい。

それと、先ほど川口委員の御質問の中にもあったのですが、こういったものをフローアップしなければいかぬのじゃないかというお話がございました。確かに、いろいろな政策の組み合わせの中からいろいろな投資をなされるということでございまして、定量的な分析なり評価というものはなかなか困難かと思うのでございまして、しかし、将来とも経済情勢の推移いかによって、こういった投資促進税制というものはまたふたたび必要になることも十分予想されるわけでございまして、今回の税制につきましても、あ

う限りその辺のフローアップをやっていたきたい、こういうふうな思いでございまして、それから、さらに一点、あわせて伺いしておきますけれども、投資の促進という税制が今回のものでございまして、促進だけでなく、また景気の動向によつては逆にこれをチェックをしていかなければならぬ場合もあり得るだろう。そういった意味で、景気が過熱ぎみのときには、一方においてそれを抑制していくような税制、こういうことも考えられるのではないかと、いますぐの話ではございません、これは長期の話でございまして、そういった意味において、いわゆる投資調整税制というものが将来の課題として考えられるかどうか。これは租税法主義との関係もあつていろいろむづかしい点もあらうかと思ひますけれども、そのあたりにつきまして、主税当局の御見解も伺ひさせていただきますかと思ひます。

○米里政府委員 投資促進税制の問題でございまして、今回、税制面から補完的な措置という意味で投資促進税制を御提案しているわけでござい

て民間設備投資が著しく盛り上がるというほどの大きな効果をそもそも持つものではないということとは、私どもも認識しておりますが、政策手段の多様化というような意味もございまして今回御提案申し上げているわけでございまして。

ただ、御承知のように、一般的に申しまして財源事情が非常に厳しい状況にございまして、また先ほど来御議論がございまして、租税特別措置につきましても全体としてはできるだけ縮減の方向に持っていく、こういう基調がございまして、その中において新たなこういった促進税制を採用することにつきましては、限られた財源の中で最も効率的な制度、仕組みを考えなければならぬということと制度、仕組みを考えなければならぬ。

そこです、この制度を一年限りということをお願いしておりますが、これは五十三年度に集中してこの措置の効果を期待しておることからまいりましたものでございまして。御承知のように、通常の設備投資計画、毎年度の設備投資計画でございまして、その何%かが次年度に繰り延べになるというふうなことがございまして、そういったものも、一年で限つてしまつと、恐らく五十三年度中に出てくるだろう。これは私も歯どめ効果と申しております。それから、本来ならば五十四年度に計画されるというふうなものが、五十三年度限りのこういった税制が行われますならば、恐らく繰り上げられることもあるだろう、そういった前倒し効果というふうなものも期待できる。そういったようなものも効果を考えまして、五十三年度に集中的に効果を発揮していただくというふうな意味ではぜひこれは時限でなければならぬということで、一年限りということをお考えいただけます。

それから、対象も相当狭いじゃないかというお感じをお持ちになるかもしれません、現在租税特別措置の中で特別償却が認められております設備の中で、省エネルギーとか公害防止とか中小企業とか、特に政策的に重要であるというふうなもの

のだけにしほりまして、しかもそういったものは、特別償却との代替関係、選択関係だということをお願いしております。これは、一般的に設備投資ならば何でもよいということにいたしますと、どうしても設備投資を現在やり得るといふものは比較的好況の業種ではないか、したがつて、いわば租税特別措置で好況の業種に対してボーナスを与えるものじゃないかというふうな議論もございまして、そういったことから勸業しまして、好不況にかかわらず、真に必要な設備投資というふうな意味でしほらせていただいたということでござい

ます。効果の点はあるいは後ほど通産省の方から御説明があるかと思ひますが、これを一年限りでなしに恒久的な制度にしたかどうかという点につきましては、実はこういった種類の景気調整税制というものを今後どういうふうな考えるべきであらうかというところで、政府の税制調査会でもかなり時間をかけて議論をしたわけでございまして。昨年の十月に出ました中期税制の答申におきましても、この景気調整税制の項目が出ておりますが、政府税制調査会で議論しまして、これは両論ございまして、御指摘のように、こういった恒久制度をわが国としてもつくるべきではないかというふうな御意見がある。その議論としては、主として、税制面からも経済政策、景気調整機能というもののための手段が必要なんじゃないか、こういったふうなお考えがある。

ところが一方では、それに対する反対の御意見の学者先生方もかなりある。いろいろ論議はござい

た上下の対称性が確保できる見通しはなかなかないのじゃないかという御意見もある。

いろいろ御意見がございまして、どちらかといいますと、政府の税制調査会の委員の多数の方は、現在のような財政事情のもとではやはりまず最初に、財政の均衡を税制で回復することを考えることが基本ではないだろうか、中期的に財政がバラ

ンスがとれるような形を回復する、その土壌ができてきた上で、景気調整機能なり何なりを議論すべきではないか、こういった御議論もある。そういったようなことで、政府の税制調査会でもより長期的な税制のあり方の一環として引き続き検討しようということになっております。私どももその議論を参考にしながら今後考えてまいりたいと思つております。

○池田(行)委員 時間が限られておるようござい

ならないと思うのでございます。

そこで、二、三お伺いをしたいのでございますが、今回の措置法の中で、原子力発電につきまして、原子力発電設備の特別償却制度を廃止することにしておられる。一方において発電工事償却準備金の制度がございまして、これは特に電源立地に支障をもたらすものではないかと思うのでございませうけれども、その点ちよつと御確認いただきたいと思ひます。これは簡単に御確認だけ願ひたいこととでございます。

それからあと、通産省にお伺ひしたいのでございますが、時間も限られておりますので、先ほど私が申しましたようなエネルギー事情についての認識をどういうようにお考えになつてゐるか、通産省の御所見をお伺ひしたいのと、それから、当面の電源立地について、通産省でも重要電源立地の地点を二十二カ所でございますが、今度ふやして指定されるという努力をしておられるようでございませうけれども、なかなか立地がうまく進まない原因の一つとして、非常に煩瑣な許可の手続というのが指摘されております。一説によりまして、百近いあるいは百を超えるような許可可手続を要するのだと言われておりますけれども、このあたりの合理化についてどのような努力をされる御所存かという点。

それからもう一つは、電源立地の促進対策交付金、今回の予算で単価を増加することにされておりますけれども、いろいろ聞いてみますと、交付金の使い道についていろいろ制約があるようでございませう。対象の所在市町村から言へば、これは一般財源として使わせてほしい、こういう希望が強いのでございませうけれども、地方自治のたてまえ、あるいは財政当局あたりいろいろ御異論もありませんかと思ひます。それにしても、もう少し対象設備を弾力的に考えてもらえないかという点。

それから、いま補助事業に係る地元負担分として使う場合にも、たしか法律補助の場合にはだめだとか、あるいは予算補助であっても二分の一以上の国費が投入される場合にはだめだとか制約が

あるようでございます。その辺についてもう少し緩和することができないかという点。

さらに三つ目には、地方交付税との関連でたしか頭打ち措置がとられておられるのでございませう。基準財政需要額の二・二倍を掛けて、それから基準財政収入の何倍かを差し引くという算式があつたと思ひますけれども、いわゆる頭打ち措置でございませう。これについても、電源立地を促進するという観点からもう少し考えていただくことはできないか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○米里政府委員　まず、今回原子力発電設備の特別償却の廃止をしたわけでございませうが、これは簡単に申しまして、一つの理由は、電力業界関連につきましましてはかなりの特別措置が認められております。湯水準備金がございまして、先ほど御指摘の原子力発電工事償却準備金がある。あわせて特別償却というものがございまして、整理縮減という全体の傾向、方針に照らしまして、同一業種に認められる税制上の恩恵を縮減するということが一つでございます。

第二点は、先ほどお話のございました原子力準備金でございますが、この準備金を今回、積み立て期間を五年から七年に延長しておりますので、こちらの方でかなり吸収できるということで特別償却を廃止することにいたしましたので、特に立地促進に弊害があるというふうには考えておりません。

○藤咲説明員　三点ばかりお尋ねがあつたと思ひますが、まず最初に、電力の需給は今後どのような見通しを持つておられるかというお話につきましては、御承知のように昨年の八月に総合エネルギー調査会の中で、わが国のエネルギー政策の見直しということをやつたわけでございませうが、電力につきましても、総合エネルギー調査会及び電気事業審議会の中で、昭和六十年度あるいは六十五年度の長期の見通しを検討したわけでございませう。その検討結果によりますと、わが国として今後、省エネルギー政策、あるいは電力固有の問題とい

たしましてはピークシフト対策といったものを最大限努力した場合におきましても、今後経済成長に伴ひまして年率五・八％程度の電力需要の伸びが見込まれるのではないかとこの結論づけをおるわけでございませう。そういういたしますと、現在わが国の発電設備、約一億キロワットの設備がございませうが、昭和六十年度には一億七千万キロワットの発電設備が必要になるという状況でございませう。

ただいま現在、電力需要は、不況による大口電力需要の伸び悩み等もございまして、若干伸びが鈍化しておりますけれども、私どもといたしましては、電力需要というものは今後、特に家庭用、業務用等の民生需用が非常に高い伸びを示すだろう、あるいは今後、景気回復に伴ひまして需要の回復が見られるだろうと考えております。そういういたしますと、昨年八月の長期見通しというものは、基本的に今後われわれ考えなければならぬ長期見通しだろうと考えております。したがらしまして、先生おっしゃいましたとおり、今後われわれとしては、単に五十三年度の設備投資の問題との関連だけでなく、やはり数年後あるいは十年後のわが国のエネルギーの安定供給のために、最大限の電源立地の促進というのを努力しなければならぬと考えておるわけでございませう。

それから第二点の、電源立地に関する手続は非常に煩瑣で、これを簡素化すべきではないかというお話でございますが、これもおっしゃるとおりでございます。一説には、電源立地に関する法律が三十三、さらに個々の許可認可のレベルまで数えますと六十六ぐらいの許可認可があると言われている実情でございまして、確かにこれが、地元におけるいろいろ安全問題、環境問題に対する住民の不安から立地が遅延する問題とともに、電源立地がなかなか進まない一つの大きな要因になつてゐることは否めないのではないかと考えております。そのため私どもといたしましては、昨年来何度か総合エネルギー対策推進関係会議の場にお

きまして、この手続の円滑化ということを議論していただいております。こういった議論を背景にいたしまして、いま関係各省庁といういろいろ手続の運用の円滑化について話し合い、かつ御協力をいただいているという状況でございませう。この努力は今後ともさらに進めてまいりたいというふうな考えております。

それから第三点の、電源立地促進交付金の使用方がなかなか窮屈であるというお話でございますが、これにつきましては従来、昭和四十九年度から発足した制度で、まだ経験もそれほど豊富でございませうが、これまでの実施の過程で各地から、特に交付金の対象になつております各地方自治体から、いろいろな運用の弾力化について御要望をいただいております。その御要望にこたえておるわけでございませう。昨年の九月にもこの問題を総合エネルギー対策推進関係会議で御議論いただきました。その結果、たとえばおっしゃつておりました交付金対象施設が限定されているという問題につきましても、電源立地が地元の産業振興に結びつくようにしてほしいという要望にこたへまして、従来どちらかと言へば生活関連の公共施設のみを対象にしていたものを、今後は商工業その他の産業にかかわる共同利用施設も交付金対象として含めるということになりました。さらに補助金使用につきましても、おっしゃるやうに法律補助の補助率についてはなかなかむずかしい問題があるわけでございませうが、予算補助の場合につきましても、補助率、従来は三分の一以下のものについてだけ補助率使用を認めるという状況でございまして、これを二分の一まで引き上げるといふことで対象を拡大したといふことでございませう。

それから頭打ち制度につきましては、交付金を受け取る側の自治体の財政事情を余り不安定にしてはいかぬという配慮から設けられておるわけでございませうが、御承知のように、五十三年度の電源特設政府案におきまして交付金の単価も大幅に

引き上げることになりましたので、それとの関連で、この引き上げの効果が頭打ち制度で吸収されてしまつて意味がなくなつてくることのないように、いま関係方面と相談してありまして、この運用の改善を図りたいと考えておるところでございます。

○池田(行)委員 時間が参つたようでございしますが、お許しをちょうだいしまして、最後に一つだけ大臣にお伺いしたいのであります。けれども、財政当局では今後いよいよ財政再建に本格的に取り組まなければいかぬ、こういう覚悟を固めておられるようでございしますけれども、五十三年度はもとより、五十四年度におきましても経済の動向というものはなかなか厳しいものがあろうかと存じます。また、この措置法とあわせて出しておられます国税収納金整理資金法の一部改正なんか見ますと、ことしは十三カ月分の税収というものを歳入に見込んでおる。五十四年度はまた十二月分に戻るといふこともございします。またまた五十四年度も、あれこれ考えますと、かなり大幅な赤字国債に依存せざるを得ないような状況にあるのじゃないか。本日に財政再建の道は厳しいものがあると言わざるを得ないと思ひます。そういう意味におきまして、中期的にはいろいろ議論がございまして、国民の理解を得まして、一般的な負担の増加をどうしてもお願いしなければいかぬと思ひます。

その際に問題になりますのは、租税特別措置法、いろいろな縮減合理化が進められてきたといへ、まだ正されるべきものがあると思ひます。この点について、その中で一番大きな問題がいわゆる社会保険診療報酬の特例であらうと思ひます。この点につきましても、むしろ財政当局というよりも私も政治の方の課題かもしれせん。そういう意味で、わが党もことは本日に真剣に検討いたしまして、五十四年度からはというふうなことで進めておるわけでございします。

一方におきましてこれは本日に進めなければならぬわけでございしますが、他方において、お医

者様方にもいろいろな言い分があるのも事実である。その診療報酬がどうかということ、ほかに救急体制の問題であるとかあるいは看護婦養成の問題とかいろいろあるものでございします。そういう面については、税制の方で正すべきものは正しながら、一方、予算面、財政面で見ざるべきものは見ていくという態度が必要かと思ひますのでございします。

と申しますのは、そもそもこのいわゆる医師の優遇税制と言われるものができました経緯、スタートが、診療報酬の単価を予算で見ざるべきものが見れないから税金の方で見ざる、何かその当時たしか非常に税金の好きな大蔵大臣がおりまして、そういう裁断をしたようでございします。それが四半世紀にわたつてこういう問題を残しておる。村山大蔵大臣はまた非常に税制にはお詳しい大臣でいらつしやいますので、どうか前車の轍と言つてはなんでございしますが、こういうことのないように御高配を賜りたいと思ひますので、大臣の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○村山国務大臣 二つ問題がありまして、財政再建の道をどうするかという問題、それから、とりわけ租税特別措置、その中でも社会保険診療報酬の問題だと思ひますのでございします。

財政収支試算にもお示しましたように、財政は非常に苦しいわけでございまして、こんな苦しい財政を組んでいる国は知らぬのでございします。だから、本格的に負担の増を求めるときに、それと景気との関係は一体どうなるのか。それは結局負担の増を求めましても全部歳出に出るわけでございしますから、論理として考えますと、それ自身不況になるという論理はないと思ひますのでございします。どのようなところに負担を求め、どのようなところに歳出を持つていくか。確かに不人気には違ひはございせんし、特に負担が重くなるのはだれでもいやなことなのでございします。しかし、その議論を詰めない限り、そうしてまた、その点についての国民的のコンセンサスがでない

限りなかなかむずかしい。やはり国民的のコンセンサスのもとに国会において真剣な御議論を賜つて、そうしてやつていくということがこれから望まれるのじやないかと思つて、われわれ財政を預かる者といひまして、この問題をこれから真剣に取り組んでまいりたい、かように思つておるわけでございします。

それから、社会保険診療報酬の問題は、いま池田委員が御指摘のように非常に長い問題でございまして、そうして税制調査会等から過度の優遇であるといふことをしばしば指摘されているわけでございしますし、またそのことは一般的に言われているところでもございします。したがつて今度わが党において、この問題はもう五十三年度限りにする、その間それに対応するいろいろな施策もあわせ考へる、こういう決断をしていただいたことを、私は非常に現実的な解決策であると思つて高く評価してございします。

しかし考へてみますと、そのかわりに診療側にもいろいろな御希望があると思ひますのでございします。私たちがよくよくつちやう聞くわけでございしますが、あれがあるために、たとえばほかの企業では日進月歩の機械でございまして、特に医療機械は非常に激しい、そういう点に何にも考慮が払われない、またそういう要望も出せないというやうな話を聞くわけでございまして、やはり合理的なものとはどんなに進めていく。雇用状況から申しましても、恐らく民間と言わず公務員関係もそうございしますけれども、医療関係の方面が一番足りないといふことはもう御指摘のとおりなのでございします。それはお医者さんに限らず、看護婦にいたしましても何にいたしましても、一番足りないと言われているところでございします。そういう将来の合理的な国民のニーズに對しましても、税制は、あるいは国の財政は、弾力的に的確に對処してまいるという心がけが当然必要であらうと思つて、それらの問題を考へながらこの問題に對処してまいりたい、かように思つておるところでございします。

○池田(行)委員 終わります。

○大村委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 朝からの審議で、大臣も政府委員もどうも御苦勞までございします。

私は、先ほど大臣が提案されました中で、特に租税特別措置の整理合理化の問題を中心にして御質問をしたいと思ひます。

先ほどの議論にもございしましたが、この租税特別措置の問題は、不公平は正の重要な焦点の一つとして数えられてまいつてきておると思ひます。そしてこれからの財政事情を考えますと、やはり税の不公平は正ということは、まさに国民的課題としてこれに取り組んでいかなければならぬといふ今日の状態ではないかと思ひます。

(委員長退席、綿貫委員長代理着席)

そういう意味でお伺いしたいと思ひますが、まず最初に、今回幾つか廃止、縮減されるものがございします。ずいぶん前から租税特別措置の整理合理化といふことで税調の答申もなされてまいりました。もう十年以上も前になりましたが、たとえば三十九年末の政府税調答申でも、特別措置の問題について重要な前提条件の指摘をしている。政策目的の合理性と緊急性があるのかどうか、また先ほどの指摘もございしましたが、政策手段としての有効性があるのかどうか、また付随して起こつてくる弊害、政策効果のバランスはどうなのか、他の政策との整合性を検討すべきであるといふやうな指摘がなされてまいりました。この数年來、逐次その取り組みも進んでいると言われているわけでありまして、このやうな状態では、この数年來、すから、大胆に整理、縮減を進めていくということが必要だと思ひます。

手続のことで最初にお伺いしたいのですが、大蔵省当局として毎年度新たな税制を組む場合に、合計で百九十一項目とか、また企業関係でも九十何項目とか言われておりますけれども、年度ごとにそれら全体を洗い直してみて、あるいはまた関係の省庁とも検討してみて、どうすべきか、そういう作業は当然のことだと思ひますが、毎年おやりに

なつて、それから政府税調にも審議をお願いするということをやっておりますか。

○米里政府委員 仰せのとおりでございます。租税特別措置、現存のすべてのものにわたしまして、期限到来分を中心といたしまして、各項目、全項目にわたしまして洗い直したいし、関係省庁とも御相談をし、一応の成案を受けた上で、政府税制調査会にもお諮りすることにしたしております。

○伊藤(茂)委員 大変しっかりした検討を毎年やられているということですから、以下、安心して御質問申し上げたいと思いますが、まず第一に、ことし整理、縮減をする側の問題を伺いたいと思います。その後、なおかつ残っている方の問題について、両面からお伺いしたいと思います。

最初に、ことし廃止される方ですが、たとえば大きなもので公害防止準備金があります。五年間ぐらいこの制度があったと思いますが、予算委員会から出されました期末残高の数字を見ますと、千八百六億、それから今期の積み増しが六十一億というようないことが言われておりますが、先ほど申し上げましたような三点か四点の税調の指摘ということから考えまして、総括と申しますか、振り返ってみてどういう意味があったのか、あるいはまた二、三年前やめちゃった方がよかったと思うのか、そもそもつくらなかった方がいいとお考えがあるのか、振り返ってみての感想を聞かしていただきたい。

○米里政府委員 公害防止準備金につきましては、昭和四十七年度からでございますが、石油危機以後の厳しい経済環境のもとで、公害規制が国家的な政策として非常に強化されてまいりました。公害規制の強化に即応いたしまして、企業が好況、不況にかかわらず、公害対策の万全の措置を講ずるということのために、その費用を円滑に支出できるようにということでつくられたものでございます。そのために多大の効果を上げてまいって、一応の目的はほぼ達したのではないかと考えておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 大変模範的な答弁をいただきましたが、利用状況の中身を調べてみますと、特に利用の中心となっているのは、当然かもしれませんが、鉄鋼金属工業、化学工業などその利用がなされているということに数字上なっております。

それでは、大変効果があったと考えるということですから、合理的な税制としてどういう効果があつたのか。たとえば幾つかの分野について具体的な調査をなさるとか、サンプリング的な調査をなさるとか、そういうふうな税制の効果を確かめる作業もやりになったのでしょうか。

○南学説明員 公害防止準備金についての御指摘でございますが、私どもとしては、いま米里審議官からお話がありましたように、石油危機以降、非常に厳しい経済環境の中で公害規制が強化されてきたわけでございますが、その間、その不況下にもかかわらず、企業が公害防止のための費用を支出するという面で効果があつたと考えておりますが、具体的にその調査を実施したということはないです。

○伊藤(茂)委員 先ほど来の同僚議員の質問にもございましたが、この問題についても、具体的な効果の測定あるいは科学的な見通しが行われていないというのが実態ではないかと思つてます。さらに、これはつくるときからの問題だと思つてますが、この制度としては、そもそも売上高を基準とする準備金ということになっております。本来、住民の健康と生活を守っていくという意味で促進をするということならば、現実に公害防止のためのいろいろな設備投資がなされるということについての問題ならまだわかるのですが、そういうことでもない。ですから、そもそもから大きな問題があつたのではないかと考へるわけでありまして、振り返ってみて、その点どう思ひますか。

○米里政府委員 つくりましたときに、おっしゃいますような収入金額基準ということをつくりまして、最初は、とりあえず支出を容易にするため

の一つのめどとして基準を収入金額にとつたというところでございましたが、収入金額基準というのはどうもおかしいじゃないかという御議論がかねがねございまして、そういったようなことで逐次縮減してまいりまして、今回改正によりまして廃止するということになった次第でございます。

○伊藤(茂)委員 昭和四十七年以来公害防止の設備を増強して、特にコンビナート地帯などの住民の生活と健康を守っていくという観点からすれば、そもそもこのようなあり方は問題だったんじゃないだろうか。また、積み立て利用の状況から見ましても、内部留保あるいは税逃がれという傾向が強かつたのではないだろうかということも思うわけであります。何もやめるものについて特別けちをつけておるわけではございません。死んだ子の年を数えるようなことではなくて、こんなこととお起さないようにという意味で総括を申し上げておるわけでありますから、そのつもりでお願いしたいと思ひます。

あと二つ、三つお伺いしたいと思ひますが、同じように今回挙げられているものとして違約損失補償準備金というのがあります。これは、商品取引所は別にしまして、証券取引所の場合について伺いたいのですが、これも予算委員会へ出された数字を見ても、残高累計百五十七億、また今年度は積み増しも取り崩しもなかつたような感じの数字になっております。取り崩しの事例も、効果があつたのかないのかということよりも、そもそも機能していないというふうな例ではないだろうかと思ひます。具体的なたとえば全国的な規模で、あるいは東京証券取引所などどの程度の利用なり機能があつたのか。いかがでしょうか。

○米里政府委員 これは御承知の、取引所の特別会費として徴収したものを積んだわけでございまして、仲間内のトラブルということに備えてつくつたものでございますが、おっしゃるよう余り実績はございません。たしか昭和四十年以降はそういった実績がなかつたということかと思ひますが、そういったようなことで検討いたしまして、今度廃止に踏み切つたということでございまして、○伊藤(茂)委員 実績がなかつたということ、おつくりになつた方としては喜ぶべきことなのか、悲しむべきことなのかわかりませんが、いずれにしても、スタートのときから科学的な見通しを持つべきものではなかつたかどうかというふうに思ひます。

また、公害防止事業者負担金の特別償却という問題があります。これも同じように、該当事例がほとんどないというので廃止になるというふうに聞いておりますが、そうですか。

○南学説明員 御指摘のとおり、公害防止事業者負担金の特別償却については、ほとんど利用実績はございません。

○伊藤(茂)委員 特別償却でもう一つ伺いたいと思ひます。

航空機の問題ですが、五分の一から六分の一に引き下げをする内容のものが提案されております。先般、ときどき話題になります東京都の新財源構想研究会の方から第六次報告が出されておりますが、その中でこの問題を取り上げております。その関連でお伺いしたいのですが、これは全日空のことなのですが、ちよつと数字が古いので済みません、四十九年度なのです。ボーイングと有名なロッキードを買つた。「合計で約三百億円で考えられる。これについては普通償却(耐用年数六年ないし七年)のほかに特別償却として、」ロッキードの四分の一、ボーイングの五分の一が利用できるということになりまして、「有価証券報告書によれば、合計で五十八億円の特別償却準備金の増しが行われた。」その他の問題も含めまして「特別償却が申告所得を上回っている」、すなわち、「特別償却を計上するだけで税負担が半分以下になるのである。」ということが書いてあります。また日社ということで、その後に日航のこと

も指摘をされているようです。

何年か前のことですから、その後飛行機を買った年と買わない年と確かに相当大きな違いがあると思います。ただ、今日の航空会社の経営状態などから見れば、このような経過から振り返った問題、あるいはまたこれから先の経営状態を含めた問題と考えますと、五分の一から六分の一というのも非常に優遇措置ではないだろうかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○米里政府委員 航空機の特別償却でございますが、御承知のように、空港周辺の騒音問題が非常に生じておるとのことから、この騒音問題に対処する一つの方策として、騒音の低い、便数削減効果の大きい大型機の導入をできるだけ積極的に図ってまいらうということが本来の制度自体の目的でございます。

こういった騒音問題についての政策的な必要性というものは、私もはまだ完全になくなったというふうには考えておりません。おりませんけれども、全体の縮減の方針のもとに再検討いたしました結果、償却割合はやはり少し引き下げさせていただきますという意味で、五分の一から六分の一に下げさせていただいております。従来から船舶の特別償却がございまして、これと相並んでずっとまいたわけですが、五十二年度税制改正で、整理合理化の一環として船舶の縮減を行いましたので、一年おくれということでございますが、航空機についても五分の一から六分の一に下げさせていただきますというわけで、制度そのものの目的はまだなくなつたわけではないというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 これは、最近の航空会社の経営状態、あるいはいま答弁もありましたが、そういう視点も含めて、新しい飛行機を買った年、買わない年、いろいろな問題があると思います。しかし、総合して考えまして、やはり世間から指摘をされている不公平税制の枠に入るような扱いではないだろうかというふうに感ずるわけでありまして、三、四ポイントだけ挙げましたが、いずれにしろ、そ

れなりの効果の実態を見ましても、また経過の現実を見ましても、今回やめるあるいは縮減するそれだけの問題について、振り返ってみてたくさん問題が指摘をされるということではないだろうかと思うわけでありまして。

振り返ってみた観点からちょっと大臣にお考えをお聞かせしたいのですが、こういう問題もありまして、しかも毎年厳しく全項目にわたって検討されていくということですから、大いに検討されるのでしたら、この際、これら問題になりそうなのでは、思い切つて整理、縮減をしていく、税調の基本姿勢にも合うわけだと思ひますし、そういうことが必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

もう一つは、いま大変深刻な不況であり、いろいろな経済分野から何か救済、優遇措置をとってほしいというところもいろいろと出てまいることが多い季節ではないだろうかと思ひます。しかし、税制面からその要望に従つてご入力をしていくのは極力避けていくというのが、不況の中でも今日の経済状態ではとるべき態度ではないだろうか。それは、ベースになる国民的なコンセンサスを税制についてぜひ形成しなければならぬということがあるわけだと思ひますが、どうお考えになりますか。

○村山国務大臣 おっしゃる通りに、非常に財政状況の厳しい中で一般的な負担増を求めなければならぬわけでございますので、政策効果という問題と租税の公平という観点と、どちらを従来に比べて重く見るかという点では、やはり縮減の方向、つまり租税負担の公平という見地を重くして考えるべきであらうと思ひます。できるだけ思い切つた措置をとるべきである、これも全く同感でございます。ただ、税制調査会には専門の方々がたくさんおられますから、思い切つた措置はとりまされども、経過措置はあるいは必要であるかもしれない、こういう考えを持つておるわけでございます。それから、景気対策に租税政策はできるだけ避

けて、他の政策をとつた方がいいのじゃないか、こういうお考えのようでございますが、私は、一般的に言えば恐らくそうなるのであらうと思ひうでございます。しかし、これは費用対効果の問題でもあるのでございまして、税制が、政策的な問題は全部やめるというわけにもいきかねるかもしれせん。一般論としては、私は大体伊藤委員と同じような見解を持つております。

○伊藤(茂)委員 税の公正という立場はぜひ実現をしなければならぬ、あるいはまた一般論としては、税で刺激をしていくということではなくて、いろいろな趣旨のお話がございました。私は取り上げませんが、今回の投資促進税制などについてぜひそういう一般論を適用していただくようにお願いしたいと思ひます。

次に、二つ目の面として、今回整理、縮減に取り上げられなかった問題を幾つか指摘をしたいと思ひます。むしろ残つていての方が問題なんじゃないかという気がするわけでありまして。

最初に、技術的なことですが、特に企業関係の特別措置、今回の取り扱ひも含めてどのくらいの数になりますか。

○米里政府委員 企業関係の特別措置は全体で九十一項目でございます。今回の改正でお願いしておりますのは、廃止が十一項目、これから縮減が二十六項目、合わせて三十七項目でございます。

○伊藤(茂)委員 これもちよつと計算してはしるのですが、それでは、今回租税特別措置の廃止、縮減、タックスヘイブンなどなどの提案がございまして、それによつて増税をされるトータルの方と、今回新しく投資促進税制あるいは土地、住宅、いろいろございまして、その中には中小企業に關係する問題もございまして、一応ひつくるめて減税措置のトータル、差し引きどつちが多いですか、大体で結構です。

○米里政府委員 件数で申しますと、先ほど申し上げました十一件と二十六件の合わせて三十七件が増税になります。それから減税の方は三件でございます。

金額で申し上げますと、企業関係で、トータルいたしまして初年度十億、平年度四百九十億の増税になります。

○伊藤(茂)委員 結構です。また自分でもそれはをはじめてみたいと思ひますから。私がちよつと調べたところでは、増税措置よりもことし新たに加えられた特別措置による減税の方が三十億ほど多いと聞いているわけでありまして、いずれにしても細かい数字は結構ですが、今後ともスクラップ・アンド・ビルドという従来の傾向を延長しないようにお願いしたいという意味です。

先ほど整理、縮減の方について四つ申し上げましたので、残つている方も四つほど簡単に指摘をさせていただきますかと思ひます。

第一番目は、社会保険診療報酬課税の問題です。これは当委員会でも各委員からいろいろな議論がなされておりますから、その基本的な問題をここで言うつもりはございません。一、二だけお考え方を伺いたしたいと思います。

まず大臣に、予算委員会や本会議の答弁を伺いますと、福田総理も、今年度限り、それから議員立法で措置をしていくなどの自民党のお決めたこととは、大変いいところをついていっているのではないかとというような趣旨の答弁が行われております。私は、全体を見る総理大臣としてはそういうことを言われているということでございますが、やはり税を担当する大蔵大臣としては、さらに強い決意が気持ちがあつて当然のことだろうと思ひますが、総理の御答弁と全くイコールでございまいしょうか、一味違うということでございます。

○村山国務大臣 この特例が昭和二十九年、議員立法でもつて行われたわけでございます。その後いろいろな批判を受けたが、また別の意味の問題と絡んでこの問題が議論されたわけでございます。そういう意味で、このたびわが党が議員立法でもつてこの問題に解決をつけるということ、そしてその対応策もあわせ検討するということ、は、この制度の発足から言ひまして、またその背

景から言ひまして、最も現実的な方法であらうというところで、総理がどこまで考えているかわかりませんが、言葉の上で申しますと、全く総理と同じような考えであるわけでございします。

○伊藤(茂)委員 私は、ここで医師税制に関する諸問題を、時間ありませんし取り上げようつもりはありません。そしてまた、当委員会だけではなくて、医療制度全体についてのことも当然絡んでいろいろな議論がなされなければならないことだと思ひます。ただ、伺つておきたいと思ひますのは、総理と全く同じようなお考えということになりますと、大蔵省あるいは税務当局としましては、新年度早々から、五十四年度に何らかの改革から新しい制度がスタートする、それについての税調その他のお考え、段階制とかいろいろのことがあるわけでありますが、それらに向けての準備と云いますか、具体的な施策が始まつていないと、五十三年度末になつてきてさうだぞというところでは、またいろいろの問題が起きるということではないだらうか。総理と同じお考えならば、そういうことをこの五十三年度から具体的にやつていく、準備をしていく、あるいは対策を講じていく、お医者さん方にもよくお知らせをするということが必要ではないだらうかと感ずるわけですが、いかがでしよう。

○村山国務大臣 この問題は、やはり党とも十分打ち合わせをやりながら、それに対応していくということだらうと思ひます。だから、同時に検討を始めていく、このように考へてゐるわけでございします。

○伊藤(茂)委員 社会的にも大きく指摘をされてゐる問題ですから、お医者さんも含めて国民的な合意が得られるような努力を具体的に早急にお願ひしたいと思ひます。

次は、従来からも当委員会でも、不公平税制に関連をして議論になりました貸倒引当金のことを話題にしたいと思ひます。

一般論として最初に伺ひたいのですが、いままでとは違つて大変深刻な不況であります。先般の

永大産業などを含めまして倒産件数が非常に多い。そして、銀行の管理倒産ではないかと選別倒産ではないかという、マスコミではそういう言葉も使われているような状態になっております。そういう状態のもとでは、やはりこれをもつと抑えていくということをお考えなのか、あるいはいまの所定の率でいいとお考えなのか、最近の状況に照らし合せてどうお考えになりますか。

○米里政府委員 貸倒引当金でございしますが、御承知のように、実績との乖離が繰入率との間に相当あるのではないかと御指摘がございしました。四十七年以来、千分の十五から千分の五まで引き下げてまいつたところでございします。

現在の情勢を見ますと、御指摘の経済情勢、企業状況などから見まして、どちらかと言ひますと、金融機関の不良債権はむしろ増加の方の傾向にあるというふうな事情でございしますが、そういったようなこともあり、かつまた、五十二年度改正でこの率を引き下げましたということもございしましたので、今回は見送つたわけでございしますが、この率につきましては、今後とも引き続き検討してまいりたいというふうに考へております。

○伊藤(茂)委員 千分の八から千分の五というお話が出ましたので、ついでに伺ひたいのです。

〔線貸委員長代理退席、委員長着席〕

千分の八から千分の五にしていくことについての経過措置がとられておりまして、その実態を若干伺ひますと、率が変わつたからいきなり減らすんではない、だんだん貸出資金量が増加をするこ

とによつて次第に減らしていく。一般には何年か知りませんが、最近の景気動向がありますから正確には言へぬと思ひますけれども、たとえば四年、五年、六年たつうちに千分の五になつていくというふうな取り扱いになつておるようですが、その実態はいかがでしよう。

○米里政府委員 御指摘のとおり、千分の八から千分の五に引き下げたときに、負担の激変緩和というところで、五十二年の三ヶ月の残高を保証するといふ、いわゆる積み増し停止措置を経過措

置で講じたわけでございします。この経過措置といふのがどのくらいの効果を持つておるかということとは、金融機関の貸し金の伸びがどのくらいかというところによつて見方が違つてまいります。最近の伸び率から計算してみますと、大体半期〇・五ポイントずつ引き下げるという経過措置とほとんど変わらないというふうなことになるま

す。したがひまして、三年間で千分の五に下がるというふうな経過措置でございします。

○伊藤(茂)委員 この率につきましては、さらに検討してきたいという御答弁でございしますが、いままでこれは非常に過大な内部留保として取り扱われていたということだと私は思ひますし、そういう指摘が強かつたと思ひます。最近の経済状態の中で何となくさういふ色が薄まつたような声も上がつてくるというところもありますが、たとえば前の安宅産業と住友銀行、あのときにも、一十億で千分の一の負債が起ります。ところが、引当金の住友銀行の扱いを見ても、その年度の内にいろいろの意味で取り崩しもあり、それから債券の売却などによつてこれを穴埋めする

という措置があつたようですが、翌年の期初めにはちゃんと前と同じ限度いっぱい五百何億ですか、積みまれているという行動になつておるようです。関係者の皆さん方からお話を伺ひますと、洗いがえ方式というのですか、というふうな形で言

われてゐるようでありまして、いろいろ説明は伺ひますが、全体としてやはりこれは問題ではないだらうかというふうに感ずるわけでありま

す。やはり結果的に見ては何も手をつけていないというところになるのではないだらうか、減るのが当然で、結果的には同じではないだらうかという

ことを感ずるわけでありまして、いかがでしよう。

○米里政府委員 いまお話をございしましたように、毎期洗いがえという考え方で、しかもこの貸倒引当金は、一方に上がつております貸し金に對するいわば評価性の反対勘定ということになりますので、期末に貸し金がございしますと、それに見

合う、計算しました結果の貸倒引当金はやはり積

まなければならぬ。それで、損金が出ました場合には、それは損金として落としまして、それでも期末には、やはり評価性でございしますから、バランス上は引当金として所定のものを積みなければならぬ、こういうことだと思ひます。

○伊藤(茂)委員 皆さん方が当然ながらプロで、こちらがアマチュアのせいか知りませんが、貸倒引当金という性格から見ても、何か大きな貸し倒れがあつたという場合に当然それが減つてくるし、後々また改めて積みなければならぬというところになるんだらうと思ひますし、いずれにしましても、そういうことも含めまして、貸倒引

当金の現状がな過大ではないだらうかという問題が世間で言われていることだと思ひます。昨年、一昨年あたりといひますが、二年前ぐらいあたりはこの利用実績と積立残高の間に百倍ぐらい差があつたのではないだらうか、最近の状況でも十数倍とか二十倍とかという差があるのではないだらうかというところも、ちょっと聞きますとあるよう

であります。それはどういふ現状でしよう。

○米里政府委員 貸出金総額と貸出金のそのものの償却額との比率をとつてみますと、これは期によつてかなりばらつきがございします。低いときは千分の〇・一にならないくらい数字がございします。高いときで、金融機関の種類によつてもいろいろございしますが、千分の〇・三とか、あるいはまた信用金庫あたりは千分の〇・五ぐらいであるとか、そういうふうな数字になつておりますので、おつしやるように実績と現在の積立率は若干差が

ございします。

○伊藤(茂)委員 幾つか細かいことをお聞きいたしましたが、いずれにしても、社会的公正と見られるような面につきましては、先ほど審議官の答弁にもございしましたが、さらに検討をしていきたいというところだと思ひますから、ぜひ検討を加えていただきたいと思ひます。

それから三つ目に、退職給付引当金の問題があります。これもさつき申し上げました東京都の調査によりますと、積立額が支給額の十二倍という

てになるわけであります。

私は、確かにこの制度と法的な関係では違うと思いますが、社会的に見てより公平なものにしなくちやならぬという問題意識としては、共通なものが画面にまたがってあるのではないだろうかというふうに思うわけです。税調の答申なんか見ますとちよつと気にかかるところで少し、また、そういうことを皆さん方が大いにPRをなさったのではないだろうかというふうに思うわけであり

ましてそのお考えを伺いたいと思います。
○村山國務大臣　二つ問題があるのじやないかと
思うのでございます。
一つは、企業会計原則上認められておること、
それについてどう考えるか。もちろんその幅とい
う問題はあると思うのでございますが、それはそ
の限度で議論されるのではなからうかなというの
が一つの考え方でございます。
それから、企業会計原則とは別の角度でござい

まして、今度は税制の仕組みとして、基本税制の考え方としてとられておる。いまお挙げになった、個人とそれから法人との二重課税をいかにして調整するか、各国いろいろの制度を持つておるわけでございます。それは不公平税制と言うのかあるいは仕組みの問題なのか、そこはその問題としてやはりそれなりに区分して、調整の仕方にしてもどちらで調整するのか、いや、あれは調整の必要

がないというのか、それはまた別の問題じやなかろうか。恐らく税制調査会はそういう指摘をしているのではなくかと思うわけでございます。ですから、あの不公平税制と言うときに、基礎が違つたら議論がかみ合わぬわけでございますから、まあいろんな物の考え方はございまいしょうけれども、企業会計原則でこうやっていけるけれども、税制はこういう見地でもってこうすべきじやないかというのなら、それはその一つの議論であらうと思うのでございます。しかし、企業会計原則は一切認められぬというようなことでは、これは

とてもあれでございますから、だから、税制と企業会計原則のかかわり合いの問題、あるいは税制

自体の仕組みの問題、これはまたそれなりに議論の角度が少し多様になるんじゃないだろうか。そういうものを別にいたしまして、基本税制に對しまして特に政策的見地から一種の優遇措置を講じておるもの、それを狭義の意味で不公平税制と言つてみたり政策税制と言つてみたり、まあ両面から言えるわけでございますから、それはその問題として取り扱つてもいいというのが、私、去年の税制調査会の答申を詳しくは見ておりませんが、大体そういうことではなからうかと思つてございませう。

○伊藤(茂)委員 中期税制の答申を読みますと、わざわざ東京都の新財源構想研究会の考え方はとらないとか書いてございませうので、これは、これから今後の税制について国民的合意をどう得ていくのか、あるいはこれから予想される税負担についてのいろいろ厳しい条件、そういうものを前提条件としてぜひ積極的に形成をしなければならぬという観点から見て、何か気にかかることなのでお伺いをいたしました。私は、こういう問題は余り理屈でややこしい方がいひのたうと思ふのです。そうではなくて、今後の厳しい税環境の前提として、国民の目から見て、企業もあるいは個人もそれぞれ公平な負担をし、公平な分担のもとに国の財政を考へていくというコンセンサスを形成することが大事だということなんで、そういう意味では、こそくな理屈ではなくて率直大胆に現実に国民世論にこたえていくという努力を今後お願いをいたしたいと思ひます。

あと一つ、二つだけお伺ひしたいのですが、一つは、去年二月の半ばに東京都の企業税制調査プロジェクトチームが、皆さん方も御研究になつてゐると思ひますが、企業税制についての調査を發表いたしております。細かいことを聞く時間はございませうから、ここでは伺ひません。一点だけ伺ひたいと思ひますが、この調査の中心的主張は、資本金階級別の税負担が著しい逆進制になつてゐるということを描いておられると見えます。それは、政府の調査と東京都の調査の言

うならばデータのとり方といひますが、考え方の基礎が違ふという面があるようですね。法人三税の実効税率ではほとんど変わりが無いが、先ほど来議論になつておられます各種の準備金、特別償却あるいは租税特別措置、それらを含めました軽減措置を計算をいたしますと、実質税率では大企業ほど低くなつてゐる。さらに受取配当の益金不算入の特例ということも含めて考えますと、一億未満の企業では四七・六％、これがピークで、百億以上では三二・二％と著しい逆進となつてゐるという指摘がございませう。

これは数字のとり方と物の考え方でございます。とになつてくるわけでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、税が公平か不公平かというところに対する社会的な尺度の一つとして、こういう計算、東京都のような考え方もあるのではないだろうかというふうな考へるわけでありませう。皆さんそれをどうお考へになつておられますか。

○米里政府委員 御指摘の東京都の企業税制調査報告、私もいろいろ検討させていただきました。御報告ですが、まさに御指摘のとおり、先ほど来御議論になつておられます各種の引当金の問題、企業会計原則に伴う諸問題、それから法人、個人の課税の仕組みに関する問題、この辺の前提の違いがございまして、これをどう見るかということによつて大企業の実質的な税負担がどうだという問題になつてまいります。なお厳密に申しますと、大法人、中小法人の実質的な法人税負担がどうだということと正確に比較いたしますのは、相当推計も入らざるを得ないという面もございまして、いかなる場合でも完全には比較できないわけですね。東京都で出されましたものとたとえば私どもが調べておられますものは、そういう前提の相違から違ひがあるということではございまして、私どもの方の前提に立ちます計算では、決して大法人が特に実質的な法人税負担が低いというような結果にはなつておりません。

○伊藤(茂)委員 前提と言われましたが、確かに数字のとり方、それから前提として各種の準備金

や特別償却、租税特別措置などを含めた計算をするのかしないのかということだと思ふのです。ただ、先ほど来私が申し上げてゐるように、税調の答申のような考え方では区分をすれば、政策税制とその他の税制、それで、不公平税制と指摘をされる租税特別措置についてはこれだけの額でございませう、完全にやつても四億餘りの額でございませう、ということになるわけでありませうけれども、やはり今後厳しく税の公平のための努力ということが必要とされてゐる、そういう中で、東京都の方でも計算の前提としてゐる幾つかの問題は、それぞれ税の公平の観点から見て問題があるのではないだろうか、そういう意味でこういう計算もあつただろうと思ひます。ですから、理論的な論争をこころするわけではありませうが、私が申し上げたいのは、そういうふうな考へる国民世論が相当広く現実にあるのだ、また、そういう角度から物を考へて対策を講じていかなくちゃならぬのではないだろうか、そういう意味でとらえていただきたいという意味で申し上げました。

最後に、大臣にお伺ひしたいのですが、この不公平は正の問題も含めまして、今後の税環境を考へますと、この時点で抜本的によく考へてみるということが必要になつてゐると思ひます。大臣もそういうお考へ、姿勢はしばしば言われてゐるわけでありませう。私は一般的に、税金を払う国民が自分の身の回りであるいは自分の老後にとって、あるいは自分の子供たちにとって必要な税金を払わなければならぬ、そういう実感を持つときには国民的な合意は当然得られて、必要ならば増税という措置もあり得るということだろうと思ひます。現実にはやはりそういう世論あるいは国民の受け取り方が形成されてゐないということが一番大きな問題なんではないだろうか。

私は、三つほどいまやるべき問題があるのだろうと思ふのです。一つは、言うまでもなく社会的に不公平と言われている問題をなくするため強力に取り組んでいくということ、二つ目には、国民の納めた税金がどう使われているのかということに

ついて、何か国民的な参加と合意が得られるようなシステムという面も含めて新しい改革の努力をしていく、それから三つ目には、これは特例公債との関連で詳しく議論したいと思つてゐるのですが、やはり自分たちの国の経済、自分たちの生活がいまの税制のもとでどうなつていくのか。総理はよく、トンネルを早く越えたいと言われますが、トンネルを越えた先はどうなるのかという具体的プランは残念ながらございませう。五十年代前期経済計画も手直しをすると言われておりますが、その作業をどこまで抜本的におやりになるのか、これもはっきりしない。言うならばあしたという日がどうなるのかわからぬという中で、環境の厳しさが強まっている。したがつてこの国会でも、与野党、政府も含めて、そういう中期のプランといひますか見通しといひますか、自分の生活、国の経済がどうなつていくのかということの真剣な議論を開始する。今日の時点でよく考へて、そういうふうな三つぐらいの新しい努力をしくちやならぬ問題があるのではないだろうかと思ふわけでありますが、最後に大臣の感想を聞かしてくだされう。

○村山國務大臣 おつしやつた点は全く同感でございませう。やはり個人を中心にしまして、別の言葉で言ひますれば、自分と家庭あるいは周囲の他人とかかわり合ひ、あるいは国とかかわり合ひ、それが将来どういふふうになつていくのであらうか、こういう問題について、たとえば税制なり財政なり経済なりそういう問題について、少しでも国民みんなが共同の意識あるいは共同の見通しができることが何よりも大事だと思つてございませう。いずれもむずかしい問題でございませうけれども、いま伊藤委員は別の言葉でございませうけれども、同感でございませう。

○大村委員長 佐藤委員より関連質疑の申し出がありませうので、これを許します。

○佐藤(觀)委員 ちよつと一問だけ、いまの伊藤委員の質問に関連をしてお伺ひというか、要望し

ておきたいと思ひます。

いま米里審議官は退職給与引当金について、これは企業会計原則にあるからいいんだと御答弁になった。伊藤委員の方も時間がありませんでしたので先にやらねばならぬけれども、この問題は御存じのように、期末の支払い額の二分の一になっているというの、企業会計原則だけではない、これは二分の一にする必要はないわけですね。本来ならば全額引いてもいい。そのぐらゐまあ非常に負債性の高い引当金だと思ふのです。その意味で、これは本来労働者のものでありますから、私はこれを自分で否定する必要はないであらう。ただ、企業会計原則にあるからいまの退職給与引当金の制度がそのまゝいいということには私はならないんじゃないか。二分の一がいいというなら、これは私は、企業の資本金別あるいは従業員別に七万人もいるところと七千人しかないところと、それはやはりこれだけ経済も非常に厳しくなればなるほど安定性が違ふわけでありまして、そういう意味では、七万人の会社と七千人の会社と同じ二分の一でいいかという議論も当然出てくるであらうと思ふのです。ですから、これは単なる企業会計原則だけの問題ではなくて、現に二分の一にしていることは、私は、企業会計原則は本来なら全額だけれども、税の方では二分の一にしようということですから、二分の一を四分の一にしても悪いということにはならぬと思ふのです。このことについて、恐らく審議官はお読みになつておられると思ひますけれども、「エコノミスト」で皆さん方の大先輩である泉美之松、これはいま専売公社の総裁、それから高木文雄現国鉄総裁、それから横浜銀行頭取の吉田二郎、いま地銀の会長をやつていらっしゃるけれども、いずれも皆さん方の大先輩、つまり主税局の局長をやつていらした方であるわけですね、この方も「エコノミスト」の座談会の中で、確かにこれは考え直すべきであつて、むしろいまのままの制度を続けるならば外部積み立てにすべきではないか、これなら確保できますからね、外部積み立てにすべきで

はないかという提案もされてるので、これは私たちが全く考えが一緒で、退職給与引当金そのものがすべて悪いということじゃないけれども、いまのように企業の規模に関係なく一律二分の一というの、本当に税の公平性という観点からいつて妥当かどうかというの、伊藤委員指摘のように私は問題があるであらうし、もしするならば、義務規定にするなりあるいは外部積み立てにするなりということにすべきではないか。ただし、ここで問題なのは、退職金というものは社会的にどう位置づけられるか、これはいわゆる年金と退職金というものの関係、一体そこまで義務規定にした場合にどうすべきかという問題があるであらうかと思ひます。あつたかと思ひますが、それは別に検討するとして、少くも皆さん方の大先輩の三人が公の場で言つてゐることありますから、もう少しこれはやはり合理性を求めて具体的に検討すべきではないかと思ふわけでございますけれども、大臣でも審議官でもどちらでも結構でございますが、その点についてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○米里政府委員 御指摘の点、ごもっともでございますが、先ほども言つた言葉が足りませんでしたが、企業会計原則に認められておる負債性のものであると言ふ方が正確であるかと思ひます。

御指摘のように企業会計原則では、本来なら一〇〇%ということになつておりますが、全員が現在やめられるというわけでもございませんので、要支給額に對して一定の利率を見まして、その現在価値を見た。平均在職年数を見まして、その時期に実際に支払われたいんだということに計算しました結果が、二分の一ということになつておるわけでございます。

実は私も、この二分の一というのが一番合理的であるかどうかということについてはいろいろ検討をしております。検討をしておりますが、現在のところこれにまさる合理的な計算はいまだに見出せないというような検討の段階でございます。

それから、外部提出制の問題でございますが、これは中小企業なんか現在やつておられるところでございます。一つのお考えかと思ひます。今後とも検討してまいりたいと思ひます。

○大村委員長 坂口力君。

○坂口委員 大分時間も遅くなつてまいりましたので、できるだけ短縮をしまして質問をさせていただきますが、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

今回のこの租税特別措置、いろいろな問題、改正案を含んでありますが、きょうは総論的なことだけをお聞きをいたしまして、各論的なことはまた同僚議員からお聞きをするという形にできるだけしたいというふうに考えておりますので、お願ひを申し上げます。

まず最初に、大臣にお聞きをしておきたいと思ひますが、昨年の昭和五十二年度の減税議論のときに幹事長、書記長会談で、不公平税制の改廃というの、一つの約束になりました。この法案は、それにとつたと申しますか、そのことも含めた一つの法案である、あるいはそのことも含めた内容というふうな理解をしていいかどうか、このことをまずひとつ伺つておきたいと思ひます。

○村山國務大臣 私が理解している限りでは、この前の幹事長、書記長会談で不公平税制の是正と言われたことも十分税制で検討の上で、そうして当面できること、そうして適当と認めることをやつた、かように聞いているわけでございます。

○坂口委員 今回の改正案でかなりな数に上りまして改廃されておりますことにつきましては、一応評価のできるものの中には含まれていてと思ひます。ただ、全体的に見ました場合に、非常に数は多いんですけれども、非常に細かなものを先に整理をされて、大物が残つてゐるという感も実はなきにしもあらずでございます。大臣としては、今回出されたものが、これで大体現時点においては租税特別措置としてはもうこれ以上は無理なんだ、これが大体もう最終なんだ、こういうふうにお考えでございますか。

○村山國務大臣 そういふふうには考えていないのでございまして、大きな問題が残つてゐることはよく承知しているわけでございます。診療報酬の問題あるいは利子配当の総合の問題、こういう一番大きな問題が残つてゐるわけでございます。

それ以外では大体企業税制関係では、まあ実は三年連続やつてゐるわけでございます。ことしは本當にしばらく出したところをすいぶんやつたわけでございますが、この程度になつたということだつたと思ふのでございまして、なお、残りました企業税制につきましても、先ほど事務当局から話がありまして、今後推移を見ましてやばり検討を続けるということは間違ひないのでございまして、大きな問題は別の方にあるという大體考へ方でございます。しかし、なかなかそれは一挙には片づかない問題であらう、こう思つてゐるわけでございます。

○坂口委員 その辺の議論、また後でさせていただきますが、その前に、五十三年度の予算審議に際しまして野党は一致して減税の要求をしたわけでございます。御承知のとおり、社会福祉関係も含めまして一兆二千億、これに對する回答として一兆減税として三千億、そして福祉関係として四百億、こういう数字が伝えられてゐるわけでございますが、この幹事長、書記長会談のときの言葉にも、この減税の問題というのは大蔵委員会で、また福祉関係の問題は社会労働委員会それぞれ議論を深めて、改めるべきものは改めるという方向に持つてゐるという意味の発言が、大平幹事長からあつたように聞いているわけでございます。

そういったしますと、この委員会でもその辺の議論を深めなければならぬということになるわけでありまして、現在出ておりますこの租税特別措置法の改正案、この議論の中においてもその減税議論、これを含めてやるかどうか、これは一つの大きな問題であると思ふのです。今回は所得税法が出ておりませんが、今回大きなものはこれになつてまいりますが、どうですか、今回出された

この法案の中において、それらの議論も含めてこれからやっていくという御姿勢はございますか。

○村山國務大臣 われわれが与党であります自由民主党から伺っているところによりますと、伝えられるような公党間の問題がいま話し合われているように聞いております。政府といたしましては、出した案が最善だと思つて、党に對しましては、あの案に對しては賛成いたしかねるということとを申し上げておるところでございます。ですから、公党間でのような国会審議の關係でございますので、今後どういふことになりましか、あれでございますが、恐らくそれぞれ——もし税の問題が出ますれば、当委員会が議論の対象になるのではないかと思つてございします。しかし、その幅なり対象範囲なりとの辺まで行われるのか、これは恐らく公党間の話でございしますから、われわれの推測の限りではないわけでございます。

○坂口委員 正式に新聞に出ております文句を読ませていただきますと、「五十三年度における経済情勢の推移を見守り、財政上の追加措置を講ずる必要が生じた場合には、關係委員会の審議結果をふまえ、必要な措置を講ずるものとする。」こういうことでございしますが、いま大臣はいささか冷ややかに言われたわけでありまして、先ほどの社会診療報酬の問題につきましては、わが党との關係において密接な連絡をとつてというお話でございしましたけれども、この減税の問題につきましても、党とわれわれは一線を画しておりますというように御発言でございまして、いささか冷ややかに聞こえるわけでございます。

そういたしますと、この委員会で、いずれにいたしましてもこの議論をする場というのはこの委員会の法案だけではありませんから、今後この租特の議論を尽くしていく以外にないわけでありまして、私は大臣にもう一度申し上げておきたいと思ひますが、かたくなな態度をとるということではなしに、この法案審議の中で改めるべき

ものは改めるといふお気持ちを御披露いただいで、質問を進めていきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○村山國務大臣 この公党間の話はどういふふうな決着になりますか、またそれを受けて当委員会ではいかなる論議が行われるか、非常な注意を払つて今後ともこの審議にわれわれは注目してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○坂口委員 それでは、話を進めさせていただきます。五十三年度の自然増収額、これについてお伺いしたいと思ひますが、先日の予算委員会に提出された資料を拝見をいたしますと、五十三年度の自然増収額、一般会計分として八千四百八十億円という数字が出ておりますが、大体このぐらゐの見込みに間違ひございませんか。

○米里政府委員 おつしやうとこの数字で間違ひございません。

○坂口委員 それから、五十三年度の給与所得者だけとりました場合に、所得者数と、その中に納税者数というのがございしますね、この所得者数と納税者数というのは大体どのくらいになりますか。給与所得者だけで結構でございます。

○米里政府委員 給与所得者数は三千八百三十五万人と見込んでおります。それに対して納税者数は三千二百六十六万人、七八・九%という比率を見ております。

所得者の中には給与所得者だけじゃなしに、農業所得者や農業以外の事業所得者やいろいろなわけでありまして、主に大きな分野を占めますのは給与所得者であるわけでありまして。

そこで、予算委員会でもいただきましたこの資料によりまして、自然増収分が、五十二年度が二兆九千六十億円という数字になっておりますが、それに比べて五十三年度が八千四百八十億円というふうな非常に低いという感じを受けるのですが、いかがでございますか。

○米里政府委員 おつしやうとこの数字でございますが、五十三年度が特に五十二年度に比べまして少ない数字になっておりますゆゑは、法人税をかなり低目に見積もつておられますので、御承知のように、法人税の場合には決算期からずれがございまして、税収に入つてまいりませんので、五十二年度後半からの経済情勢が非常に停滞しておるといふことの反映で、その分が五十三年度の法人税収にかなり大きく響いてまいります。

○坂口委員 それでは、所得税だけで比較した場合に、昭和五十二年の所得税は一兆二千五百五十億円なんです。それが五十三年度には六千六百六十億円と、大体半分です。ですから、いまおつしやうのような法人税の落ち込みがもしもあつたとしても、それをのけて所得税だけを比較いたしましたときにも、大体半分の見込みもなつてゐるのです。

先ほど申しましたように、所得者数で見ますと、これは五十一年よりも五十二年、五十二年よりも五十三年というふうな、全体の所得者数の中の納税者数というのはいふてゐるわけなんです。ですから、この辺を考えると、ちよつと数字が合わないという感じがするのですが、いかがですか。納得できればいいのです。

○米里政府委員 いま申し上げましたのは、当初、当初の比較でございまして、実は五十二年度中に経済情勢を反映しましてかなり下がつてまいりました。したがひまして、下がった上で五十三年度

をはじいておりますので、五十二年当初と五十二年当初を比べますとかなり下がつたような形になつております。

○坂口委員 余りよくわからぬですね。これはおつしやうのように、五十二年の当初と五十三年の当初の比較ですね。五十二年の間の変化というものがかなりあるから五十三年のこれが減つてきたのだとおつしやうなら、五十二年の変化した数字というものを落としておかなければならぬわけですが、それと、五十二年、五十二年に出しております数字には五十三年度はいかぬというのですか。それなら理解できます。

○米里政府委員 五十二年の当初予算額から見まして、御承知のように年度中に歳入が十分入つてまいりませんで、全体として八千億ばかり一度落ち込んだわけでございます。そこから回復しまして五十二年を見られるわけでございますので、五十二年は五十二年の当初に比べて、当初べー

スではそれは上がつてないといふことになるわけでございます。

○坂口委員 それは所得税についてですか。給与所得者についてもそうですか。いまのお話が企業についてならばそのお話はわかるのです。しかし、そうではなくて、給与所得者についていまのお話は当てはまりますか。

○米里政府委員 五十二年の八千億の中には、法人税と相並びまして、非常に大きな要素として源泉徴収分が非常に落ち込んだということがあつたわけでございます。したがひまして、源泉給与所得者分につきましても同様で、一度落ち込んだところから再び上がったといふことで、当初、当初ではそれほど伸びてないといふことが出てきたわけでございます。

○坂口委員 これは一週間の理解のできるようによく説明をしてほしいと思ひます。いまのお話を聞いただけでは何となく理解できないところがございますので、この議論はこれまでにしておきま

いまのところ間違っており、全体のバランスが崩れてくるわけですから、重要な部分でございまして、それでは別の機会にお聞かせをいただきたいと思います。

さて、こういうふうには大蔵省の方の計算によりまして、落ち込みが激しい、特に法人税の落ち込みが激しいということになるわけでありまして。そういったことと、公共事業でこれを拡大をということになってまいりますが、公共事業一本やりでいいかどうかという議論を始めますと、これまた長い話でございまして、大臣のお話は延々と続くであろうと思っておりますので、きょうはこれ以上はおきたいと思っております。

今回のこの中に投資促進税制が含まれております。いわゆる投資減税が含まれておられるわけでございます。これは先ほど池田委員の御議論もございましたので、簡単に触れさせていただきますだけにしたいと思っておりますけれども、現在落ち込んでいます投資意欲というもののこれぐらいの投資減税で果たしてどれだけの効果があるものであろうかという、いささか懸念を持たざるを得ないわけでありまして。そういう意味で、きょうは通産省もお待ちをいただいておりますので、大体これぐらいの減税でどのぐらいの効果があるというふうに考えておみえになるのか。大蔵省の方でも結構でございます。いや、通産省としてはもっと大きなことを言ったのだけれども、大蔵省が削ってこれだけになったので、余りないという話でも結構でございます。

○南学説明員 投資促進税制の対象設備というのは、政策的にきわめて重要なものに限定されております。期間が一年という限定的なものでございまして、また、特別償却に比べますとインセンティブがきわめて強いというところから考えますと、私どもは、民間設備投資の繰り上げ実施、あるいはほつておくとすれば繰り延べてしまふであろうというものの対する歯どめ効果、そういうものが確実に期待できるのではないかと、このように考えております。

たとえば歯どめ効果について申し上げますと、今回の不況の局面を見ますと、企業は当初の計画の様子を見ながら繰り延べ繰り延べる傾向がございまして。たとえば通産省所管の大企業の設備投資の当初計画と実績を見てみますと、四十九年度から五十年年度にかけましておむね一〇%から二〇%に落ちて実績が落ち込んでおります。一年間こうしたインセンティブを与えますならば、そうした繰り延べ傾向への歯どめがかかるかと私どもは考えております。また、四十九年度以降この四年間民間設備投資は非常に低迷を続けておりますので、潜在的な投資需要、すなわち、省エネルギー投資であるとか、あるいは中小企業における合理化投資等潜在的な投資需要というのはかなりの程度あるのだからと考えております。この投資税制が実現の運びとなりますと、やはり一年間ということになりますれば、将来やろうかと思っておった計画が繰り上げられてこの期に実施されるとか、あるいは採算性が向上して投資に踏み切るとか、そういうことで確実に投資の増加は期待できるだろう、このように考えております。

○米里政府委員 効果につきましては、通産省からお話があったとおりでございます。通産省から投資が盛り上がるというふうなものではないというふうなことを考えておりますけれども、限られた財源の中でそれなりの政府の姿勢を示すということからは、心理的效果なども期待できるというふうに考えております。

○坂口委員 一年限りのものでございまして、もう少し長い目で見れば、たとえば五十三年度なら五十三年度に投資をなされれば、いまのお話のように繰り延べになるのが五十三年度に入つてはまいりますけれども、今度はそうすると、五十四年度が落ち込むんじゃないかと懸念も実は持つわけでございます。何かせつかくやられるこの投資減税が中途半端なものになりはしないかという、そういう感じもなきにしもあらずでございます。この辺

たといは歯どめ効果について申し上げますと、今回の不況の局面を見ますと、企業は当初の計画の様子を見ながら繰り延べ繰り延べる傾向がございまして。たとえば通産省所管の大企業の設備投資の当初計画と実績を見てみますと、四十九年度から五十年年度にかけましておむね一〇%から二〇%に落ちて実績が落ち込んでおります。一年間こうしたインセンティブを与えますならば、そうした繰り延べ傾向への歯どめがかかるかと私どもは考えております。また、四十九年度以降この四年間民間設備投資は非常に低迷を続けておりますので、潜在的な投資需要、すなわち、省エネルギー投資であるとか、あるいは中小企業における合理化投資等潜在的な投資需要というのはかなりの程度あるのだからと考えております。この投資税制が実現の運びとなりますと、やはり一年間ということになりますれば、将来やろうかと思っておった計画が繰り上げられてこの期に実施されるとか、あるいは採算性が向上して投資に踏み切るとか、そういうことで確実に投資の増加は期待できるだろう、このように考えております。

にしておきたいと思っておりますので、通産省の方、結構でございます。ありがとうございます。

それからその次に、一言だけ利子配当所得の課税の問題につきましてお聞きをしておきたいと思っておりますが、分離課税を総合課税にしろという話は、言われてから久しいわけでございます。政府の方でもこのことについてはいろいろ検討をしておみえになるようでございますが、期限が昭和五十五年の十二月三十一日でございますか、ここが期限になっておりますので、この次の改正につきましては、抜本的にこの問題をやらされるのか、その辺の現在の進行ぐあいというものを少しお聞きをしておきたいと思っております。詳しくはまた同僚委員の方からこの問題もやると思っておりますので、大まかなお話で結構でございますので、お聞きをしておきたいと思っております。

あわせて、この分離課税を総合課税に変えていった場合に、それは中には非常にむずかしいものもございまして、完全という調子にはいらないかと思っておりますけれども、これでどれぐらいの増収を図れるものかというふうにお考えになるか、ひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○米里政府委員 利子配当総合課税の問題につきましては、先般からお話がありますように、また、政府の税制調査会の答申におきましても、本来ならば総合課税が望ましい、ただ、余りに一挙にこれに移るといことは、現在の把握体制から見て問題がある、したがって、その把握体制を十分早急に検討するようというふうな答申もいただいております。

私どもが目標にしておりますのは五十五年というところで、それまでの間に詰めるべきところを十分詰めてまいりたいというところで、けさはともお答えいたしましたように、まず部内での検討、これは国税庁も含めまして、どういった方法が一番把握体制としてベターなものであろうかというところを検討するとともに、全国銀行協会で内々御検討いただいておりますというところもございまして、しかるべき時期までにこれをドッキングさせて、問題を進めさせていただきたいというふうに考えております。

その際、先日大倉主税局長が当委員会でも申し上げましたように、いろいろな問題への広がりというところも考えられます。単に名寄せの問題あるいは本人の確認の問題ということだけにどまりませんで、課税の公平ということに確保してまいらねば、あるいは少額貯蓄制度の問題、あるいは郵貯の問題、そういうふうなこともろの問題にも問題は波及してくるというふうなこともございまして、その辺の検討もあわせ行わなければならぬということかと思っております。

いすれにいたしまして、五十五年までに何とか私どもとしては最終的な結論を得て、できるだけベターな方法でスタートしたいというつもりで準備を進めております。

○坂口委員 では、この問題はそれぐらいにしておきたいと思っておりますが、利子配当に絡みまして、最近話題になっておりますことの二つに、郵便貯金の脱税の問題がございまして。これは私も新聞情報だけしか手元にございまして、この日曜日に出了ました新聞等を見させていただきまして、中には、一億五千万円ぐらいを幾つかに割ってそして貯金をしている、こういうことが発見をされた、この記事が出ていますので、国税庁の方にお越しをいただいておりますので、まずその概要をひとつ御説明をいただきたいと思います。

○谷口(昇)政府委員 ただいま坂口委員から御質問のありました新聞の記事の件でございましてけれども、東京、大阪両国税局とも、その新聞記事について、公表した事実はいずれもありません。新聞記者の独自の取材に基づく記事だと私どもは考えております。

しかしながら、たとえば二月二十日付の新聞記事について申し上げてみますと、東京国税局において査察調査を行った事実を指しているのではないかと考えられますが、それに近い内容の事実で

あつたと承知をいたしております。それから、二月二十六日付の新聞記事については、その詳細は現在まだ調査中ですが、大阪国税局の管内におきまして、郵便局名、口座数、金額等から見て、おおむね新聞記事に該当するのではないかとと思われる不正計算事例があつたと聞いております。

なお、新聞記事の中で、おとり捜査あるいはおとり調査という部分がございますが、これにつきましては、このような事実を行っていない、このように聞いております。

○坂口委員 郵政省の方も見えただいておりますので、この件につきまして一言お聞きしたいと思ひますが、いま国税庁の方から発表された事実はないということでございますけれども、まあ発表された事実はないけれども、大体当たらずとも遠からずというような内容だという御答弁でございますが、いかがでございますか。

○森本説明員 お答え申し上げます。

郵便貯金につきまして、ただいまお尋ねのようないことがございますが、実は私どもの仕事は貯蓄をお勧めするということになるわけでございまして、その所得が、源泉がどうなつておるか、これについては私どもが確認をして受け入れるということには相ならぬわけでございます。しかしながら、当然制限額の厳守については、いろいろな方法を講じて監査をしたりチェックをしたりしておるわけでございますが、ただ、このことに関しましては税務署が、たとえばある特定人の所得についていろいろお調べになる、そういう過程で金融機関に対してお尋ねがある、そのお尋ねに対してはお答えを申し上げておる、こういう事態がございますが、その結果がどういうふうになつたのか、私どもには承知をすることもできないわけでございます。

したがしまして、ただいま国税庁のお話もございましたように、そういう事実があるかどうか、いま確認ができるわけではございませんけれども、ただ、こういった形で郵便貯金の利用について

いろいろな疑惑が持たれることについては、十分自戒をしなければならぬことでございます。そういった意味で、現在、全国にわたる名寄せのシステム、あるいは架空名義の防止についていろいろ窓口でお尋ねする、あるいはそれをトレースする、いろいろなシステムを講じて、郵便貯金が厳正に利用されるように努めておるところでございます。

○坂口委員 国税庁の方、これからどうなさるかということをお聞きしておきたいのですが、いまも郵政省の方からお話がありましたように、名寄せの問題でございますとか架空名義の問題でございますとか、これは非常にむづかしい問題を含んでいるわけでありまして、これは以前から言われていた問題でございます。今回出ました事件を氷山の一角としてとらえるか、これはたまたまこういうことが不幸にしてあつたのだというふうにしてとらえるか、皆さんの方の姿勢によつてもこれは決まってくると思ひますし、その姿勢を決定する要因になるだろうとも思ふわけであります。これから郵便貯金のこうした問題にどういうふうに取り組んでいかれるかどうかということをお聞きをしておきたいと思ひます。

○谷口(昇)政府委員 法人税または所得税等の調査に関連をいたしまして、郵便局に反面調査を実施することにつきましては、現在、郵政省との間で話し合ひを行つておまして、相互信頼のもとに調査が円滑に実施できるよう努力を重ねてきていますところだと考えております。特定の納税者の不正所得が郵便貯金として預入されていると思われる場合など、所得調査に必要がある場合には、今後も郵政官署の協力を得まして、適切かつ円滑に調査を実施していきたい、このように考えております。

なお、預入限度額の総額制限を超過した貯金につきましては、郵政当局がチェックを行つておるということをお知らせをいたしておるつもりでございますので、その成果を期待していただきたいと思います。

郵便貯金に対します税務調査の内容を通じて見られるところでは、不正所得の一部が郵便貯金になつておる事例を把握することは、従来からあるわけでありまして、それがどの程度かということにつきましては、特に私どもは把握を持っております。

○坂口委員 マル優制度という、小口の一般庶民の貯蓄について保護をするという意味のこの制度が、逆にこういうふうな結果になるということには非常に不幸なことではございまして、ぜひ明瞭にこの問題が片づくことを願つてやまないわけでございますが、大臣からも一言このことについて御感想がございましたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○村山國務大臣 いま郵政当局と国税庁から答えただけでございますけれども、相なるべくはそのような相互信頼のもとに、この郵便貯金というものが適正に利用され、そしてまた、これは別に郵便貯金に限りませんけれども、納税の面でもそういう一つの脱漏資金のたまり場所にならないように、両方ではこれは工夫していく必要があると思ふわけでございます。今後とも両省の信頼関係、話し合ひを通じまして、そのような目的に向かつて円滑に処理してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○坂口委員 最後に、租税特別措置による減収額の表を見せただけですと、いわゆる異常危険準備金というのがかなり額が大いわけでありまして、この異常危険準備金の積立率は今回わずかに引き下げられておるわけでありまして、これが昭和五十二年の減額で百八十億になつております。それから五十三年度はこれが十億というふうになつたと減らして書いてございますけれども、いまままでの累積と申しますか、五十二年度末ぐらいの程度で、大体で結構でございますが、どれぐらいになるか、また、その額の中でいわれる危険金としてもいまままでに使用されたものがあると思ひましたら、それはどのぐらいかということをお聞かせいただきたいと思います。

○米里政府委員 損害保険会社の異常危険準備金の残高でございますが、五十二年三月末の数字が一新しい数字でございますので、それで申し上げますと、期末残高五千八百七十五億円でございます。なお、取り崩しの額でございますが、これは年々多少のばらつきはございますが、大体三百億前後という状態でございます。

○坂口委員 もう一度お尋ねいたしますが、いまの五千三百七十億というのは五十一年度末でございますか。

○米里政府委員 五十一年度末、五十二年三月末に五千八百七十五億でございます。

○坂口委員 それで、三百億ぐらいずつということでございますが、これも率としてはかなり高いものの一つではないかと思ふのです。これも異常危険でございましてからどんなことが起こるかかわかりませんが、また、最近のように地震等が非常に発生いたしますと、これぐらいは確保しておかないとぐあいが悪いのかもしれない。その辺のところは私も十分に計算をした上での話ではあります。その辺の積み立て額とそれから年々の使用額とを比較いたしましたときに、今年度の改革ぐらゐな程度でいいの、まだもう少しぐらゐは可能なかというところはいかがでございますか。

○米里政府委員 取り崩しの額でございますが、何分異常危険ということで、地震、火災などの非常に大きなものが起こつた場合に備えてのものでございまして、年々の取り崩し額は必ずしも準備金の残高の基準にはならないかと思ひます。大きな災害が起これば一挙に取り崩されるというふうなこともあろうかと思ひます。

ただ、こういったようなものにつきましても、従来の発生率と積み立てにつきましては、御指摘のような乖離があることは事実でございますので、できるだけ与えられた条件のもとで縮減を図つていこうという努力はいたしております。

四十九年度、五十一年度引き続きまして五十三年度も、船舶保険につきましては八%を六%に、

火災保険などにつきましては五%を四%に、それから自動車につきましては今回、いまだ一%というものが認められておったわけですが、積み立てを認めないでゼロにするというにいたしました。そういう形で、実績との乖離は逐次、積立率の引き下げということで縮小を図ってまいっておりませんが、何分にも発生するときは、非常に巨額が発生するというような点もございいますので、その点も勘案しながら処理しているわけでございます。

○坂口委員 最後に、社会保険診療報酬の所得計算の特例について一言だけお聞きしておきたいと思ひます。

予算委員会等でも総理は、五十四年度からということで、これはまた議員立法でというお話をなすつてきたわけでありまして、きょうもこの委員会でも何度かこの問題は提出されました。昭和二十九年に最初にこの法律ができましたときの経緯から見まして、そのときに議員立法だったということとをけきからも言われるわけでありまして、この問題は非常にいろいろのむずかしい面を含んでおりますだけに、もしも改正をやるというのであるならば、これはやはり議員立法よりも政府立法でやりになるのが筋ではないか、こう思うのですが、いかがでございますか。

○村山国務大臣 これはどちらの考えもあろうと思ひますが、私は議員立法の方が筋じやないかと思つてゐるのでございます。

○坂口委員 何となく責任逃れのような感じもするわけでございます。

なぜ私がこういうことを申し上げるかと思ひますと、先ほども申しましたが、この問題は大蔵省だけで片づかない非常にいろいろの問題を含んでおることは御承知のとおりであります。そのむづかしさというのは、何も医師会との問題云々ではなくに、医療というものをどうするかという大きな問題が絡んでいるからでございます。特に適正な医療水準というものをどう考えるかということと税制の公平ということとをどう両立させるかと

いう問題があるわけでありまして、そういうふうな意味からは、大蔵省あるいは厚生省等が総合的に取り上げていかなければならない性格のものではないかと思ひわけでありまして、そのことを考えますと、これは議員立法というよりも、政府の間で真剣に煮詰めなければならぬ問題ではないか、それを議員立法という形で逃げるというのはいささか政府は逃げ腰の姿勢ではないか、こういう感じがしてならないわけでありまして、内容的に申しますと、これはぜひ私はやるなら政府立法でやるべき筋合いの問題である、こういうふうな感じがしてならないわけでございます。

診療報酬の適正化という問題は、言葉をかえて言えば、適正な医療とは何かということになりまして、このことは、言うはやすくしてなかなかこれを實現するということはむずかしい問題でございまして、そのこととこの税制の問題を片づけていきたいと思いますには、私は真剣に取り組まなければならぬ問題であるということをつけ加えておきたいと思ひわけでありまして、これは政府の方におかれまして、一層御検討をいただきたいと思ひます。

そのほか申し上げたいことはございしますが、きょうはこれだけにしておきまして、あとは同僚議員に譲らしていただきたいと思います。

○大村委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となつております本案について、来る八日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○大村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、来る三日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、

これにて散会いたします。
午後四時五十分散会

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条・第十条の二」に、

「第十八条の二」を「第十八条」に、「第二十条の五」を「第二十条の四」に、「第二十八条の四」を

「第二十八条の五」に、「第五節 住宅控除」を

「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四・第四十条の六）」に、「第五十二条の五」を「第五十二条

の四」に、「第五十七条の六」を「第五十七条の五」に、「第七節の二 景気調整のための課税の特例（第六十六条の四）」を「第七節の三 内国法

整のための課税の特例（第六十六条の四・第六人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の五）」に、「第六十六条の九」に、「第

六十六條の五」第六十八條を「第六十六條の十一」第六十八條の二に改める。

第七條中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第九條の見出し中「農業協同組合等」を「森林組合」に改め、同条中「法人（清算中の法人を除く。）で次に掲げるもの」を「森林組合（清算中のものを除く。）で昭和五十三年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合

併助成法（昭和三十三年法律第五十六号）第四條第二項の認定を受けたもの」に改め、各号を削る。

第十條第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。

第二章第二節第一款中第十條の次に次の一條を加える。

（特定機械設備等取得した場合の所得税額の特別控除）

第十條の二 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この条において「特定機械設備等」という。）を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる個人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第十二條の三第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日の属する年分（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した特定機械設備等（次条から第十三條の二まで、第十六條又は第十六條の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この条において「投資税額控除限度額」という。）を控除する。

この場合において、当該個人の供用年における投資税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金

額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人、それぞれば同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条

第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の減価償却資産

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該電子計算機

五 第十二条の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人、同項に規定する機械及び装置

2 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の

二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前三年内の各年(供用年)からその年の前年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。この場合における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各年において総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び

び租税特別措置法第十條の二第一項又は第二項(特定機械設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

第十一條第一項中「第九号」を「第八号」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を

六 相互に組み合わせて使用することにより高度な機能を発揮させることができるものとして新たに開発され又は著しく改良された電子情報処理装置と産業機械とを一組とした機械その他の設備でその製造に多額な費用を要するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

第十一條第一項の表の第八号を削り、同表の第九号を同表の第八号とし、同表の第十号を同表の第九号とする。

第十二條第一項中「三年以内」を「五年以内」に、「三十六」を「六十」に改め、「計算した金額」の下に「当該計算した金額が同項の規定により計算した償却費の額に満たない場合には、当該償却費の額とする。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当該公害防止施設につきその事業の用に供した年又はその翌年以後の年のいずれかの年において同項の規定の適用を受けなかつた場合には、当該公害防止施設については、その受けなかつた年の翌年以後の各年における適用はないものとする。

第十二條の二第一項の表の第一号中「六分の一」を「八分の一」に改める。
第十三條第一項中「附属設備」の下に「のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したものを、(四分の一)の下に(「当該機械装置等のうち工場用の建物及びその附属設備について

同表の第四号とし、同表の第六号中「エネルギー資源」を「未利用エネルギー」に改め、「促進」の下に「又はエネルギー資源の消費の節減」を加え、「設備」を「減価償却資産」に改め、同号を同表の第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

当該機械その他の設備	四分の一
相互に組み合わせて使用することにより高度な機能を発揮させることができるものとして新たに開発され又は著しく改良された電子情報処理装置と産業機械とを一組とした機械その他の設備でその製造に多額な費用を要するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	

は、同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の三分の一」を加える。

第十三條の二第一項中「第十四條」を「次条」に、「二分の一」を「五分の一」に改め、同項第一号中「同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業」に改め、「以下この号において同じ」とし、「これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)であつた者で政令で定めるものを除く。」を削り、「その附属設備」を「その附属設備(当該個人が、当該中小企業構造改善計画に係る承認前に中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業(以下この号において「適正化事業」という。)について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会

員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合には、これらの減価償却資産のうち当該中小企業構造改善計画に係る承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限り、」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのない商工組合等である場合、適正化事業

ロ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのある商工組合等である場合、適正化事業及び中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業

第十三条の二第一項第二号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項第三号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等（当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。）又はを削り、「特定建築物等」と総称するを「施設建築物」というに、「又は特定建築物等」を「施設建築物」とし、「当該特定建築物等」を「当該施設建築物」に改め、同条第三項及び第四項中「特定建築物等」を「施設建築物」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「百分の九十七・六」を「百分の九十八」に改める。

第二十條第十二項中「。次条第二項において同じ」を削る。

第一類第五号 大蔵委員會議録第九号 昭和五十三年三月一日

第二十條の二を削り、第二十條の三第一項中「あわせ」を併せに「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改め、「収入金額の下」と最近における当該補修の実績とを基礎を加え、「の百分の二に相当する金額」を削り、同条第二十條の二とする。

第二十條の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第二十條の三とする。

第二十條の五第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改め、同条第二十條の四とする。

第二十一條第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の五十五」を「百分の三十五」に改める。

第二十五條の二第一項及び第四項中「昭和五十三年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第二十八條の二の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第一項中「基金に係る負担金」を「基金に係る負担金又は掛金」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業共済事業団が行う中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二条第二項に規定する共済契約に係る掛金

第二十八條の三第十一項中「第一条」を「第十条の二」に改める。

第二十八條の四第二項第一号中（当該譲渡に係る土地等の面積が平方メートル以上である場合には、第四号に掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）を削り、同項第二号を削り、同項第三号中（当該譲渡を（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に、「次号イ」を「第四号イ」に改め、「ものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える

る。

三 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する取用交換等によるもの（当該取用交換等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第二十八條の四第二項第四号イを次のように改める。

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

第二十八條の四第二項第四号ハ及び同項第五号イ中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第七号中「その譲渡価格が適正であるもの」を、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるものに改め、同項に次の一号を加える。

八 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地

建物取引業者である個人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。）の譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの

第二章第二節第五款中第二十八條の四の次に次の一条を加える。

（認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例）

第二十八條の五 青色申告書を提出する居住者で円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）第四条第一項に規定する認定中小企業者に該当するものの昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条において同じ。）に係る同法第四百十條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

所得税法第四百十 条第一項第一号		その年の前年		その年の前年以前三年内の各年のうちいずれかの年分 （以下この条において「還付所得年分」という。）	
課税山林所得 金額	分	課税山林所得 金額	分	課税山林所得金額（既に当該還付所得年分の所得税の額 につき第四百四十二条第二項の規定の適用により還付され た金額がある場合には、当該還付所得年分の課税総所得 金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当す る金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金 額。次号において同じ。）	当該還付所得年分
当該純損失の 金額	分	当該純損失の 金額	分	当該純損失の金額（第四百四十二条第二項の規定により他 の還付所得年分の所得税の額につき還付を受ける金額の 計算の基礎とするものを除く。）	当該還付所得年分

所得税法第四百十 条第二項	その年の前年 分	当該還付所得年分
所得税法第四百十 条第三項	除く	除くものとし、既に当該所得税の額につき第四百十二 条第二項の規定の適用があつた場合には、その額から その適用により還付された金額を控除した金額とする
所得税法第四百十 条第四項	前年において	当該還付所得年分の所得税につき
所得税法第四百十 条第五項	前年において	前年(昭和五十一年又は昭和五十三年に限る。)において 前年以前三年内の還付所得年分以後の各年分

2 前項の規定は、昭和五十一年又は昭和五十三年において死亡した同項の認定中小企業者に該当する居住者の相続人が所得税法第二百一十五條第一項、第三項又は第五項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書(青色申告書に限る。)に記載すべき当該居住者のこれらの年において生じた純損失の金額に係る同法第四百一一条の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の認定中小企業者に該当する居住者で第二十五條の二第一項の選択をしたものの昭和五十一年又は昭和五十三年において生じたみなし法人損失額(同条第二項第一号に規定するみなし法人所得額の計算上生じた損失の金額をいう。)がある場合の特例その他第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第一項及び第二項中昭和五十三年十二月三十一日を「昭和五十一年十二月三十一日」に、「経済的利益」を「経済的利益(当該経済的利益が使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益を著しく超える場合として政

三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるもののうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を次に掲げる要件に該当するものに改め、「供するために」の下に「昭和五十三年一月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間に」を加え、「昭和五十一年一月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間に」を「当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して」に、「に」を「を」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業が都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。

ロ 当該事業が一団の宅地の造成に關する事業である場合には、その一団の土地の面積が一ヘクタール以上のものであること(当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲宅地」という。))がある場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が一ヘクタール以上のものであること。

ハ 当該事業が一団の住宅建設に關する事業である場合には、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること(当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲住宅」という。))がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸

数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。

ニ 当該事業により造成される宅地(優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの)又は当該事業により建設される住宅(優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの)の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第三十四條の二第二項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四條第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九條第二項の規定により買収取られる場合

第三十五條第一項中「譲渡をし、当該家屋とともに」を「譲渡(当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者)に對してするもの及び所得税法第五十八條の規定又は第三十三條から第三十三條の四まで、第三十七條若しくは第三十七條の四の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。若しくは当該家屋とともにする」に、「以下次条までにおいて同じ。」をし、「を」を以下この条において同じ。をした場合に、「(建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。)の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合(当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者)に對して譲渡をした場合及び第三十三條から第三十三條の三までの譲渡をした場合を除く。を」の譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものの譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡を、これらの家

屋が当該個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にした場合に改める。
第三十六条第一項中「譲渡をした」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした」に改める。

第三十七条第一項の表の第六号の上欄中口をハとし、イをロとし、同号の上欄にイとして次のように加える。

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四條第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区

第三十七條の三第二項中「第十一條」を「第十條の二」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十條の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この節において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この節において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額

は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分のその者の雑所得を金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（以下この条において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の十以上である居住者

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式等のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。）及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の前日五年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等がその者に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（次条第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）のうち当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の総収入金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六條の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合
二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る海域で政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合
4 第一項各号に掲げる居住者が同項の規定の適用を受ける場合は、その者は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書に添付しなければならない。
5 第一項各号に掲げる居住者が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、その者は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。
第四十條の五 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国子会社等につき次の各号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に掲げる金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「課税済配当等の額」という。）が含まれてゐるときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のその事実の生じた日の属する年分の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（所得税法第二十五

条の規定により当該特定外国子会社等からの利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。第一号を除き、以下この節において「配当等の額」という。に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 所得税法第二十五条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付 その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同項に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 所得税法第二十五条第二項各号に掲げる事実 当該各号に掲げる金額

2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済配当等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済配当等の額」という。）がある場合には、当該控除未済配当等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年の特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

3 第一項又は前項の規定は、第一項に規定する年分の確定申告書を提出し、又は当該確定申告書及びその翌年分以後前項の規定の適用を受けようとする年分までの各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、その提出する第一項に規定する年分の確定申告書又は当該各年分の確定申告書に、それぞれ同項又は前項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額並びに第一項又は前項に規定する特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額及び課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 税務署長は、第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分の確定申告書の提出がなかつた場合又は当該控除をされるべきこととなる金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項又は第二項の規定を適用することができ。

額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額並びに第一項又は前項に規定する特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額及び課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 税務署長は、第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分の確定申告書の提出がなかつた場合又は当該控除をされるべきこととなる金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項又は第二項の規定を適用することができ。

第四十条の六 居住者が第四十条の四第一項各号に掲げる者に該当するかどうか及び外国法人が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国子会社等から受ける配当等の額につき納付する所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の処理その他前二条の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による控除を受けることができる居住者が当該控除を受けることができる各年において、同項に規定する家屋の新築工事若しくは取得に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。又は政令で定める建設業者に請け負わせた当該家屋の新築工事若しくは政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該家屋のその請負代金若しくは取得の対価で、契約により賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているものに係る債務の金額を有している場合で、当該債務の金額でこれらの家屋の新築工事の請負代金又は取得の対価に充てられているものに係るその年中における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超える年があるときは、その超える年に係る前項の規定による控除すべき金額は、同項の規定により計算した金額に、当該居住者の当該その年中における割賦償還金の額又は賦払金の額とを加える。

2 前項の規定による控除を受けることができる居住者が当該控除を受けることができる各年において、同項に規定する家屋の新築工事若しくは取得に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。又は政令で定める建設業者に請け負わせた当該家屋の新築工事若しくは政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該家屋のその請負代金若しくは取得の対価で、契約により賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているものに係る債務の金額を有している場合で、当該債務の金額でこれらの家屋の新築工事の請負代金又は取得の対価に充てられているものに係るその年中における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超える年があるときは、その超える年に係る前項の規定による控除すべき金額は、同項の規定により計算した金額に、当該居住者の当該その年中における割賦償還金の額又は賦払金の額とを加える。

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

して政令で定める金額から三十万円を控除した金額に五パーセントを乗じて計算した金額（その金額が三十万円を超える場合には、三十万円を加算した金額とする）。

第四十一条の二第二項中「証明書」の下に「その他大蔵省令で定める書類」を加え、「規定により控除される」を「規定による控除をされる」に改める。

第四十一条の四第一項及び第四十一条の八第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第四十二条の三第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「この条及び」の下に「第六十六条の五並びに」を加える。

第四十三条第一項中「第十二号」を「第八号」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「エネルギー資源」を「未利用エネルギー」に改め、「促進」の下に「又はエネルギー資源の消費の節減」を加え、「設備」を「減価償却資産」に改め、同号を同表の第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

相互に組み合わせて使用することによりより高度な機能を発揮させることができるものとして新たに開発され又は著しく改良された電子情報処理装置と産業機械とを一組とした機械その他の設備でその製造に多額な費用を要するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該機械その他の設備	四分の一
--	------------	------

第四十四条第一項中「三年以内」を「五年以内」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に、「三十六」を「六十」に改め、「計算した金額」の下に「（次項において「五年間均等額」とい

う。」を加え、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定を適用する場合において、当該公害防止施設の普通償却限度額が五年間均等額を超えることとなる事業年度があるときは、当該事業年度の普通償却限度額は五年間均等額であるものとして同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、当該公害防止施設につきその事業の用に供した事業年度以後のいずれかの事業年度においてこれらの規定の適用を受けなかつた場合には、当該公害防止施設については、その受けなかつた事業年度後の事業年度における適用はないものとする。

第四十五条第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改め、同項の表の第一号中「六分の一」を「八分の一」に改める。

第四十五条の二第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第四十五条の三第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に、「二分の一」を「五分の二」に改め、同項第一号中「同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業に改め、以下この号において同じ」と及び「これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員が当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。」であつた者で政令で定めるものを除く。」を削り、「その附属設備」を「その附属設備（当該法人が、当該中小企

業構造改善計画に係る承認前に中小企業近代化促進法第四十一条に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業以下この号において「適正化事業」という。）について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。）又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合には、これらの減価償却資産のうち当該中小企業構造改善計画に係る承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのない商工組合等である場合、適正化事業

ロ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのある商工組合等である場合、適正化事業及び中小企業近代化促進法第四十一条に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業

第四十五条の三第一項第二号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項第三号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「附属設備」の下に「のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の前日五年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの」を加え、「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、「四分の一」の下に「（工場用の建物及びその附属設備については、三分の一）」を加える。

第四十七条第一項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等（当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。）又は」を削り、「特定建築物等」と総称するを「施設建築物」というに、「又は特定建築物等」を「又は施設建築物」に、「当該特定建築物等」を「当該施設建築物」に、「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改める。

第四十八条第一項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同項の表中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改め、同条第二項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改める。

第五十条第一項及び第五十一条第二項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第五十一条の二第一項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同条第二項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第五十二条の二を削り、第五十二条の三を第五十二条の二とし、第五十二条の四を第五十二条の三とし、第五十二条の五を第五十二条の四とする。

第五十三条第一項中「百分の九十七・六」を「百分の九十八」に、「証券取引所において」を「証券取引所に」、「百分の九十九・二」を「百分の九十九・五」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同項第一号口の有価証券のうち、株式についてはこれを上場株式とその他の株式とに区分し、株式以外の有価証券についてはこれを証券取引所に上場されているものとその他の有価証券とに区分して計算することとする。

第五十五条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「第三項第八号ハ」を「第三項第九号ハ」に改め、同項の表の第一号中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「第四号又は第六号」を「第五号又は第七号」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同表の第四号ととし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

使用済核燃料再処理事業債権 百分の四十

「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第三号」を「第四号」に改め、同表を同項第十三号とし、同項第十号中「第三号」を「第四号」に、「第四号」を「第五号」に改

め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 使用済核燃料再処理事業債権 第一項に規定する内国法人の取得する第三号の使用済核燃料再処理事業法人に対する貸付金に係る債権で、その取得をすることが本邦における使用済核燃料の有効利用に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第三項第九号中「又は外国法人（第二項第一項第一号又は第二号に規定する非居住者又は外国法人をいう。第十一号において同じ。）を（第二項第一項第一号に規定する非居住者をいう。第十三号において同じ。）又は外国法人」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第四号」を「第五号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「金属鉱物」の下に「水産動植物、飼料用穀物」を加え、「開発又は」を「開発（養殖、栽培その他これらに類する行為を含む。以下この項において同じ。）又は」に（当該事業に附随して行われる事業及び同法の施行地におけるこれらの事業で当該石油に係るものを含む。以下次号までにおいて「資源開発事業等」という。）を「（水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第三十一号）第三條第三項に規定する漁業水域において行われるものを除く。）及びこれらの事業に附随して行われる事業並びに法人税法の施行地におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 使用済核燃料再処理事業法人 外国法人

（第二項第一項第二号に規定する外国法人をいう。第十号及び第十三号において同じ。）で、その現に行つてゐる事業が原子力発電用原子炉に燃料として使用された原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三條第二号に規定する核燃料物質（以下この号及び第十一号において「使用済核燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済核燃料を化学的方法により処理する事業であるものをいう。

第五十五条第五項第一号中「及び資源特定債権を」第三項第十一号に規定する使用済核燃料再処理事業債権及び資源特定債権に改め、同項第二号中「第三項第十二号」を「第三項第十四号」に改め、同項第三号中「第三号」又は「第四号」を「第四号又は第五号」に、「百分の二十五」を「百分の六十二・五」に改め、同項中「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に改める。

第五十六條の二第一項及び第五十六條の三第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第五十六條の四第一項中「第四十三條第一項の表の第九号に規定する」を「地方鉄道法第十二條第一項に規定する地方鉄道業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一項に規定する軌道を敷設して行ふ運輸事業を営む」に、「同号に規定する設備」を「特定鉄道設備」に、「同号に規定する工事」を「特定工事」に、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、大都市及びその周辺地域における鉄道又は軌道の緊急かつ計画的な整備を促進するために必要な路線の新設その他の工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定鉄道設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される線路設備その他の設備で政令で定めるものをいう。

第五十六條の四第三項中「同項の設備」を「同項に規定する特定鉄道設備」に改め、「繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額」の下に「（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を加え、当該設備を「当該特定鉄道設備」に、「区分した設備」を「区分した特定鉄道設備」に、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に改め、同条第四項中「同項の設備」を「同項に規定する特定鉄道設備」に、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に、「区分した設備」を「区分した特定鉄道設備」に、「前二項」を「前項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

第五十六條の五第一項中「第四十三條第一項の表の第十号に規定する」を「電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二條第五項に規定する電気事業を営む」に、「同号に規定する機械及び装置（以下この条において「発電設備」という。）を「特定発電設備」に、「同号に規定する工事」を「特定工事」に、「当該発電設備」を「当該特定発電設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、原子力発電の緊急かつ計画的な開発を推進するために必要な工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定発電設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の機械及び装置をいう。

第五十六條の五第三項中「同項の発電設備」を「同項に規定する特定発電設備」に、「（前事業年度を）（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度に改め、同項に規定する特定発電設備」を「当該特定発電設備」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

ととなつた金額又は前事業年度に改め、「前項又は」を削り、「当該発電設備」を「当該特定発電設備」に改め、同条第四項第二号中「前二項」を「前項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

第五十六條の六第一項中「第四十三條第一項の表の第十一号に規定する」を「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二條第一項に規定する一般ガス事業を営む」に改め、同条第二項中「大都市」の下に「（人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む。）を加え、（のうちその取得又は建設に要する費用が著しく多額なもの」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「同項の」を「同項に規定する」に、「（前事業年度を）（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度に改め、同項に規定する特定発電設備」を「当該特定発電設備」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

第五十六條の八を削る。

第五十六條の九第一項中「百分の二十に相当する金額」を「と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第五項中「当該積み立てた金額」の下に「（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）」を加え、同条第九項中「第五十六條の九」を「第五十六條の八」に改め、同条を第五十六條の八とする。

五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とする。
第六十六條の二中、「第四号又は第六号」を削る。

第六十六條の三第一項第二号から第四号までの規定中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六十六條の八を第六十六條の十三とする。
第六十六條の七の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第一項中「基金に係る負担金」を「基金に係る負担金又は掛金」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同条を第六十六條の十二とする。

二 中小企業共済事業団が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二條第二項に規定する共済契約に係る掛金第六十六條の六を第六十六條の十一とし、第六十六條の五を第六十六條の十とする。
第三章第七節の二中第六十六條の四の次に次の一条を加える。

(特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除)

第六十六條の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十二年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定機械設備等」という。)を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる法人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第四十五條の二第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。)には、その事業の用に供した日を含

む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の所得に対する法人税の額(この条及び第四十二條の三並びに同法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下次項までにおいて同じ。)からその事業の用に供した特定機械設備等(第四十三條から第四十六條まで、第四十九條、第五十一條若しくは第五十二條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額(以下この条において「投資税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における投資税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 第四十三條第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる法人それぞれ同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法第二條第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検

査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該電子計算機

五 第四十五條の二第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等同項に規定する機械及び装置

2 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合においては、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をし

てもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載が

あり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二條及び第七十四條を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七條第二項中「第七十條の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十條の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十六條の五(特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十六條の五(特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十六條の五(特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十四條第一項第二号中「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十六條の五(特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

第三章第七節の二の次に次の一節を加える。

第三章第七節の二の次に次の一節を加える。

第七節の三 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十六條の六 次に掲げる内国法人に係る内国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの(以下この節において「特定外国子会社等」という。)が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の所有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この節において「課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額(以下この条において「発行済株式等」という。)のうちに占める割合が百分の十以上である内国法人

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する内国法人(前号に掲げる内国法人を除く。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人(第二條第一項第二号に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。)で、その発行済株式等のうちに居住者(同項第一号に規定する居住者をいい、当該居住者と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある第二條第一項第一号に規定する非居住者を含む。)及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者(第二條第一項第一号に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。)又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等(株式(出資を含む。))若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利

に関する使用権を含む。))若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。))の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等が当該内国法人に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額第六十六條の八第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。のうちに当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の総収入金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十條の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る海域

で政令で定めるものを含む。))において行つてゐる場合として政令で定める場合

4 第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書(法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書)をいう。次項において同じ。)に添付しなければならない。

5 第一項各号に掲げる内国法人が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第六十六條の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税法(法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。))の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する外国法人税の額とみなして、同条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額及び租税特別措置法第六十六條の七第一項(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される内国法人税の額のうち同項の規定によりその内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とする。

2 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対

昭和五十二年三月一日

定により前五年

利益の配当

定申告書に当該

て当該特定外国子会社等

は剰余金の分配の額の支払

に掲げる金額

100

第一項の規定により損金の額

の適用を受けた内国法人の同

内国法人が第六十六条の六第

第六項中「第五十二條の四第

日の欠損金の繰戻しによる還

一項第四号中第十三項]を

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の規定に基づく経営移譲年金の支給を受けるため同項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該受贈者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたこと及び当該受贈者が当該設定に関し政令で定める要件を満たしていることについての届出書が、大蔵省令で定めるところにより、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び前項の規定の適用については、当該設定は、なかつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた受贈者が当該設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合における当該受贈者に係る第一項及び第二項の規定については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該受贈者が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、当該受贈者がその者に係る贈与者の推定相続人に該当しないこととなつたものとみなす。

第七十条の四に次の一項を加える。

19 第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項の規定の適用を受けたものが同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合における当該受贈者に係る第

一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の五第一項中「第七項」を「第九項」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第七十条の六第一項中「第八項」を「第九項」に改め、「農業の用に供するもの」の下に「(第八項の規定に該当する農業相続人にあつては、その推定相続人の農業の用に供するものを含む。)」を加え、「第十七項」を「第十八項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十二項」に、「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に、「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に、「第十七項並びに第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「前項」を「第七項」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第七十条の四第三項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者で同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させているものに係る同条第一項の贈与者が死亡し、当該農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に当該受贈者が農業相続人として当該農地等につき第一項の規定の適用を受けているときは、当該農業相続人に係る同項及び前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該農業相続人が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日に当該農業相続人が前号の農地等に係る農業経営の廃止をしたものとみなす。

第七十四条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七十五条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に、「千分の十二」を「千分の十八」に改める。

第七十六条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「第六十九条、第七十条」を削り、同条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「第三十六条」の下に、「第六十九条又は第七十条」を加える。

第七十七条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「場合

には「の下に」、第七十七条の四の規定の適用がある場合を除き」を加え、「区域のうち」を「区域のうち」に、「以外の区域内にあるものを除く」を「又は農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にあるものに限る」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十七条の三中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十七条の四第一項中「土地を除く」の下に「又は同法第八條第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地法第二條第一項に規定する農地若しくは同項に規定する採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。))」を加え、同条第二項中「農用地等」の下に「又は準農地」を加える。

第七十七条の五中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七十七条の七中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十八条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三の見出し中「土地」を「土地等」に改め、同条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「土地」を「土地又は建物」に、「工場又は」を「工場若しくは」に、「土地として」を「土地又は当該事業の用に供する建物として」に、「その登記を」に「これらの登記」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十八条の四第三項中「各号に掲げる業務」の下に「又は事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)第二条第二項に規定する中央会 同法第三条第一号

に掲げる事業

第八十一条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三号イ中「千分の六」を「千分の九」当該取得が中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の六に改め、同号ロ中「千分の四」を「千分の六」当該取得が中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の四に改める。

第八十一条の二の見出し中「農業協同組合等」を「森林組合」、「不動産等」を「不動産」に改め、同条第一項中「農業協同組合若しくは」を削り、「農業協同組合併助成法第四号第二項若しくは」を削り、「これら」の登記を「その登記」に改める。

第八十二条第一号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。

第八十四条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。

第八十九条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第九十条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、「若しくは鉄鋼」を削る。

第九十条の二第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

四月三十日に改める。

第九十条の六の見出し中「非課税」を「非課税等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 砂糖消費税法第二号第一項第一号に規定する結晶工程を経ない含み砂糖のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、冷却して製造した粉状又は粒状の砂糖（同項に規定する第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は同号に規定する政令で定める方法による濃縮工程を経たものを除き、当該砂糖をその製造場から移出する前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限り、その糖度（同号に規定する糖度をいう。第九十条の八第一項において同じ。）が八十六度を超え九十度以下のも（次項及び次条第三項において「粉粒状黒糖」という。）に係る砂糖消費税の税率は、同法第九号の三第三項の規定にかかわらず、一キログラムにつき三円とする。

5 粉粒状黒糖を砂糖類の製造場から移出した者は、砂糖消費税法第十号第一項の規定による申告書に、その旨及び当該粉粒状黒糖の重量を記載しなければならない。

第九十条の七第三項中、「第一種甲類の砂糖」を「第一種甲類の砂糖に含まれないものとし、前条第四項の規定の適用については粉粒状黒糖」に改める。

第九十条の八第一項中（同号に規定する糖度をいう。）を削り、「こえ」を「超え」に改める。

正

第二条 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月一日」とし、自動車重量税印紙に係る収入にあつては、翌年度の五月三十一日」を「六月一日」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法第三十四号第二号の改正規定、同法第三十四号の二第二号第四号の次に一号を加える改正規定、同法第三十七号第一項の表の第六号及び第六十五号の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五号の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十五号の七第一項の表の第六号の改正規定は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第五号）の施行の日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置）
第三条 新法第七条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十三の規定は、非居住者が

施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）
第四条 旧法第九条第一号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたもの又は同条第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 旧法第九条第二号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

3 青色申告書を提出する農業協同組合で政令で定めるもののうち施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めて施行日以後に当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が施行日以後に交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十五号第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「農業協同組合」とあるのは、「農業協同組合のうち租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法

律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第
号。以下「昭和五十三年改正法」という。)
附則第四條第三項に規定する政令で定めるもの
とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五條 新法第十一條第一項の表の第五号及び第
六号の規定は、個人が施行日以後に取得等取
得又は製作若しくは建設をいう。以下この条に
おいて同じ。をその事業の用に供するこ
れらの号に掲げる減価償却資産について適用
し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一
條第一項の表の第六号に掲げる減価償却資産を
その事業の用に供した場合については、なお従
前の例による。

2 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第四号
に規定する政令で定められた減価償却資産に係
る同項の政令で定める期間内に取得等とされる
当該減価償却資産については、なお従前の例に
よる。

3 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第八号
に規定する政令で定められた電子計算機に係る
同項の政令で定める期間内に取得又は製作とさ
れる当該電子計算機については、なお従前の例
による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法
第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、
第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第
三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用
については、新法第十條の二第一項中「次条か
ら」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国
税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する
法律(昭和五十三年法律第 号。以下「昭和
五十三年改正法」という。))附則第五條第二項及
び第三項を含む。」から」と、新法第十二條の二
第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五
十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含
む。)」と、新法第十二條の三第一項中「前三條」
とあるのは「前三條(昭和五十三年改正法附則
第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第

十三條第一項、第十三條の二第一項、第十四條
第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二
項中「第十二條」とあるのは「第十一條(昭和五
十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含
む。)」と、新法第二十八條の三第一項、第三十
三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中
「第十條の二」とあるのは「第十條の二、第
十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項
及び第三項を含む。)、第十二條から」とする。

5 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に
取得等をしてその事業の用に供する同条第一項
に規定する公害防止施設について適用し、個人
が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項
に規定する公害防止施設をその事業の用に供し
た場合については、なお従前の例による。

6 新法第十二條の二第一項の表の第一号の規定
は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業
の用に供する同項に規定する工業用機械等につ
いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧
法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等
をその事業の用に供した場合については、なお
従前の例による。

7 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日
以後に取得等をする同項に規定する機械及び装
置並びに工場用の建物及びその附属設備につい
て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法
第十三條第一項に規定する機械及び装置並びに
工場用の建物及びその附属設備については、な
お従前の例による。

8 新法第十三條の二第一項第一号の規定は、次
項に定める場合を除き、施行日以後に同号に規
定する中小企業構造改善計画につき同号の承認
を受ける同号に規定する商工組合等の構成員の
有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額
の計算について適用し、施行日前に旧法第十三
條の二第一項第一号に規定する中小企業構造改
善計画につき同号の承認を受けた同号に規定す
る商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減
価償却資産の償却費の額の計算については、な

お従前の例による。この場合において、施行日
から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法
第十三條の二第一項第一号に規定する適正化事
業に係る中小企業構造改善計画につき同号の承
認を受ける同号に規定する商工組合等のうち
政令で定めるものの構成員の有する同号に掲
げる減価償却資産に対する同項の規定の適用に
ついては、同項中「五分の二」とあるのは、「二
分の一」とする。

9 旧法第十三條の二第一項第一号に規定する中
小企業構造改善計画につき施行日前一年以内に
同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等
の構成員である個人で同号に規定する他の中小
企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合
等の構成員であつたため同号に掲げる場合に該
当しなかつたものが、当該中小企業構造改善計
画を実施する場合において、その実施する中小
企業構造改善計画が新法第十三條の二第一項第
一号に掲げる事業について定められた同号に
規定する中小企業構造改善計画に該当するもの
であるときは、その実施する中小企業構造改善
計画に係る承認が施行日にされたものとみなし
て、当該個人が施行日以後に取得等をする同号
に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用
する。

10 新法第十三條の二第一項第二号の規定は、施
行日以後に同号に規定する構造改善事業計画に
つき同号の承認を受ける同号に規定する特定組
合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産
の償却費の額の計算について適用し、施行日前
に旧法第十三條の二第一項第二号に規定する構
造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号
に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲
げる減価償却資産の償却費の額の計算について
は、なお従前の例による。

11 新法第十三條の二第一項第三号の規定は、施
行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計
画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁
業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁

船の償却費の額の計算について適用し、施行日
前に旧法第十三條の二第一項第三号に規定する
中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受け
た同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有
する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算につ
いては、なお従前の例による。

12 新法第十四條第二項の規定は、個人が施行日
以後に取得又は新築をする同項に規定する施設
建築物について適用し、個人が施行日前に取得
又は新築をした旧法第十四條第二項に規定する
特定建築物等については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に納付した旧法第十八條の
二第一項に規定する事業者負担金については、
なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第六條 旧法第二十條の二第一項の公害防止準備
金を積み立てている個人の昭和五十三年一月一
日における昭和五十二年から繰り越された同条
第二項に規定する公害防止準備金の金額の繰取
入金額への算入については、なお従前の例によ
る。

2 青色申告書を提出する個人で旧法第二十條の
二第一項に規定する指定事業を営むものが、昭
和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十
一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃
止した日の属する年を除く。)において、公害の
防止に要する費用の支出に備えるための準備金
として公害防止準備金を積み立てる場合には、
同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十三
年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十三
年一月一日から昭和五十六年三月三十一日ま
で」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」
と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、相当
する金額」とあるのは「相当する金額(昭和五十
三年にあつては、同年一月一日から同年三月三
十一日までの期間内における当該政令で定める
金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に
属する事業については、千分の三)に相当する
金額と同年四月一日から同年十二月三十一日ま

での期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二に相当する金額との合計額)として、同条の規定の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第二十一条に規定する個人の昭和五十三年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「昭和五十三年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第八条 新法第二十八条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に行う当該土地の譲渡等については、同条第二項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第二十八条の四第二項の規定の例によることができる。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第九条 新法第二十八条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する還付所得年分が昭和四十九年分である場合における同条第一項の規定

により読み替えられた所得税法第四百十条又は第四百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十五号)附則第七条の規定に準じて計算した所得税の額による。

2 新法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第四百十条又は第四百四十一条の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十三年において生じた純損失の金額につき、既に所得税法第四百十条又は第四百四十一条の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八条の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

(給与所得者等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例に関する経過措置)

第十条 新法第二十九条第一項の規定は、同項に規定する給与所得者等(以下この条において「給与所得者等」という。)が施行日以後に同項に規定する住宅等を低い価額の対価により譲り受ける場合における経済的利益について適用

し、給与所得者等が施行日前に当該住宅等を低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

2 新法第二十九条第二項の規定は、給与所得者等が同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で施行日以後の期間に係るものについて適用し、給与所得者等が当該資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で施行日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

3 新法第二十九条第三項の規定は、給与所得者等が施行日以後に同項に規定する利子に充てため金銭の支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受ける金額について適用し、給与所得者等が施行日前に当該利子に充てため金銭の支払を受けた場合における旧法第二十九条第三項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十二条第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡で同項に規定する証明がされたものに係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十二条第三項に規定する土地等の譲渡で同項に規定する証明がされたものに係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に行う新法第三十二条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する土地等の譲渡については、同条第三項の規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第三十二条第三項の規定の例によることができる。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第十二条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定

する家屋を昭和五十三年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十三年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十四条 新法第四十三条第一項の表の第五号、第六号及び第九号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第六号及び第十三号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第四号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第八号に規定する政令で定められた電子計算機に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされる当該電子計算機については、なお従前の例による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八、

8 新法第四十五条の第三項第一号の規定は、次項に定める場合を除き、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承

産の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第一項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた

日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に取得する政令で定める株式（出資を含む。）又は債権については、新法第五十五条第一項の表の第

三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の五の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額(同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額を

いう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十六條の六の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額(同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

6 旧法第五十六條の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人の施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する公害防止準備金の金額(当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 青色申告書を提出する法人で旧法第五十六條の八第一項に規定する指定事業を営むものが、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十二年三月三十一日を含む事業年度(以下この項において「経過年度」という。)(開始の日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(当該事業年度が経過年度である場合は、当該経過年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相

当する金額と同年四月一日から当該経過年度終了の日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二)に相当する金額との合計額」として、同条の規定の例による。

8 旧法第五十七條の三第一項の違約損失準備金を積み立てている法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日における同項第二号に規定する違約損失準備金(当該直前の事業年度において同項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、政令で定める。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十六條 新法第五十八條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十七條 新法第六十三條の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において行う当該土地の譲渡等のうち施行日以後に行うものについては、同条第三項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第六十三條第三項の規定の例によることができる。

2 新法第六十三條第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第六十六條の五の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 法人が昭和五十三年一月一日に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第三号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八條 旧法第六十六條第一項第一号ロに規定する法人が施行日前に同項に規定する承認を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條第一項第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたもの又は同条第一項第六号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたものが、同条第一項第三号又は第六号に規定する認定を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條第一項第四号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求

め、施行日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六條及び第六十六條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六條第一項第六号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第十八條第四項に規定する政令で定めるもの」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第六十一條の規定の適用については、同条第一項中「認定」とあるのは「認定(昭和五十三年改正法附則第十八條第四項の規定によりその効力を有するものとされる昭和五十三年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第六号に規定する認定を含む。)」と、新法第六十三條第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項(昭和五十三年改正法附則第十八條第四項を含む。)」とする。

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

第十九條 新法第六十六條の十二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する掛金について適用する。

(利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置)

第二十條 新法第六十八條の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八條に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第二十一條 新法第六十八條の二に規定する内国法人の昭和五十二年六月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十二條第二十号に規定す

る欠損金額に係る新法第六十八條の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求をしておりときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の内私とみなす。

(贈与税及び相続税に関する経過措置)
第二十二條 新法第七十條の四第三項、第四項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の六第八項の規定は、施行日以後に新法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる新法第七十條の六第一項に規定する農地、採草放牧地又は準農地(以下この項において「農地等」という。)の取得をした同条第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税について適用し、施行日前に旧法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた当該農地等の取得をした旧法第七十條の六第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈

に係る相続税については、なお従前の例による。(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十三條 新法第七十五條の二の規定は、同条に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日以後に新築し、又は取得する同条の規定に該当する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が施行日前に新築し、又は取得した当該家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條第一項及び第三項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十六條第一項及び第三項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる交換により取得する同条の規定に該当する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた交換により取得した旧法第七十七條の規定に該当する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条の規定に該当する土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該法人が施行日前に買入れ又は借受けをした当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の四の規定中準農地に係る部分は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該準農地の取得が施行日前にされた同項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項

に規定する公告に係るものであるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該公告、調停又はあつせんがあつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」と、同条第二項中「当該交換分合に係る同法第十三條の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三條の四において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告があつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」とする。

6 新法第七十七條の七の規定は、施行日以後に同条に規定する農林漁業者又は団体に対して行われる同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にこれらの者に対して行われた当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三第一項の規定中土地に係る部分は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八條の三第三項の規定中建物に係る部分は、前項の中小企業者が施行日以後に受ける同条第一項に規定する建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該中小企業者が施行日前に取得した当該建物について受ける所有権の移転の登記に係る登録免許税に対する同項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政

令で定めるところによる。

9 新法第七十八條の四第三項第四号の規定は、同号に掲げる中央会が施行日以後に受ける同号に掲げる事業に係る債権を担保するための抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用する。

10 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされたこれらの勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十一條の二第一項の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたもの又は同条第一項の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたものが、それぞれこれらの認定を受けて合併をした場合における同条第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十一條の二第二項の森林組合で施行日前に森林組合併助成法(昭和三十一年法律第五十六号)第四條第二項の認定を受けたものが合併をした場合における旧法第八十一條の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併をする場合における旧法第八十一條の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「又は漁業協同組合」とあるのは、「又は漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第二十三條第十三

項に規定する政令で定めるもの」とする。

14 新法第八十二条第一号及び第八十四条の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第八十二条第一号及び第八十四条に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)
第二十四条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の第二項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「を営むものその他の政令で定めるもの」を「及びソフトウェア業を営むもの(当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)」に、「又は昭和五十三分」を「昭和五十五年分までの各年分」に改める。

附則第六条第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に「(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)以下「昭和五十三分改正法」という。第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

附則第十条中「を営むものその他の政令で定めるもの」を「及びソフトウェア業を営むもの(当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)」に、「又は昭和五十三分」を「昭和五十五年分までの各年分」に改める。

業とを併せ営むものを除く。に、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に「(昭和五十三年改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の五の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十二年分の所得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第二十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第六十六条の五」を「第六十六条の十」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 第二条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律第十四条第一項の規定は、昭和五十三年以降の年度に所屬すべき同法第二条第一項に規定する国税収納金等の歳入への組入れについて適用し、昭和五十二年以前年度の歳入に所屬すべき同項に規定する国税収納金等の歳入への組入れについては、なお従前の例による。

の例による。

理由

最近における財政事情と社会経済情勢の推移に顧み、今次の税制改正の一環として、公害防止準備金の廃止、価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、内国法人等に係る外国子会社等で租税負担の著しく低い国等にあるものの留保所得を当該内国法人等の所得に合算して課税する制度を創設することとするほか、民間金融機関等から融資等を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡益重課制度の適用除外要件である適正利益要件を適正価格要件に改め、特定機械設備等取得した場合の税額控除制度及び認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例制度を設け、その他揮発油税の税率の特例措置等期限の到来するものについて実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき国税収納金等の受入期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第七号中正誤

少 段 行 誤 正
二 三 業 者 が 採 用 す る 業 者 が 左 右 す る